

特許庁委託事業

中国における日本の地名等の商標登録対策マニュアル

2025年4月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

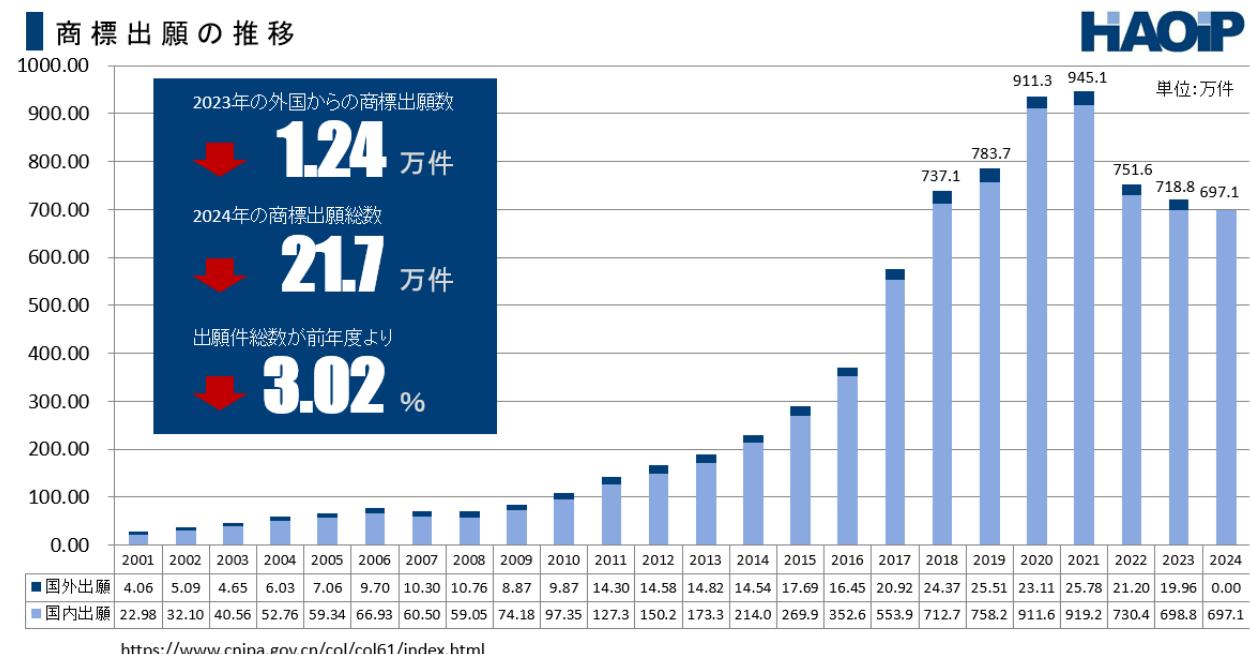
(知的財産権部)

目次

はじめに.....	3
第一章：中国商標制度の概要.....	4
第1節 商標の権利化.....	4
第2節 商標権の主張.....	9
第3節 地名を含む商標の特徴.....	12
第二章 日本の地名を含む商標出願・登録の現状.....	18
第三章 日本の地名を含む商標の使用の法的リスク	19
第1節 警告書.....	19
第2節 民事責任.....	19
第3節 行政責任.....	19
第4節 刑事責任.....	19
第5節 税関差止.....	20
第6節 ECサイトのテイクダウン.....	20
第四章 権利主張を受けた場合の対処方針.....	21
第1節 総説	21
第2節 事前の調査と商標出願.....	21
第3節 他人の登録商標に対する法的手段	22
第4節 日本の地名を含む商標の使用者の抗弁	27
第5節 対処上の注意点	38
終わりに.....	40
添付資料.....	42
添付資料1：関連法規の抜粋	42
添付資料2：含日本の地名の商標出願調査	62
添付資料3：参照裁判例一覧	93

はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という）の年間商標出願件数は、2021年がピークの945.1万件であったが、2022年の年間商標出願件数は751.6万件と、13年ぶりに年間商標出願件数は減少した。さらに、2023年の年間商標出願件数は、2022年度より32.8万件減少し、718.8万件となり、前年度より4.36%減少となった。2024年の年間商標出願件数は697.1万件となり、2023年より21.7万件¹減少し、前年度比3%減少となった。年間の商標出願件数は減少傾向にあるが、年間698.2万件は依然として高い水準にある。



※ 本文作成時、2024年の外国出願と国内出願の内訳が不明確であるため、全出願を国内出願とみなした。

また、中国国家知識産権局が発表したデータによれば、2024年11月までの累積登録商標件数は、4942.4万件となった。この中には、日本の地名、例えば、都道府県名、政令指定都市名、一定の知名度を有する地名、またはその地名を含む登録商標が多数存在している。その商標権者は、中国などの外国企業・個人、日本の地方政府、および日本の企業・個人となっている。

このような状況において、善意の日本企業が、他人の登録商標に含まれている地名を自社の商品または役務に使用する場合、当該日本企業が当該地名を使用することができるか否か、または、使用できる場合、どのような条件が求められるのかについて、実務的な観点から、裁判例および審判事例を通じて、中国の現状を説明しつつ、日本の地名等の正当な使用方法を探りたい。

¹ 2025年1月15日、国家知識産権局企画司、「知識産権統計速報」2025年第1期、P1~2

「2024年、我が国商標出願件数は697.1万件である。商標登録件数は478.1万件である。2024年の年末まで、有効な登録商標は4977.7万件である。」

URL:https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=197200&colID=88

第一章：中国商標制度の概要

第1節 商標の権利化

1 中国の商標出願の流れ

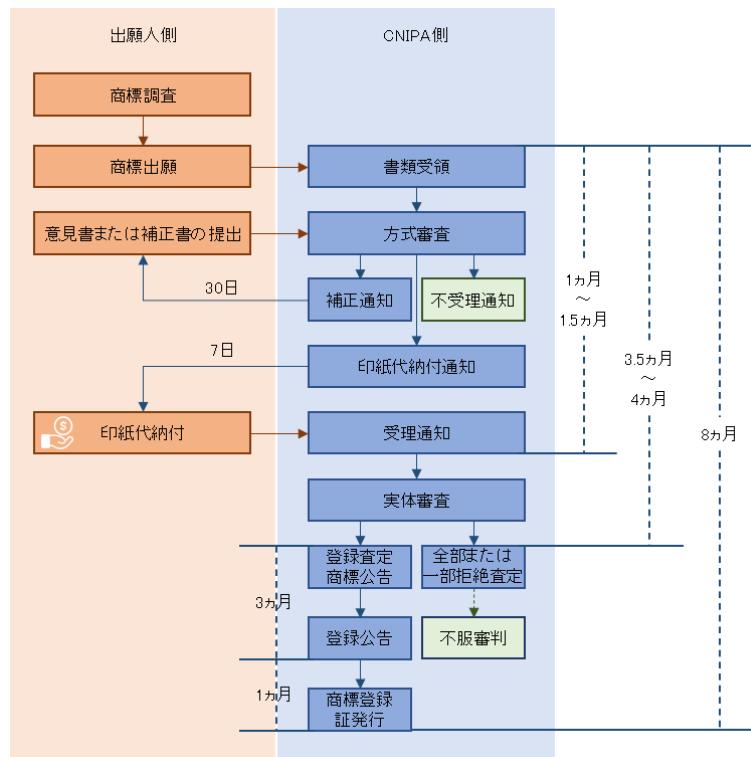
商品・役務に商標を使用する場合、法的リスクを減らすために、商標を調査して出願し、商標権を取得することが推奨される。中国においても同様に、日本の地名を含む商標を中国において使用する場合、商標調査を行い、権利化できるものについて権利を取得することが大事である。よって、以下に、中国の商標出願の流れについて説明する。

日本の地名を含む商標は、「中華人民共和国商標法」(以下「中国商標法」という) 第10条第2項が規定する「公衆に知られている外国地名」に該当し、登録できない可能性もあるが、事前の商標調査による既登録商標の有無および同商標の登録可能性について、中国の代理人と検討する必要性がある。

中国で商標を出願した場合、まず、方式審査が行われ、問題がなければ、2～4週間で印紙代納付通知書が発行される。法定期限内に印紙代を納付した場合、商標出願受理通知書が発行される。印紙代を納付しなかった場合、不受理通知書が発行され、手続却下となる。よって、通常、出願日から1～1.5ヶ月ぐらいで受理通知書を入手することができる。

その後、出願商標は実体審査に入る。中国の商標の実体審査では、拒絶理由を有する出願は、原則、即拒絶査定となる。例外的に、中国商標法第4条の使用意思欠如の悪意出願などの拒絶理由に該当する場合のみ、審査意見通知書（日本の拒絶理由通知書に相当）が発行される。拒絶理由がなければ、2.5ヶ月前後で初步査定公告（日本の登録査定に相当）がされる。よって、順調であれば、出願日から3.5～4ヶ月で審査結果が出る。

初步査定公告は、商標公告とも呼び、公告期間は3ヶ月であり、公告中に第三者からの異議申立てがなければ、公告期限満了日に登録公告が発行され、その翌日から権利が発生する。また、商標登録証は、通常、登録公告の発行日から1ヶ月程度経過後に発行される。よって、順調であれば、出願日からおよそ8ヶ月前後で商標登録証を入手できる。



(図1：中国商標出願の流れ)

2 中国の異議申立制度

中国の異議申立制度は、前置異議申立制度を取っているため、商標登録の前に異議申立てが可能である。異議申立てが成功すれば、その出願は失効となる。よって、日本の地名を含む商標が出願されていた場合、異議申立ての提起により、その権利化を阻止することができる。

異議申立ての期間は、出願商標の初步査定公告（商標公告）の3ヵ月以内である。

異議申立てを請求できる主体は、その事由によって2種類に分けられる。絶対的無効事由を主張する場合、何人もが異議申立てを請求することができるが、相対的拒絶事由を主張する場合、利害関係人のみが異議申立てを請求することができる。

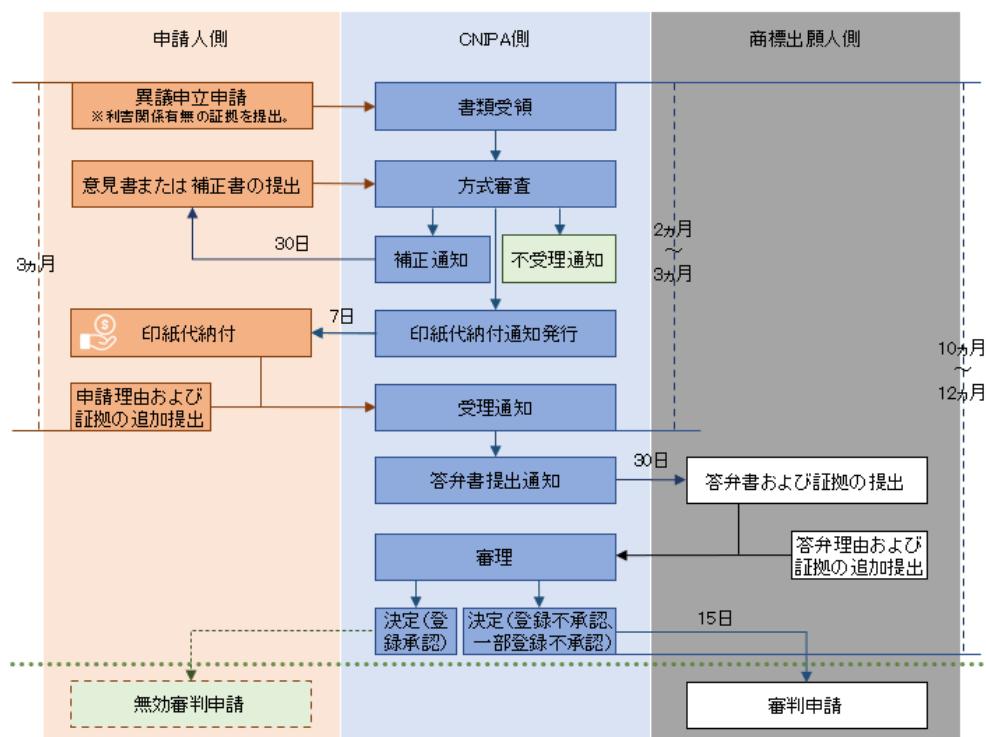
異議申立てを請求した場合、提出日から3ヵ月以内に、1回限りで、理由および／または証拠の追加の機会がある。よって、異議申立て請求時に、理由や証拠が十分準備できなかつたとしても、まず、異議申立て期限内に簡単な理由書を提出し、3ヵ月の追加提出期間中に正式な理由書および証拠書類を提出することができる。ただし、異議申立ての請求人適格に関する証明は、異議申立て請求日に提出しなければならず、追加で提出することができない。つまり、相対的拒絶事由を主張する場合、利害関係人であることの証拠は、異議申立て請求時に提出する必要がある。

異議申立ての追加提出期限日の1ヵ月前後に印紙代納付通知書が発行される。印紙代納付通知書に従って法定期限内に印紙代を納付すれば、異議申立て受理通知書が発行される。よって、受理通知書は異議申立て日から2ヵ月前後で発行される。

異議申立ての追加提出期限日から1ヵ月前後で、異議申立て理由書、証拠、追加理由書および証拠などがすべて商標出願人に転送され、出願人は、同書類を受領後30日以内に答弁することができる。また、答弁書提出日後3ヵ月以内であれば、1回限りで、理由および／または証拠の追加提出ができる。

出願人による答弁があった場合、答弁書などの書類を受領してから、または、答弁がなかつた場合、答弁期限満了日から、当局の審理に入る。審理には3～5ヵ月を要するため、通常、異議申立ての結果は、異議申立て日から10～12ヵ月程度となっている。

異議申立ての結果に対して、出願人が不服を有する場合、決定不服審判を請求することができるが、異議申立て人が決定に不服を有する場合、出願商標はいったん登録となり、登録公告の発行後に無効審判を請求することになる。



(図2：中国異議申立ての流れ)

3 中国の無効審判制度

日本の地名を含む登録商標の場合、無効審判を請求することによって、登録商標を無効とすることができる可能性がある。以下に、中国の無効審判制度について説明する。

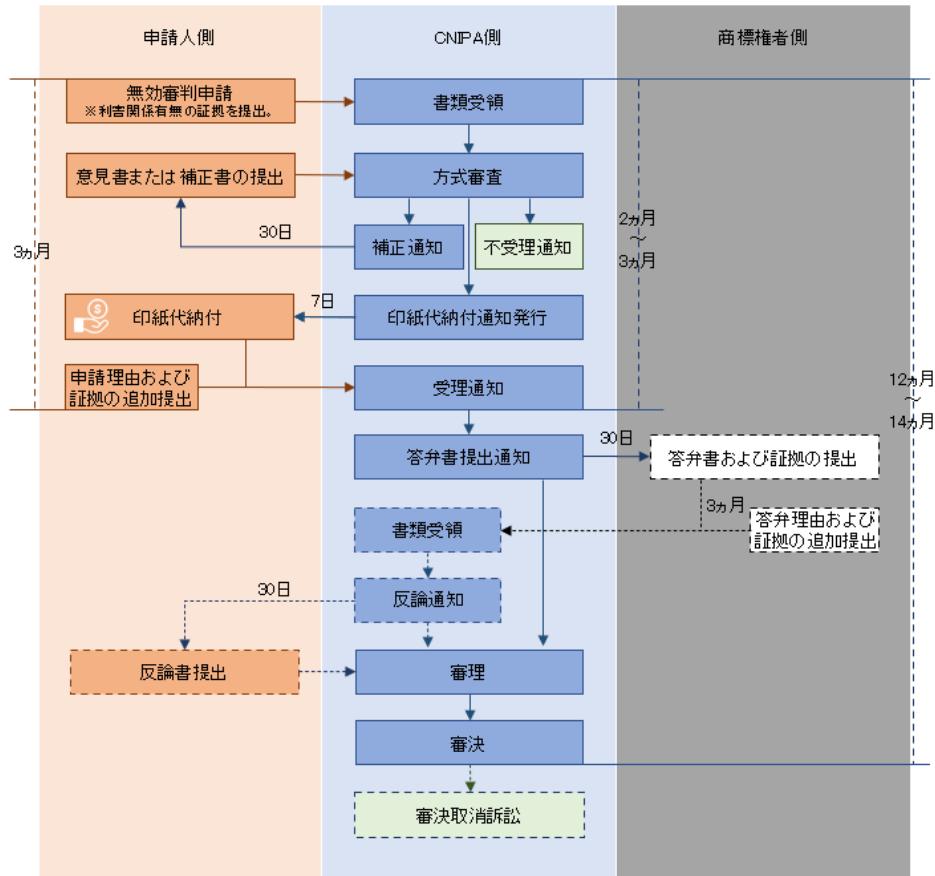
無効審判の理由について、絶対的無効事由と相対的無効事由に分けられる。絶対的無効事由の場合、請求人に制限がなく、何人も無効審判請求ができるのに対し、相対的無効事由の場合、無効審判請求人は利害関係人に限られる。また、相対的無効事由の場合、原則、商標登録から5年間経過後は無効審判請求ができないが、絶対的無効事由の場合、このような制限がない。両者の比較は次の表のとおり。

無効事由の種類	絶対的無効事由（商標法第44条）	相対的無効事由（商標法第45条）
無効事由の具体的な内容	商標法第4条（使用意思欠如の悪意出願） 商標法第10条（使用不可の商標） 商標法第11条（識別力欠如の商標） 商標法第12条（機能具備の立体商標） 商標法第19条第4項（代理人の制限） 商標法第44条（欺瞞・不正手段による商標権の取得）	商標法第13条第2項（著名な未登録商標） 商標法第13条第3項（著名な登録商標） 商標法第15条（関係者による横取出願） 商標法第16条第1項（地理的表示の誤認） 商標法第30条（他人の先登録商標と類似） 商標法第31条（他人の先願商標と類似） 商標法第32条（他人の先行権利の侵害、他人の周知な商標の横取出願）
無効審判請求人	何人も	利害関係人
無効審判請求期限	なし	登録後5年間以内
請求期限の例外	なし	著名な未登録商標と著名な登録商標（登録後5年間の請求期限を受けない。）

無効審判申請日から、3ヶ月以内に一回限りの理由および／または証拠の追加の提出機会がある。無効審判の追加提出期限日から1ヶ月前後で、無効審判理由書、証拠、追加理由書および証拠などが、当局が発行する答弁通知書と合わせて商標権者に送付される。商標権者は、前記書類の受領日から30日以内に答弁を行うことができる。答弁書提出日から3ヶ月以内に、1回限りで、理由および／または証拠の追加提出ができる。

商標権者による答弁書が提出されなかった場合、事件は審理段階に入るが、商標権者による答弁があった場合、当局は、商標権者が提出した答弁書などの書類を、当局が発行する反論通知書と合わせて無効審判請求人に送付する。無効審判請求人は、前記書類の受領日から30日以内に反論書および証拠を提出できる。無効審判請求人が意見陳述書などを提出しない場合、事件は審理段階に入る。

無効審判の結果は、通常、審判請求日から12～14ヶ月前後となっている。



(図3：中国無効審判の流れ)

4 中国の不使用取消制度

登録商標が正当な理由なく継続して3年間使用されなかったときは不使用を理由に取り消すことができる。よって、日本の地名を含む登録商標が他者によって取得されていた場合、最短で登録から3年後に不使用取消を請求することができる。以下に、中国の不使用取消制度について説明する。

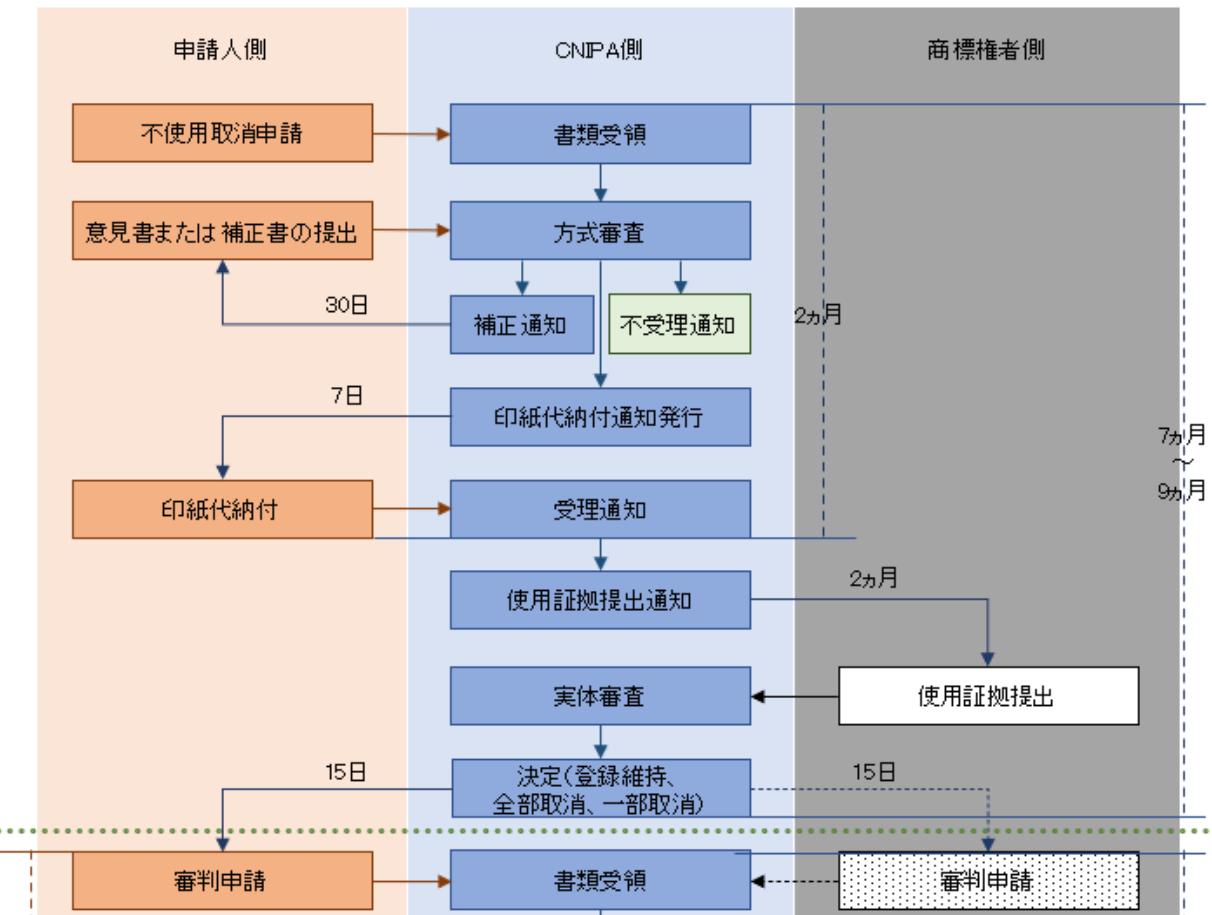
中国の不使用取消制度は、日本と異なり、行政2審+司法2審となっている。行政2審とは、中国国家知識産権局において2回審理されることを意味する。具体的には、不使用取消請求段階と登録維持／取消決定不服審判段階（日本の不使用取消審判に相当）である。

不使用取消請求は、登録から3年満了の登録商標に対して、何人も不使用取消請求を行うことができる。不使用取消請求を受けた商標権者は、使用証拠提出通知書の受領日から2ヶ月以内に、1回限りで、使用証拠を提出することができる。商標権者が使用証拠を提出した場合又は使用証拠が提出されなかった場合、使用証拠提出期限満了後、事件は審理段階に入る。

審理の結果は、登録維持決定、一部取消決定または全部取消決定の3種類である。不使用取消請求人および商標権者共に決定に不服を有する場合、それぞれ不服審判を請求することができる。

不使用取消請求日から結果が出るまでは、通常、7～9ヶ月程度となっている。

不使用取消請求段階について、最も問題視されているのは、商標権者の使用証拠が請求人に転送されず、請求人が使用証拠を入手できないことである。使用証拠を入手できないため、使用証拠の分析、反論はもちろんのこと、登録維持決定が出た場合、審判請求を行うか否かの判断も困難となる。審判段階において、請求人は使用証拠を入手することができるが、請求人は、何も判断材料がない中で、審判請求を行わなければならない。



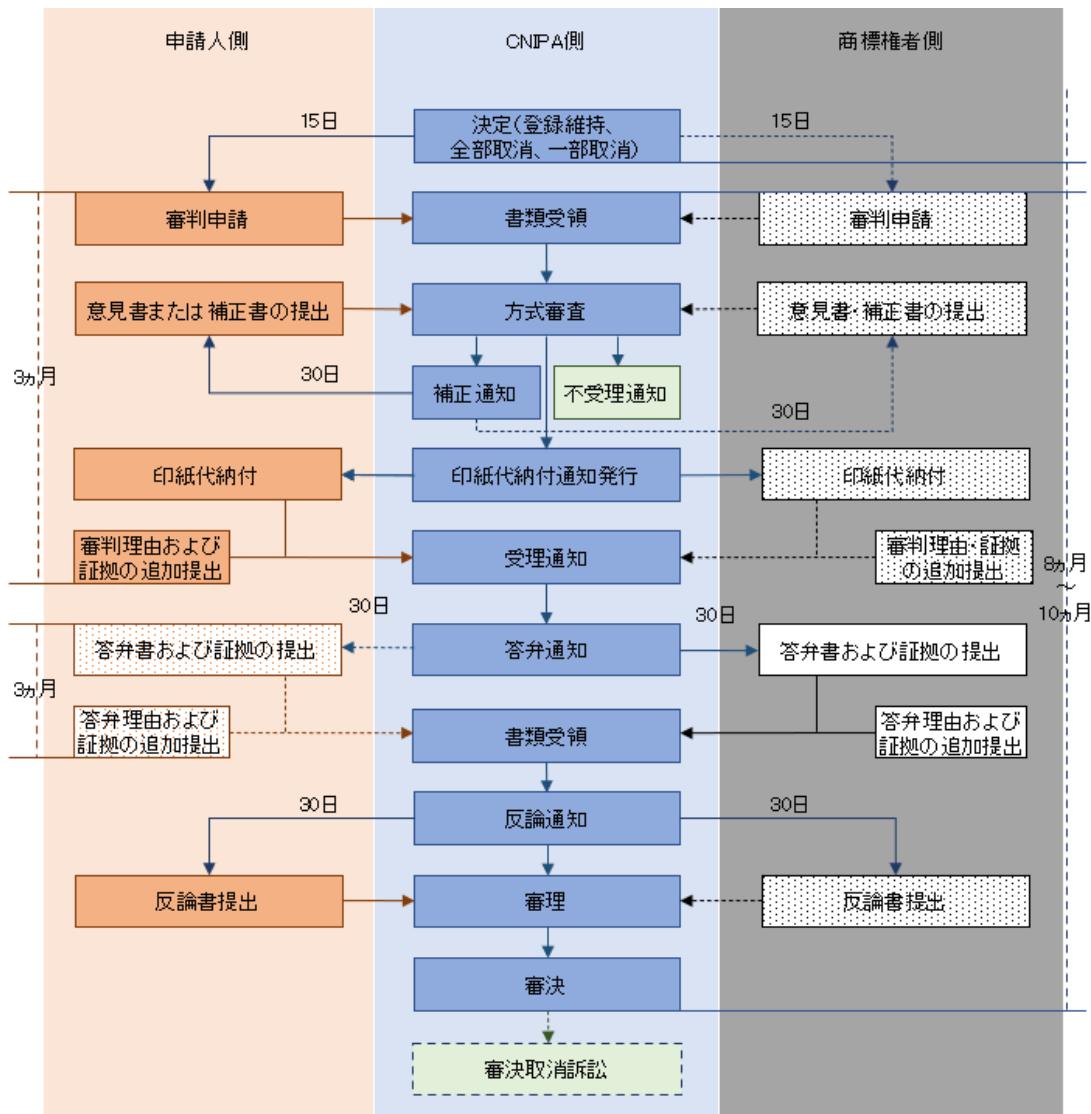
(図4：中国不使用取消請求の流れ)

登録維持／取消決定に対して、不使用取消請求人または商標権者が不服を有する場合、不服審判を請求することができる。当該審判は、日本の不使用取消審判に相当するものであるが、商標権者が請求人になるケースも存在するため、日本の不使用取消審判と全く同じ制度ではない。

審判請求人について、商標権者が請求人の場合、当局は、商標権者が審判段階で提出した使用証拠および答弁通知書を不使用取消請求段階の請求人（審判段階の被請求人）に送付するため、不使用取消請求段階の請求人は、ここで初めて商標権者の使用証拠を入手することができる。そして、同使用証拠に対して答弁書などを提出することによって反論ができる。答弁書の提出期限は答弁通知書の受領から30日間であり、答弁書の提出日から3ヶ月以内に追加理由および／または証拠などの提出ができる。

一方、不使用取消請求の請求人が審判請求する場合、同請求人が審判請求人となり、商標権者は審判の被請求人となって答弁側となり、答弁書および使用証拠を再度整理・追加して提出することができる。また、商標権者は、答弁を行わない、または使用証拠を提出しないこともできる。商標権者が答弁を行わない場合、不使用取消請求段階で提出された使用証拠が審判請求人に送付される。商標権者が答弁した場合、審判請求人は、反論通知書の受領日から30日以内で、1回限りで、反論書を提出することができる。審判請求人の反論書が提出された場合、または同応答期限内に反論書が提出されない場合、事件は審理段階に入る。

登録維持／取消決定不服審判請求日から結果が出るまでは、通常、10ヶ月程度となっている。



(図5：中国登録維持／取消決定不服審判（不使用取消審判）の流れ）

第2節 商標権の主張

中国において、商標権侵害行為に対して、商標権者がよく取る手段は、警告、民事訴訟、行政摘発、税関差止およびECサイトのテイクダウンである。以下に、各権利主張のメリットとデメリットを説明する。

1 警告

警告は、自社の商標権が侵害された場合、弁護士経由で相手に警告書を発行し、権利侵害行為の中止、再犯防止などについて交渉を行うことを指す。

警告のメリットは、訴訟などをせずに、問題解決できるため、かかる時間やコストが比較的少なく、商標権者の負担が比較的小さいことである。

一方、警告のデメリットは、権利侵害行為の停止の実効性が乏しいことである。警告書は、弁護士が作成する文書であり、法的拘束力がない。そのため、警告書が無視されることまたは反論されることも多く、警告書を送ったものの、効果がない場合も多い。

また、警告書の送付によって、権利侵害行為がより巧妙化するリスクも存在する。そのため、警告書発行前に、公証購入やタイムスタンプなどの証拠収集作業を行うのが一般的である。

2 民事訴訟

民事訴訟は、裁判所で権利行使を行うことを指す。民事訴訟の場合、商標権者は、権利侵害者に対して、差止請求、損害賠償請求または謝罪文の公表を求めることができる。

警告で権利主張の目的が達成できない場合、民事訴訟が必要になるケースが多いが、前述のとおり、警告書の実効性が乏しいため、中国国内の商標権者は、警告書を発行せず、いきなり提訴することも少なくない。また、民事訴訟を提起すると同時に、警告書を発行するケースもある。

和解交渉は、裁判手続と並行して実施されるものもあるため、提訴中の相手方が和解を望んでいないと結論を出すことはできない。逆に、裁判を行うことによって、圧力を掛けながら、自社に有利な和解条件を引き出すことを目的とするものもある。

民事訴訟のメリットは、公平性と透明性が比較的保たれていることである。また、中国の裁判は2審制であるため、1審判決に不服を有する場合、2審の控訴審を提起することができる。

一方、民事訴訟のデメリットは、当事者にとって負担が大きいことである。ここでいう負担は、第一に金銭面である。中国で訴訟を提起する場合、中国の弁護士を雇わなければならぬ。また、外国語の証拠資料を出す場合、全文翻訳が必要となり、翻訳代を要する。さらに、外国で形成された証拠の場合、外国での公証・認証手続が必要なこともある。第二に時間面である。訴訟の当事者に外国企業または個人が含まれている場合、裁判の期限がなく、1年間程度かかると言われている。そして、近年、訴訟事件が多いため、中国裁判所の処理が追いつかない現状があり、一部地域では、1年から2年程度かかるケースがある。

3 行政摘発

行政摘発とは、行政当局、通常、各地方の市場監督管理局に権利侵害の情報を提供し、行政摘発を行ってもらうことを指す。行政摘発の場合、行政当局は、権利侵害者に対して、権利侵害行為の停止命令、模倣品の差押え、罰金を科すことができる。

行政摘発のメリットは、効果が表れやすく、コストが低いことである。行政当局に情報提供すれば、通常、3～6カ月前後で手続が完了できることに加え、中国の弁護士を雇う必要性もなく、商標代理機構、コンサルティング企業、模倣品対策の専門的な企業に依頼することもできるため、民事訴訟よりコストも低くなる。

一方、行政摘発のデメリットは、第一に地方保護主義に影響を受けやすいうことである。行政当局は、地方政府の一部であるため、地方経済の発展や、社会の安定などが政府の役割であり、模倣品業者を取り締まることにより、地域の経済発展および社会安定に影響を与える場合、行政摘発が成功しない場合がある。第二に透明性が欠けることである。行政摘発は、原則、公開されない。行政摘発における行政当局の処罰または処理結果は、模倣品業者に対して課されるものであり、行政摘発の請求人である商標権者に対して公開されないことが多い。また、広東省など一部の地域において、行政処罰の結果を公開しているところもあるが、個人情報保護などの関係で、行政処罰書の全文は公開されない。第三に行政処分の有効性の強さである。行政当局の決定に対して、当事者が不服を有する場合、行政訴訟を提起することができるが、訴訟の相手は行政当局であるため、比較的、勝訴率は低くなる。

4 税関差止

税関差止は、権利侵害品が輸出入される際に、中国税関が検査、監督し、権利侵害品を差し押さえることを指す。いわゆる、水際対策である。税関は、権利侵害者に対して、警告、権利侵害品の差押え、罰金を科すことができる。権利侵害品を中国国内に封じ込めることができ、海外への流出を止めることができる。また、海外から中国への権利侵害品の輸入を止めることができる。

税関差止のメリットは、税関の力を借りることになるため、強力な手段であることおよび中国の弁護士に依頼する必要性もないため、コストが比較的低いことである。

一方、税関差止のデメリットは、税関差止を行う前提として、税関での権利登録が必要であることである。権利侵害品が輸出入される場合、権利者は、権利侵害品が通過する可能性のある港を管轄する税関当局に、その情報を提供しなければ、権利侵害品の輸出入の差止めは難しい。よって、権利者が権利侵害品の輸出入に関する正確な情報を提供できなければ、税関差止が実現できない可能性が存在する。

5 ECサイトのテイクダウン

現在、中国の人々は、淘宝（T a o b a o）、天猫（T m a l l）、京東（J D）、抖音（D o u y i n）、拼多多（P D D）などのECサイトを通じて買い物を行うことが多い。これらのECサイトで権利侵害品が販売されている場合、運営者に権利侵害の情報を提供することにより、権利侵害品およびその販売リンクの削除、場合によってはその販売店舗の閉鎖が可能となる。いわゆる、ECサイトのテイクダウン申請である。

ECサイトのテイクダウンのメリットは、対応が比較的早く、効果も表れやすいことである。また、ECサイトのテイクダウンを専門とする企業も存在するため、一定の量を定期的に実施する場合、このような企業に依頼すると、全体的なコストをある程度抑えられる。

一方、ECサイトのテイクダウンのデメリットは、テイクダウンの成否が各ECサイトの内部規定によるものである。各ECサイトのルールに従って手続を進めなければならず、かつ、権利侵害に関する判断主体は、各ECサイトの運営者となり、権利侵害の判断は、裁判所や行政当局より専門的ではないため、それによって申請人および被申請人が不利益を受ける可能性が存在する。

第3節 地名を含む商標の特徴

1 地名を含む商標の観念および分類

地名を含む商標とは、商標に地理的名称が含まれることを指す。「地理的名称」には、現在の行政区画の名称や、歴史または地理的な要因を受けて形成する特定地域の名称や街の名称などが含まれる。

また、地名を含む商標の分類について、いくつかの分類方法が存在するが、本文では、日本の地名を対象とし、下記の2種類に分けて分析を行う。

- ① 地名のみによってなる商標²。
- ② 地名とその他の要素によってなる商標³。

² 登録 No. 81788451 号第 20 類「青森」商標



³ 登録 No. 38806315 号第 29 類「青森牧场」商標



2 地名を含む商標の保護制度

(1) 総説

地名は公共資源であるから、地名を含む商標の権利化については、一定の制限が存在する。以下に、中国商標法における地名を含む商標の保護制度について説明する。

(2) 地名を含む商標は商標として登録できないこと（原則）

中国商標法第10条第2項では、「県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることはできない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。」と規定している。

上記の規定は次のように理解することができる。

第一、原則、「県級以上の行政区画の地名」と「公衆に知られている外国地名」は、商標とすることはできない。

そこで、日本の地名を考えた場合、まず、「県級以上の行政区画の地名」は、中国国内の「県級以上の行政区画の地名」を指すため、日本の地名が対象ではなく、保護されない。次に、「公衆に知られている外国地名」には、日本の地名も含まれるが、「公衆に知られている」ことが保護を受ける要件となる。「公衆に知られている」か否かについて、具体的な明文規定がないため、中国の需要者に明らかに知られていない日本の地名を含む商標の場合、商標とすることができますかの判断は難しくなる。

また、より多くの日本の地名が「公衆に知られている外国地名」として保護される傾向もあるが、依然として、中国の需要者に知られている日本の地名は限られているため、保護の対象もかなり限られている。

第二、例外として、3つ挙げられている。①地名が別の意味を持つ場合、②地名が団体商標、証明商標の一部である場合、および、③地名を使用して既に登録された商標の場合である。以下では、各例外について説明する。

(3) 地名が別の意味を持つ場合（例外1）

地名が別の意味を持つ場合、商標登録できる。

「商標審査審理指南（2021版）」（以下「審査ガイドライン」という）では、公知の外国商標とその他の文字を組み合わせ、商標の全体が、別の意味を生じ、かつ指定商品に使用する場合、需要者が商品の産地に対して誤認を生じなければ、中国商標法第10条第2項に該当しないと規定している⁴。



商品/服务

扇贝(非活的); 冷冻扇贝; 煮熟的扇贝 [查看详细信息](#)

类似群

2902;

申请/注册号

7215900

申请日期

2009年02月24日

国际分类

29

申请人名称（中文）

青森县渔业协同组合联合会

申请人名称（英文）

AOMORI PREF.FEDERATION OF FISHERIES CO-OPERATIVE ASSOCIATIONS

申请人地址（中文）

日本国青森县青森市安方一丁目1番32号

申请人地址（英文）

1-32,YASUKATA-1,AOMORI CITY,AOMORI JAPAN

⁴ 審査ガイドラインの抜粋

また、日本の地名の場合、例えば、「京都」という地名について、「京都」は日本の地名だが、中国の消費者は、『京都』を中国の歴史上のある王朝の政治の中心として理解する。したがって、出願商標の『京都』は第2の意味を持ち、日本の地名の意味よりも強い意味を持つ」と判断され、権利化された事例⁵⁶⁷が存在する。

よって、日本の地名であっても、第2の意味を持つ場合、中国での商標登録が可能となるため、こ

ただし、商標が公知の外国地名とその他の文字から構成され、全体として別の意味を有し、かつ、その指定商品への使用によって公衆に対して、商品の産地に係る誤認を生じさせないものは除く。

例：

LONDON FOG

指定商品：ブリーフケース、傘

（ロンドンの霧は一種の自然現象である）

J E T R O の和訳を参照。

URL : https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220101_2.pdf

⁵ 商評字[2019]第236277号



出願商標：

区分：第30類

出願人：日本の企業

⁶ 商評字[2019]第118322号

京都 皇城小菴

出願商標：

区分：第43類

出願人：中国の個人

⁷ 商評字[2017]第167566号



京都蝎府

出願商標：

区分：第35類

出願人：中国の企業

のような地名を商品に使用する場合、他社の商標権を侵害するリスクが存在する。日本の地名が第2の意味を有するか否かについては、中国の専門家に確認することで、ある程度把握できる。

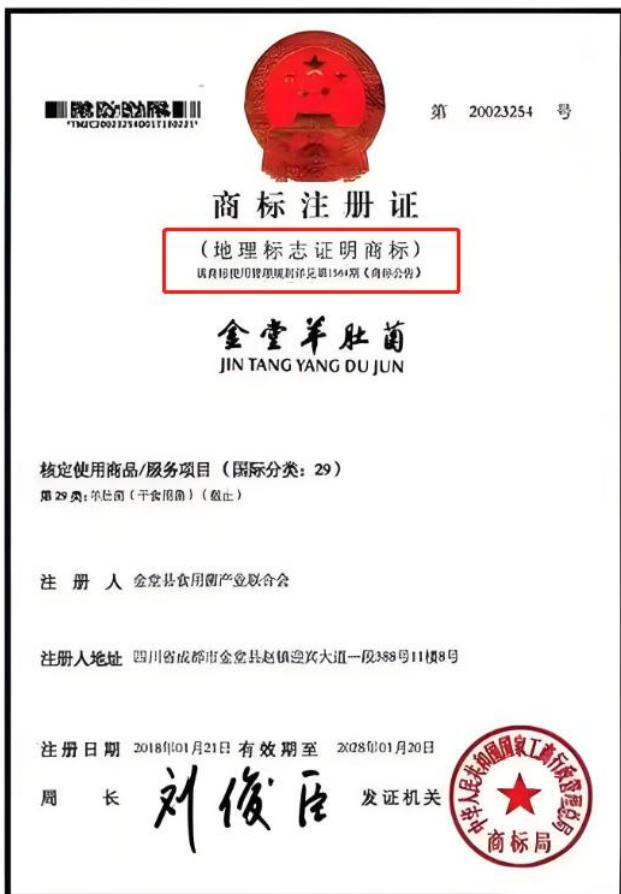
（4）地名が証明商標、団体商標の一部の場合（例外2）

地理的表示証明商標と地理的表示団体商標の場合である。

地理的表示証明商標は、特定の商品または役務に対する監督能力を有する組織が、商品または役務の原産地、原材料、製造方法、品質、またはその他の特定の品質を証明するための標章である。地理的表示証明商標は、国家知識産権局に出願し、審査を経て、問題がなければ、商標として登録される。また、商標登録になった場合、「商標登録証」に「(地理的表示証明商標)」という文字が表示され、地理的表示証明商標であることが示される⁸。さらに、地理的表示証明商標として登録できた場合、証明商標として保護された地理的表示および地理的表示のロゴを商品に使用することができるようになる⁹。

地理的表示団体商標は、団体、協会、その他の組織の名義で登録する標章で、当該組織のメンバーが商業活動で使用し、使用者が当該組織の一員であることを示す標章である。地理的表示団体商標は、

⁸ 地理的表示証明商標の商標登録証（例）



⁹ 中華人民共和国地理的表示のロゴ



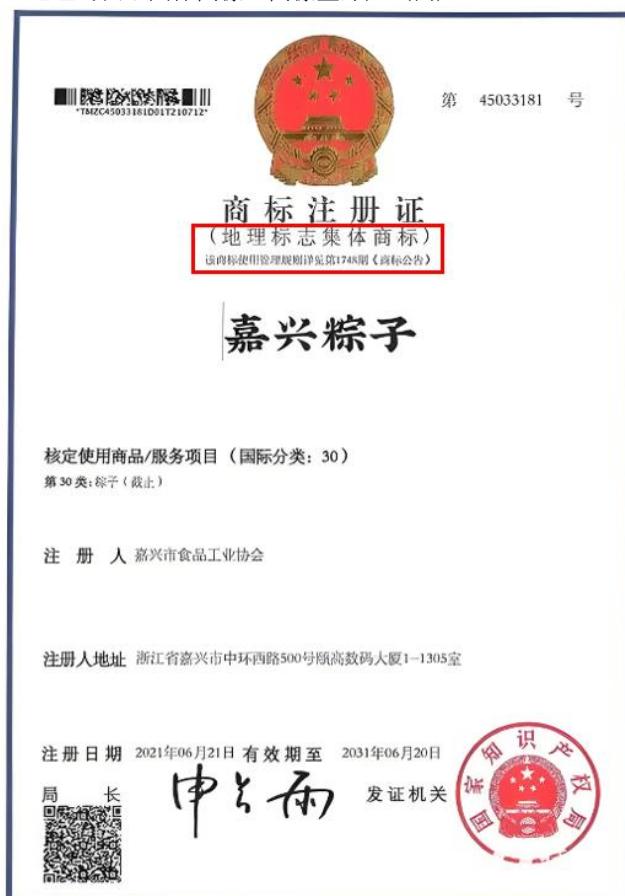
地理的表示証明商標と同じく、国家知識産権局に出願し、審査を経て問題がなければ、商標として登録される。また、商標登録になった場合、「商標登録証」に「(地理的表示団体商標)」という文字が表示され、地理的表示団体商標であることが示される¹⁰。さらに、地理的表示団体商標として登録できた場合、団体商標として保護された地理的表示および地理的表示のロゴを商品に使用することができるようになる。

以上により、地理的表示証明商標と地理的表示団体商標の場合、商品の特定品質と日本原産地の自然または人文的要素との関係などの審査があるため、通常の商標出願より、その審査が厳しいため、登録されているものは、ほぼ中国国内のものとなっている。

日本の地域団体商標であれば、理論上、中国においても地理的表示証明商標または地理的表示団体商標として登録することができる。

しかし、日本の地域団体商標の商標権者は、中国で積極的に商標出願していない。そのため、第三者に先に登録される事例が複数存在している。例えば、日本の「美濃焼」¹¹という商標の場合、中国

¹⁰ 地理的表示団体商標の商標登録証（例）

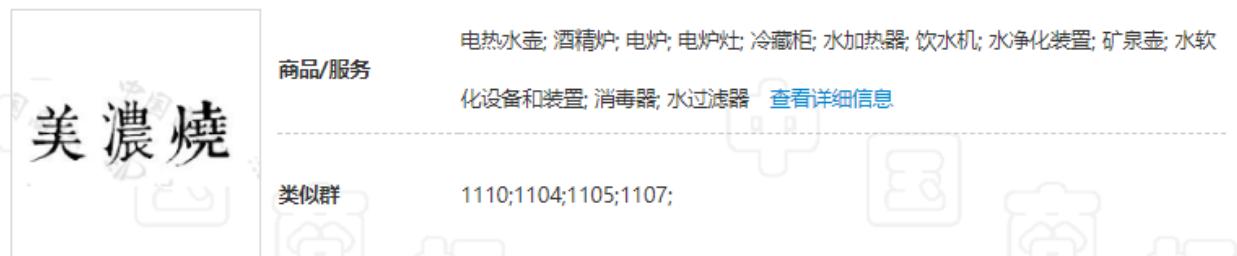


¹¹ 美濃焼（みのやき、Mino-yaki, Mino ware）とは、岐阜県（南部は旧美濃国）の東濃地方のうち主に土岐市、多治見市、瑞浪市、可児市にまたがる地域で製作される陶磁器の総称である。（ウィキペディアを参照。URL：<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%BE%8E%E6%BF%83%E7%84%BC>）

企業が第11類¹²、第21類¹³において、中国個人が第11類¹⁴¹⁵において権利化している。

なお、中国において、地理的表示証明商標と地理的表示団体商標以外に、地理的表示製品（P G I）と農産物地理的表示（A G I）という制度も存在する。これらの制度は、審査が厳しく、外国の真の権利者でなければ、登録がほとんどできないため、ここでの説明を割愛する。

¹² 中国企業が第11類のポットなどの指定商品において登録した「美濃焼」商標



¹³ 中国企業が第21類の陶器などの指定商品において登録した「美濃焼」商標



¹⁴ 中国個人が第11類の便座などの指定商品において登録した「美濃焼」商標



¹⁵ 中国個人が第11類のLEDライト、扇風機の指定商品において登録した「美濃焼」商標



第二章 日本の地名を含む商標出願・登録の現状

日本の地名を含む商標の出願、登録の現状を把握するために、日本の都道府県名、都市名（政令指定都市、中核都市、特例都市を含む）、地域名および地域団体商標を含む商標出願件数または有効登録商標件数を調査した（添付資料2）。

なお、地域名のうち、「東北」、「東海」、「中国」、「九州」という地域については、中国にも存在する地域や言葉であるため、中国の商標出願人が、日本の地域名を意識して出願されていると言えない部分が多い点は注意が必要となる。

第三章 日本の地名を含む商標の使用の法的リスク

第三者が日本の地名を含む商標を中国で権利化していた場合、日本企業・個人が、当該日本の地名を商品の包装などで使用する場合、第三者の商標権の侵害となる可能性が存在する。

第1節 警告書

商標権侵害の疑いがある場合、通常、弁護士を通じて警告書が送付されることが多い。警告書の中では、権利侵害行為の停止、示談金の支払い、再犯防止のための保証書の作成などが求められる可能性が存在する。

因みに、警告書の送付前に証拠収集作業が済まされているのが一般的であるため、警告書を受けた場合、相手は侵害訴訟等に向けた準備手続も終わっていると理解することができる。

第2節 民事責任

中国の商標法では、有効な登録商標の権利者は、権利侵害疑義者に対する権利主張は可能となる¹⁶。このような考え方は、裁判所だけではなく、行政当局も同じ考え方を持っている。よって、日本の地名を含む登録商標がある場合、当該日本の地名の使用であっても、商標権侵害として提訴されるリスクが存在する。

また、中国においては、警告書の送付と同時に、または、警告書を送付せずにいきなり民事訴訟を提起することもある。

さらに、商標件侵害事件の場合、商標権者は、民事訴訟提訴前に、裁判所に財産保全と証拠保全を請求することができる¹⁷。裁判所が保全の必要性があると判断した場合、訴訟前の保全請求が認められる。いわゆる、訴訟前の財産保全と訴訟前の証拠保全である。財産保全とは、財産（金銭）を差し押さえることであるが、証拠保全とは、証拠（物品）を差し押さえることである。

よって、民事責任を考えた場合、差止請求、損害賠償責任、訴訟前の財産保全・証拠保全のリスクが存在する。

第3節 行政責任

商標権者の権利主張の手段の1つとして、行政摘発要請が存在する。行政摘発の場合、通常、権利侵害品または模倣品の生産拠点、倉庫などの場所を特定し、一定数の在庫品が集まつてから、行政当局に摘発要請を出し、摘発してもらう。この場合、警告書などは一切なく、日本企業・個人は、いきなり行政当局の差押えに直面することになる。また、行政摘発は、通常、3～6カ月で完了するため、日本企業・個人は短い期間に対応しなければならない。

行政処罰の場合、権利侵害者は、権利侵害行為の停止命令、権利侵害品の差押え、没収、罰金命令を受けることになる。加えて、中国国内の関連会社が権利侵害行為を行った場合、当該会社の営業資格の取り上げ、違法所得の没収などの行政処罰を受けるリスクが存在する。

また、権利侵害総額が高額な場合、刑事事件となり、刑事責任が問われることもある。

第4節 刑事責任

経営規模が大きい場合、行政事件から刑事事件になる可能性が存在する¹⁸。

¹⁶ (2018) 京 0108 民初 46513 号、「今現在、当該商標権が不安定であることを証明する証拠がなく、かつ商標が有効期間内であり、原告は商標権侵害行為に対して提訴する権利を有する。」

¹⁷ 中国商標法第 65 条、第 66 条。

¹⁸ 中国商標法第 67 条第 1 項。

まず、具体的な罪として、以下の3つが設けられている。

「登録商標模倣罪」の場合、情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役と罰金を科することができるが、情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役と罰金を科することができる¹⁹。

「模倣品販売罪」の場合、重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役と罰金を科することができるが、情状が極めて重大な情状がある場合は、3年以上10年以下の有期懲役と罰金を科することができる²⁰。

「登録商標標識の違法製造・販売罪」の場合、情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役と罰金を科することができるが、情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役と罰金を科することができる²¹。

次に、会社が上記罪を犯した場合、会社に罰金を科し、かつ、会社の責任者などが上記罪に該当する可能性が存在する。

刑事责任に加えて、民事責任（損害賠償）が求められる可能性も存在する。

第5節 税関差止

商標権者は、税関差止を税関に要請することもできるため、今まで順調に輸出していたところ、突然、税関から輸入差止の連絡が来ることもあり得る。

税関の場合、税関が権利侵害品と判断したときに、輸出入品の差押え²²、没収、罰金の支払い²³が必要になる可能性が存在する。罰金額は、内容によるが、輸出入貨物の価値の10%～30%になる²⁴。

輸入品総額が高額な場合、刑事事件となり、刑事责任が問われる可能性も存在する。

第6節 ECサイトのテイクダウン

ECサイトのテイクダウン申請がなされた場合、各ECサイトのルールに従って対応する必要性がある。仮に権利侵害行為が認められた場合、販売者は、販売サイト内容の修正、権利侵害品の削除、権利侵害リンクの削除、資金の凍結、店舗の閉鎖、保証金の没収などの処置に直面することになる。

¹⁹ 中国刑法第213条。

²⁰ 中国刑法第214条。

²¹ 中国刑法第215条。

²² 中国税関法第6条。

²³ 中国税関法第91条。

²⁴ 中国税関行政处罚裁量基準（三）

第四章 権利主張を受けた場合の対処方針

第1節 総説

日本企業・個人が、商品の生産地を表したり、商品の主要材料の産地を表したり、商品の地域的特徴を表すために、日本の地名を使用することがある。中国におけるこのような日本の地名の使用に対して、仮に第三者から商標権侵害と権利主張された場合、どのような対処方法が存在するかについて、裁判例または審判事例を通じて説明する。

第2節 事前の調査と商標出願

1 商標調査の実施

日本の地名を含む商標であっても、事前の商標調査により、日本の地名を含む商標の登録の有無について調査し、法的リスクについて事前に確認することが推奨される。そして、仮に、日本の地名を含む商標が第三者によって登録されている場合、同登録商標と自身の使用商標と比較し、分析を行う必要性がある。

商標調査の実施に際しては、下記2つ注意点が存在する。

第一、日本の地名のローマ字が商標登録されている可能性も存在するため、ローマ字での商標調査が必要となる。

第二、日本の地名の中には、漢字ではなく、平仮名又は片仮名で表記するものもある（例えば、いわき市の「いわき」、つくば市の「つくば」。）。平仮名が含まれる商標の場合、中国では文字ではなく、図形として扱われるため、より精度の高い商標調査のためには、図形調査も必要となる。

もし、商標調査の段階で、日本の地名を含む商標がすでに第三者によって権利化されていることが判明した場合、不使用取消請求や無効審判請求などの法的手段を取ることが考えられる。

2 商標出願

商標調査の結果、第三者による類似の登録商標がなければ、日本の地名を含む商標の使用ができると判断できる。加えて、安定して当該日本の地名を含む商標を中国で使用するために、中国において当該商標を出願し、権利化を図ることも検討に値する。

中国において、日本の地名を含む商標を出願する場合、下記の点について注意が必要である。

- ① 商標に含まれている日本の地名と出願人の所在地とが異なる場合、中国商標法第10条第1項7号が規定する「産地誤認のおそれ」があるとして拒絶される可能性²⁵。
- ② 商標に含まれている日本の地名が、中国商標法第10条第2項が規定する「公衆に知られている外国地名」に該当するとして拒絶される可能性。

「公衆に知られている外国地名」の判断について、既存の公開情報の中で、審決や判決において既に中国の需要者に知られていると明確に判断された日本の地名が複数存在する。例えば、

²⁵ 商評字[2023]第37586号

出願商標：代官山

「代官山」は日本の東京の地名であり、出願人は国内の会社であり、同地からではなく、出願商標は再審商品に使用され、商品の出所と生産地を誤認させやすく、『商標法』第10条第1項第7号の規定に違反している。」

「Okazaki」²⁶、「金沢」²⁷、「渋谷」²⁸、「米沢」²⁹など、「公衆に知られている外国地名」と判断されている。

- ③ 出願商標が日本の地名のみ、または、日本の地名と普通名称とを組合せて出願された場合、中国商標法第11条第1項第3号が規定する「その他の顕著な特徴に欠けるもの」に該当するとして拒絶される可能性³⁰。
- ④ 出願商標が日本の地域団体商標と同一または類似する場合、日本の地域団体商標の権利者から異議申立てが提出され、権利化できない可能性³¹。

第3節 他人の登録商標に対する法的手段

権利主張を受けた場合、相手の権利主張の基礎がなくなれば、侵害事件もなくなるため、相手の登録商標に対して、無効審判請求または不使用取消請求を行うことが考えられる。

以下では、事例を通じて無効審判請求および不使用取消請求において主張し得る内容について説明する。

1 無効審判制度の利用

日本の地名を含む登録商標の場合、複数の無効事由を有する可能性が存在するため、具体的な事件に応じ、主張することができる。

(1) 産地誤認（中国商標法第10条第1項第7号）

中国商標法第10条第1項第7号は、欺瞞性を帶び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について

²⁶ 商評字[2024]第272914号

出願商標：Okazaki UD Planning

「出願商標に含まれる文字「Okazaki」は一般に知られている外国の地名であり、商標として使用してはならず、『中華人民共和国商標法』第10条第2項に規定されている状況に属する。」

²⁷ 商評字[2024]第254178号

出願商標：青西金泽稻

「『金沢』は本州中北部の日本海沿岸港市であり、一般に知られている外国の地名に属し、出願商標全体はその地名と区別される他の意味を形成しておらず、すでに『中華人民共和国商標法』第10条第2項が指す状況を構成している。」

²⁸ 商評字[2023]第362158号

出願商標：渋谷横丁

「出願商標のうち『渋谷』は『涩谷』と同じで、一般に知られている外国の地名のために、出願商標は全体的に地名より強い他の意味を形成しておらず、出願商標の登録出願は『商標法』第10条第2項の場合を構成している。」

²⁹ 商評字[2022]第80987号

出願商標：屋米沢

「出願商標は文字『屋米沢』のみで構成され、そのうち『米沢』は日本東北地方南部の都市であり、一般に知られている外国の地名である。出願商標は全体的に地名と区別する他の意味を形成しておらず、すでに『中華人民共和国商標法』第10条第2項の規定が指す状況を構成している。」

³⁰ 商評字[2017]第166460号

出願商標：鎌倉 MAKER'S SHIRT

「出願商標のうち『鎌倉』は日本の神奈川県に位置し、一般に知られている外国の地名であり、出願商標全体も地名とは異なる明確な意味を形成しておらず、商標として使用および登録することはできない。出願商標の中の『MAKER'S SHIRT』の意味は中国の公衆によく知られており、すなわち『製造者』、『シャツ』などであり、この商標をシャツなどの商品に使用し、消費者に商標として識別されにくく、商品の出所を区別する役割を果たすことができず、商標のあるべき顕著性に欠けている。商標出願は、商標法第11条第1項第3号の規定に違反している。」

³¹ 商評字[2022]第333253号

出願商標：TO KALON

「当事者が提出した届出証拠によると、『TO KALON』は米国ワイン製品の原産地名であり、当該地域のワイン製品に由来する特殊な品質を代表しているが、出願人が提出した届出証拠は、異議申し立て商標の指定商品が当該地域に由来することを証明するには不十分である。そのため、異議申し立て商標を『ワイン』などの指定商品に使用することは、公衆を誤解させやすく、商標法第16条第1項の規定に違反している。」

誤認を生じさせやすい標章は、商標として使用してはならないと規定している。

具体的な事例を見ると、中国の企業が、第31類の新鮮野菜などの商品に「岡山」(岡山の簡体字)という商標を出願し、登録した。当該登録商標に対して、日本の岡山県が無効審判を提起した。中国当局は、商標権者が日本の岡山県または岡山市と何の関係もないことを理由に、登録商標「岡山」の無効審決を下した³²。

よって、日本の地名を含む商標の場合、商標権者が、当該日本の地名を表す地域の企業またはその他の関係性がなければ、中国の需要者が商品に付する商標を見て、当該日本の地名を表す地域からの商品また当該地域と何等かの関係性を有すると誤解する可能性が存在するため、中国商標法第10条第1項第7号に該当し得る。

したがって、商標、指定商品および商標権者を総合考慮した上で、需要者が産地などについて誤認を生じる可能性が存在する場合、商標法第10条第1項第7号を理由として、当該登録商標を無効にすることができます。

(2) 周知の外国地名 (中国商標法第10条第2項)

中国商標法第10条第2項では、「県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることはできない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合はこの限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。」と規定している。

中国商標法第10条第2項の適用要件は、「公衆に知られている外国地名」であるため、無効審判請求人は、対象となる登録商標が「公衆に知られている外国地名」に該当することについて立証が必要となる。例えば、「小豆島之輝」登録商標の無効審判事件においては、中国の企業が、第33類の清酒、日本の梅酒、和式甘酒などの商品において「小豆島之輝」登録商標を所有していた。前記商標に対して、中国の個人（第三者名義の可能性あり）が無効審判を提起した。無効審判請求人は、「小豆島」に関するWeb上の百度百科、旅行サイトの紹介資料、宣伝資料、旅行の手引きなどを提出し、「小豆島」が日本の有名な観光地であり、「公衆に知られている外国地名」に該当することを立証し、同登録商標を無効とすることに成功した³³。一方、「中津」登録商標の無効審判事件においては、無効審判請求人は、「中津」が公衆に知られている外国地名であることを立証できなかつたため、「中津」登録商標は、中国商標法第10条第2項に該当しないと判断された³⁴。

よって、日本の地名が「公衆に知られている外国地名」に該当するか否かの立証責任は、無効審判請求人にあるため、当該条文を主張する場合、「小豆島之輝」登録商標の無効審判事件の請求人のように、その日本の地名が公衆に知られていることに関する証拠を提出し、その地名が中国の需要者に広く知られていることを立証しなければならない。

一方、全ての日本の地名が中国商標法第10条第2項に該当するものではない。例えば、登録商標に含まれる地名が、既存の中国語であり、日本の地名と唯一の対応を形成しておらず、中国需要者の通常の認識からして登録商標と日本の地名とを結びつけることがない場合、中国商標法第10条第

³² 商評字[2022]第185111号

登録商標：「岡山」(岡山の簡体字)

「岡山は日本の県名と都市名であり、係争商標は『岡山』で、公衆に知られている外国の地名に属し、商標権者は岡山県または岡山市役所、岡山県または岡山市の企業と何の関係もなく、商標として使用してはならず、『商標法』第10条第2項の規定に違反している。それと同時に、係争商標が指定商品に使用されることは、消費者が商品の产地などの特徴に誤認しやすく、『商標法』第10条第7号に違反している。」

³³ 商評字[2023]第203340号

登録商標：小豆島之輝

「請求人が提出した証拠は、『小豆島』が日本の有名な観光島であり、一般に知られている外国の地名であることを証明するのに十分である。係争商標『小豆島之輝』は全体的に地名より強い他の意味を形成しておらず、その登録使用はすでに『商標法』第10条第2項が指す商標として使用してはならない状況を構成している。」

³⁴ 商評字[2019]第289822号

登録商標：中津

「係争商標は漢字の『中津』からなり、請求人は『中津』が公衆に知られている外国の地名であることを証明する証拠を提出しておらず、係争商標は2013年の『商標法』第10条第2項に規定されている状況を構成していない。」

2項に該当しないと判断される可能性がある³⁵。また、地名に勝る他の意味および顕著な特徴を形成した場合、中国商標法第10条第2項に該当しないと判断される可能性がある³⁶。

したがって、日本の地名を含む登録商標の場合、「日本の地名のみ」の商標は、有名な日本の地名であれば、中国商標法第10条第2項に該当する可能性が高い傾向にあるが、「日本の地名+他文字」の商標は、地名以外の他の意味が生じる等の場合には、同項に該当しないと判断される傾向にある。

（3）地理的表示（中国商標法第16条）

中国商標法第16条は、「商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。」と規定している。

よって、日本の地名を含む登録商標が、日本の地理的表示と同一または類似し、需要者に産地誤認を生じさせる可能性があれば、商標法第16条に該当し、無効事由を有する³⁷。

ただし、中国商標法第45条第1項によれば、無効審判請求人は、先行権利者または利害関係人に限られるため、中国商標法第16条を主張する場合、日本の地理的表示の登録生産者団体等の利害関係人に限られ³⁸、また、対象商標が登録されてから5年以内に請求しなければならない。

（4）著作権侵害（中国商標法第32条前段）

中国商標法第32条前段では、「商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。」と規定している。

よって、日本の地名を含む登録商標がデザイン化されたものであって、かつ、当該デザインが日本の企業・個人が所有する著作権を侵害した場合、日本の企業・個人は、当該登録商標に対して無効審判請求を行うことができる³⁹。

著作権を主張する場合、著作権の帰属を証明するために、著作権登録証明を提出することが多いが、著作権登録証明だけでは不十分の場合が多い。特に、著作権登録証明の登録日が無効審判の対象商標

³⁵ 商評字[2021]第231239号

登録商標：山形

「係争商標『山形』は固定的な意味を持つ普通の中国語フレーズであり、日本の地名『山形県』と唯一の対応を形成していない。この文字は商標として使用されており、我が国的一般公衆が日本の地名『山形』と結びつけるまでには至っていないため、係争商標の登録は2013年の『商標法』第10条第2項の規定に違反していない。」

³⁶ 商評字[2022]第27204号

登録商標：宇治青嵐

「『宇治』は日本の有名な都市であり、日本の有名な抹茶産地であり、係争商標には『青嵐』の文字も含まれているが、地名『宇治』に勝る他の意味や顕著な特徴を形成するには不十分である。そのため、係争商標の登録は2013年の『商標法』第10条第2項の規定に違反している。」

³⁷ 商評字[2021]第212173号

登録商標：CHIN-PAGNE

「審判請求人の『CHAMPAGNE』商標は地理的標識と認定され、係争商標と当該地理的標識はアルファベット構成、称呼などの面で比較的に近いものであり、かつ被請求人が当該地理的標識によって標識された地域から由来していることを示す証拠がないため、係争商標の指定商品への使用は消費者が商品産地の出所を誤認しやすく、商標法第十六条第一項で禁止されている状況を構成している。」

³⁸ 「商標法」第45条第1項

登録商標が本法第13条第2項、第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に反する場合、商標登録日から5年以内に、先行権利者または利害関係人が商標評審委員会に当該登録商標の無効を請求することができる。悪意の登録の場合、著名商標の所有者が5年の制限を受けない。

³⁹ 商評字[2024]第319344号

登録商標：山崎ロゴ

「まず、審判請求人の先行著作権の『山崎』ロゴは、書体設計及び書道方式に一定の独創性を有し、我が国の著作権法により保護された作品である。反対の証拠がない限り、請求人が提出した作品の著作権登録証は、上記作品の著作権者であることを証明することができる。次に、我が局が明らかにした事実6によると、係争商標出願日前の報道にはすでにこの標章が現れており、この標章と同じ図面の引用商標は2008年に国際登録されていた。提出証拠は、当該作品の創作が完了した日時と公布の日時が係争商標の出願日より早く、被申請人が当該作品に接触する可能性があることを証明することができる。最後に、係争商標の『山崎』と申請人の『山崎』作品とは、書体デザインや、書道方式などの独創的な内容及び文字構成において全く同じであり、実質的に類似している。係争商標の出願はすでに申請人の先行著作権を損害し、『商標法』第32条の『先に存在する他人の権利を侵害』するという規定に違反している。」

の出願日より後となる場合、著作権登録証明における著作物が、対象商標の出願日より前に創作完了したことを証明できない。よって、この場合には、中国における著作権登録ではなく、著作物の権利帰属を立証するための証拠提出が必要になる。例えば、著作物の創作過程として描いた手書きの作品や、デザイン会社に委託した場合の委託契約書や、最初に公布された刊行物などを証拠として提出する。

（5）使用意思欠如の出願（中国商標法第4条第1項）と不正手段による商標権の取得（同法第44条第1項）

中国商標法第4条第1項は、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。」と規定している。中国商標法第44条第1項では、「登録された商標が、この法律の第四条、第十条、第十一條、第十二条、第十九条第四項の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。」と規定している。中国商標法第4条第1項および第44条第1項の「その他の不正な手段」は、いずれも使用意思欠如の先取り出願の対策として用いられる条文である。

具体的な事例を見ると、「富士山」などの観光スポットの名称や他人の有名な商標と類似する商標を複数出願した場合、中国商標法第44条第1項に該当すると判断され、登録商標が無効になった事件が存在する⁴⁰。このように、観光スポットの名称を出願した場合、中国商標法第4条第1項または第44条第1項に該当することで、無効になるケースが多い。

また、中国商標法第4条第1項⁴¹および第44条第1項は異議申立ておよび無効事由でもあるため、中国の自然人が、第29類「肉」などを指定商品とし、「丸亀製品 wanguizhipin」商標を権利化した事案において、日本の企業が無効審判を請求したところ、被請求人が、他人の有名な商標と類似する商標を200件以上出願しており、かつ、Web上で登録商標を販売している状況が考慮され、同登録商標は無効となった⁴²。よって、他人の有名な商標を出願している事実や登録商標を販売している事実があれば、中国商標法第4条第1項または第44条第1項に該当する可能性が高くなると考えられる。

ただし、中国商標法第4条第1項は、2019年の法改正によって追加され、2020年5月1日から実施された条文であるため、2020年5月1日以降に出願された商標に対してのみ当該条文

⁴⁰ 商評字[2021]第298526号

「我が局が判明した事実4によると、係争商標の元登録者である安慶銀都貿易有限公司は複数区分の商品及び役務に『我愛我家 WO AI WO JIA』（有名不動産仲介業者『我愛我家』と文字構成が同じ）、『八百拝』（有名ショッピングセンター『八百伴』に近い）、『金錢豹』（飲食ブランド『金錢豹』と文字構成が同じ）、『長白山』（国家5A観光地『長白山』と名称が同じ）、『富士山』（日本最高峰『富士山』と名称が同じ）、『啄木鳥 Woodpecker』（有名靴ブランド『啄木鳥』の文字構成が同じ）など、他人の有名商標に近い商標が複数あり、その登録行為は他人の有名ブランドに頼って不当な利益を得ようとする意図があり、社会公序良俗を破壊した。……。以上により、わが局は、争議商標の登録と使用は商標登録管理秩序を乱し、市場競争秩序と社会公益利益を損ない、すでに2013年の『商標法』第44条第1項の『その他の不正な手段で登録を取得する』という状況を構成していると考えている。」

⁴¹ 商評字[2020]第170430号

「わが局が事実を明らかにしたところによると、出願人は本件商標出願のほか、短期間に相次いで複数区分の商品に一定の知名度を持つ地名や、観光スポットの名称と同一の商標を集中的に出願して登録した。例えば、『月牙泉』、『撫仙湖』、『馬王堆』、『大明湖』、『鼓浪嶼』、『日月潭』、『漓江』など、この行為は正常な経営活動の必要を超えて、正常な商標登録秩序を乱し、すでに『中華人民共和国商標法』第4条第1項が指す『使用を目的としない悪意のある商標登録申請』を構成している。」

⁴² 商評字[2020]第198494号

「まず、係争商標の顕著な識別文字『丸亀製品』と引用商標の顕著な表示の1つである文字『丸亀製面』は文字の構成、称呼などの面でいずれも類似しており、偶然とは言い難い。次に、判明した事実4から分かるように、被請求人は200件以上の商標を出願し、本件の係争商標のほか、『雅诗莱铺』、『咪蒙』、『聚威公牛 JUWEI BULL』など他人の有名な商標に類似する複数の商標を出願し、関連サイトを通じてその登録商標の公開販売を行った。被申請人は、商標を使用する意図があることを証明する証拠を提供しておらず、商標の合理的な出所も提供していない。上述の事実に基づいて、わが局は、被申請人の上述の行為は明らかに正常な生産経営の需要を超えており、他人の先行有名な商標を複製し、模倣する主観的故意を持っており、信義誠実の原則に違反し、正常な商標登録管理秩序を乱し、公平な競争の市場秩序を損なっているため、係争商標の登録は2013年の『商標法』第44条第1項の規定に違反していると判断する。」

の主張、適用ができ、2020年5月1日より前に出願された商標に対しては、中国商標法第44条第1項の主張、適用のみが可能となっている⁴³。

(6) 代理機構の出願制限（中国商標法第19条第4項）

中国商標法第19条第4項では、「商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。」と規定している。

よって、中国の代理機構は、国際分類の第45類における第4506類似群の「知的財産権または商標の代理役務」しか出願できず、同役務以外の商品・役務に出願する場合、拒絶事由および無効事由を有する⁴⁴。同事由は、商標権が譲渡されても解消しない⁴⁵。よって、第三者による善意の取得はない。

したがって、日本の地名を含む商標が、中国の代理機構によって出願され、登録になった場合、中国商標法第19条第4項に反することを理由に無効審判を提起し、無効とすることができます。

2 不使用取消制度の利用

中国商標法第49条によれば、商標登録から3年経過後、何人も登録商標に対して不使用取消請求を行うことができる。そこで、日本の地名を含む商標が登録後に使用されていなければ、登録商標は取り消される⁴⁶⁴⁷⁴⁸。

また、中国の不使用取消制度は、日本と異なり行政2審となっており、不使用取消申請段階（行政1審）と登録維持・取消決定不服審判段階（行政2審）からなる。制度上、不使用取消申請段階では、申請人は、登録商標の使用証拠を入手することができないため、使用証拠の確認や反論もできない。よって、不使用取消申請段階（行政1審）において、申請人に不利な結果（登録維持決定または一部取消決定）が出た場合、登録商標の使用証拠を入手し、それに反論するためには、不服審判（行政2

⁴³ 商評字[2022]第217193号

「本件審判商標は2019年11月1日の『商標法』改正条項の実施前に登録が認められていることを考慮し、法に過及効がないため、本件実体の審理は2013年の『商標法』を適用し、手続の面は2019年の『商標法』を適用しなければならない。申請人が鎮レベルの行政区画名を含む商標を大量に出願する行為は、悪意を持って公共資源を奪い、不当に買いだめする意図があり、商標登録秩序を深刻に破壊し、2013年の『商標法』第44条第1項が規定するその他の不正な手段で登録を取得する規定に違反している。」

⁴⁴ 商評字[2023]第93375号

「商標代理機構はその代理役務に対して商標を出願する以外、他商標を出願してはならず、「法律サービス」以外の商品または役務項目に出願してはならず、その出願行為はすでに『中華人民共和国商標法』第19条第4項で禁止されている状況を構成している。」

⁴⁵ 商評字[2023]第234978号

「係争商標は杭州迪芙化粧品科学技術有限公司に譲渡されたが、係争商標の元権利者である沈伍仔の商標登録行為は『商標法』第19条第4項、第44条第1項に規定された状況を構成し、その行為は商標登録秩序を深刻に破壊し、乱す。係争商標が譲渡されるかどうかは、その出願時の行為の性質を変えず、悪意のある登録行為に該当する。そのため、係争商標の譲渡及び譲受人が善意であるかどうかは上記条項の認定に影響しない。」

⁴⁶ 商評字[2019]第257668号

商標：富士山 FUSHISHAN

「請求人が提出した証拠はすべて単独で、完全な証拠チェーンを形成せず、審判商標は指定期間中に指定商品に対して真実、有効、合法的な商業使用を行ったことを証明することができないため、審判商標は取り消すべきである。」

⁴⁷ 商評字[2020]第45555号

商標：京都愛宠 KINGDOMPET 及び図形

「請求人が提出した証拠は、審判商標が広告伝播などにおいて有効な商業使用を行ったことを証明するのに十分ではないため、審判商標は指定商品において3年連続で使用を停止した場合に属する。」

⁴⁸ 商評字[2023]第342132号

商標：千葉 QIANYE 及び図形

「証拠1、3は証明すべき事実と関係がない。証拠2は契約書、手形などと関係がなく、内装工事の履行状況を証明できない。申請人が不使用取消期間中に提出した商標授權書は、申請人が重慶千葉不動産開発有限公司に審判商標の使用を許諾したことを証明するだけで、審判商標の実際の使用を直接証明することはできない。宣伝写真は自作材料で、時間が表示されていない。そのため、案件における証拠は完全な証拠チェーンを形成しておらず、審判商標が指定期間中に指定役務において真実で有効な商業使用を行ったと認定することはできない。」

審)を請求しなければならない。

第4節 日本の地名を含む商標の使用者の抗弁

1 商標非類似 (中国商標法第57条)

(1) 商標類似の判断基準

商標類似とは、文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せおよび音など商標の構成要素が称呼、視覚、觀念または配列の順番などの面において、一定の区別が存在しながら、全体の差異が大きくなく、同一または類似の商品または役務に使用する場合、需要者が商品または役務の出所に対して容易に混同を生じることを指す⁴⁹。

(2) 中国の漢字 VS. 日本の漢字

現在、中国において使用する文字は、簡体字であるが、日本で使用されている漢字には、日本独自の漢字、中国の簡体字または繁体字と同じ文字が含まれている。

	日本の漢字	中国の漢字
日本独自の漢字	渋、器、骨、黒、糸、直、真	涩，器，骨，黑，线，直，真
中国簡体字と同じ日本漢字	大阪、京都、福井、三重	大阪，京都，富井，三重
中国繁体字と同じ日本漢字	東京、愛知、長野、滋賀	东京，爱知，长野，滋贺

そこで、まず、簡体字と繁体字とは、同一文字と判断される⁵⁰。よって、第三者の登録商標が、簡体字の日本の地名で、日本企業が繁体字の日本の地名を使用した場合、かつ、使用する商品が同一であれば、同一商品における同一商標の使用と判断され、権利侵害と判断される可能性が高い。

次に、登録商標に日本独自の漢字が含まれている場合、漢字の規範使用ではないことで、商標法第10条第1項第8号の公序良俗違反を理由に無効にできる可能性があるが⁵¹、権利者の答弁によっては登録維持となる可能性もある。

また、日本独自の漢字であるが、複数の中国簡体字を組合せたものと認識される場合（例えば、日本の漢字「枠」と中国簡体字「木升」）、商標類似と判断される可能性が存在する⁵²。

さらに、日本独自の漢字が、中国の簡体字と異なる場合、中国の需要者が当該漢字を識別できないと判断され、当該日本独自の漢字を除いた他の漢字部分を商標の要部とし、当該部分が同一または類似する場合、商標類似と判断される可能性が存在する⁵³。

⁴⁹ 「商標審査審理指南（2021）」、国家知識産権局、P158

⁵⁰ 商評字[2021]第305072号

「出願商標の文字『軟黄金』は引用商標の顯著な識別文字「軟黄金」と同じ構成であり、簡体字と繁体字の区別のみがあり、両商標は同一または類似の商品に使用された場合、需要者が商品の出所に対して混同と誤認を生じやすい。」

⁵¹ 商評字[2019]第312043号

出願商標：桟橋／SANBASHI

「出願商標に含まれる「桟」は漢字の不規範使用であり、商標として使用することは社会的悪影響を与えやすいため、出願商標の登録出願はすでに『中華人民共和国商標法』第10条第1項第8号が指す商標として使用してはならない状況を構成している。」

⁵² 商評字[2022]第34211号

出願商標：枠 BAR MASU

引用商標1：木升 MUSHENG 及び図形

「出願商標は引用商標の1、2と文字の構成、称呼などの面で類似しており、類似商標を構成している。」

⁵³ 商評字[2024]第85522号

出願商標：柠氣

引用商標4、5：柠°C

よって、中国の漢字と日本の漢字とを比較する場合、日本の漢字が、中国簡体字または繁体字と同一であれば、商標非類似の主張が認められない可能性が高い。一方、日本独自の漢字の場合、①中国簡体字を組合せたものと認識されるケースと、②中国簡体字と異なるケースに分けることができる。前者の場合、類似商標と判断される可能性が高いが、後者の場合、日本の漢字を除いた他の漢字部分が商標の要部となり、当該部分が同一または類似すれば、商標類似と判断される可能性がある。

(3) 中国語 V s. 日本語(平仮名、片仮名)

中国の場合、日本語の平仮名および片仮名は、図形として扱われるため、基本的には、中国語の漢字と外観が類似する場合のみ、商標類似と判断される⁵⁴⁵⁵。

また、近年、一部の事件では、日本語の平仮名および片仮名の観念や、それらに対応するローマ字も審査・審理されるようになった。例えば、「チロリアン」と「TIROLIAN」が対応関係を有することを理由に類似商標と判断された事件が存在する⁵⁶。

(4) ○○ V s. ○○××(結合商標)

結合商標の類似性判断について、近年、類似と判断される傾向がある。

前述、(3) 中国語 V s. 日本語(平仮名、片仮名)において、挙げた事例は、結合商標の事例でもあった。具体的には、片仮名「ブライト」のうち、「イト」の部分が引用商標の中国語「仆」と類似することで、商標類似と判断された事例⁵⁷。「カルピス」の「カル」が引用商標の中国語「力ル」と類似することで、商標類似と判断された事例⁵⁸、「プレミアムチロリアン」の「チロリアン」が引用商標のローマ字「TIROLIAN」と対応し、商標類似と判断された事例⁵⁹などが存在する。

よって、日本の地名を含む商標の場合、相手の商標権に係る商標に日本の地名以外の要素が含まれているからと言って、商標非類似と結論を出すことができず、含まれている他の要素がどのような内容なのか、商標の全体が類似するか否かなど総合的に見て判断する必要性がある。

「出願商標と引用商標4、5はいずれも頗著な識別漢字『柠』を含み、全体の意味に明らかな区別がなく、類似商標を構成している。」

⁵⁴ 商評字[2021]第171779号

ブライト 、引用商標： **仆**
出願商標：

「出願商標中の『イト』は、引用商標と視覚効果、全体外観などの面で類似しており、類似商標を構成している。商標の指定商品『洗濯剤、スキンケアクリーム』などの商品は、引用商標の指定商品『洗顔料、化粧品』などと同一または類似の商品に属する。出願商標と引用商標は同一または類似商品に使用された場合、需要者が商品の出所に対して混同・誤認を生じやすいため、出願商標と引用商標はすでに同一または類似商品における類似商標を構成している。」

⁵⁵⁵⁵ 商評字[2024]第212635号

カルピス 、引用商標1~2： **カル** 、引用商標3~6： **力ル**
出願商標：

「出願商標图形は引用商標1~6「カル」と文字の構成、書き方、消費者に与えるイメージなどの面で類似しており、類似商標を構成しており、茶飲料など同一または類似商品に同時に使用する場合、消費者が商品の出所に対して混同・誤認を生みやすいため、『中華人民共和国商標法』第30条が規定する同一商品に使用する類似商標を構成している。」

⁵⁶ 商評字[2024]第318095号

プレミアムチロリアン 、引用商標1、3： **TIROLIAN**
出願商標：

「被異議商標の指定商品羊羹、ビスケットなどは、引用商標1、3の指定商品キャンディ、ビスケットなどと同一または類似商品に属する。被異議商標のうち『プレミアム』は『高級的』、『チロリアン』は日本語の片仮名で、対応するローマ字は『TIROLIAN』と綴り、被異議商標と引証商標1、3「TIROLIAN」の意味は区別しにくく、類似標識を構成しており、双方の商標が上記の同一または類似商品に共存していることは需要者の混同・誤認を招きやすいため、被異議商標と2件の引用商標はすでに『商標法』第30条、第31条で規定する同一または類似商品における類似商標を構成している。」

⁵⁷ 商評字[2021]第171779号

⁵⁸ 商評字[2024]第212635号

⁵⁹ 商評字[2024]第318095号

2 商品・役務の非類似（中国商標法第57条）

（1）商品・役務の類似性の判断基準

商品・役務の類似性判断について、審査ガイドラインでは、次のように規定している。

「類似商品の判断においては、商品の機能と用途、商品の原料と主要プロセス、商品の販売ルート、販売場所、商品の生産者と消費者層、完成品と部品の関係、並びに消費習慣など、類似商品の判断に影響を与える関係要素を総合的に考慮しなければならない。

類似役務の判断においては、役務の目的、役務の内容と方式、役務の提供の場所、役務提供者が所属する業界の関連性、役務の提供を受ける対象者層の範囲など、類似役務の判断に影響を与える関係要素を総合的に考慮しなければならない。

商品と役務の類似とは、商品と役務の間に大きな関連性を有することをいう。商品と役務の類否の判断においては、商品と役務の密接関連性、用途、需要者、一般的な効用、販売ルート、販売習慣などの一貫性を総合的に考慮しなければならない。」⁶⁰

（2）区分表の役割（国家知識産権局、裁判所、地方行政当局）

商標の審査や審理等における商品又は役務の類似判断は、「類似商品・役務区分表」（以下「区分表」という）が参照されるが、区分表は、以下のように位置づけられている。

「商標登録の秩序の安定化を図り、審査及び審理の効率を高め、審査及び審理の基準を統合するために、類似商品又は役務の判断においては、『類似商品・役務区分表』を参照しなければならない。

『類似商品・役務区分表』は、中国商標登録部門が、世界知的所有権機関（WIPO）から提供された『商品・役務国際分類表』を基に、長年の実務経験を取り纏めて制定し、公表したものである。「類似商品・役務区分表」では、通常、類似の程度が顕著であると認識される商品及び役務の項目について、類似関係と定義付けているが、商品及び役務の項目が絶えず更新され、進化し、市場での取引状況も絶えず変化しているため、『類似商品・役務区分表』に網羅されていない商品及び役務の項目について、関連公衆が通常有する認知力を基に、商品の機能、用途、主要な原料、生産部門、消費対象、販売ルートなどの要素、又は役務の目的、内容、方式、対象、提供の場所などの要素を総合的に考慮した上で、類似商品又は役務を構成するかどうかを認定しなければならない。

商標登録出願の審査と拒絶査定不服審判の審理においては、基本的に『類似商品・役務区分表』を判断の根拠とする。商標異議、登録不許可、無効審判事案の審理と審査において、商品又は役務の類否に係る判断に及ぶ場合、『類似商品・役務区分表』を参照し、本指南を原則とし、個別事案として判断を行う。個別事案の審理及び審査においては、実情に合わせて、『類似商品・役務区分表』の範囲外であっても、一定の類似関係がある商品又は役務については、混同可能性に係る判断を行う。」⁶¹

61

よって、商品・役務の類似性は、商品の機能と用途、商品の原料と主要プロセス、商品の販売ルート、販売場所、商品の生産者と消費者層、完成品と部品の関係、並びに消費習慣などによって判断されるのが一般的である。区分表は、商標登録出願の審査および拒絶査定不服審判の審理の判断根拠であるが、商標異議、登録不許可および無効審判の参考となる。

第三者から商標権侵害と権利主張された場合、一般的には、商品・役務の類似性の判断は、区分表を参考としてなされる。ただし、区分表は参考の1つに過ぎないため、事実上、商品の機能と用途、商品の原料と主要プロセス、商品の販売ルート、販売場所、商品の生産者と消費者層、完成品と部品の関係および消費習慣などが異なる場合、商品・役務の非類似を主張できる。そして、需要者の誤認・混同が生じない場合、区分表において類似とされるものとしても、権利侵害にはならない。

民事訴訟の場合、判断主体は裁判所になり、中国の裁判所は、商品または役務の類似性を判断する

⁶⁰ 「商標審査審理指南（2021）」、国家知識産権局、P159

⁶¹ 「商標審査審理指南（2021）」、国家知識産権局、P159

際に区分表を参考とすることができます⁶²。さらに、行政摘発および税関差止の場合、判断主体は、市場監督管理局または税関となるが、いずれにおいても区分表を重視して判断される⁶³。

ECサイトのテイクダウンの場合、判断主体はECサイトの運営者になるが、基本的には区分表に従って判断される⁶⁴。

以上のとおり、商品・役務の類否は、基本的には、区分表に即して判断されるが、区分表はあくまでも参考であるため、区分表と異なる判断となる可能性も存在する。

3 地名の正当使用（中国商標法第59条1項）

（1）地名の正当使用の概念

中国商標法第59条は、「登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。」と規定している。

よって、商品・役務において地名を正当に使用する行為について、仮に、当該地名が第三者によって商標権として権利化されているとしても、商標権者は、他人の正当な地名の使用を禁止する権利を有しない。使用者の住所などを示すものとして地名を使用する行為は、使用者が善意で使用するものであり、かつ、需要者の誤認・混同が生じなければ、地名の正当な使用と判断できる⁶⁵。

（2）地名の正当使用の判断要件

実務上では、前述のように判断された事例が少ないものの、地名の正当使用について、次のように示している。

① 地名の正当使用の適用要件の概要

【事例1】

判決番号：（2019）閩07民初46号

裁判所の判断（抜粋）：『中華人民共和国商標法』第59第1項は、登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しないと規定している。この規定によると、地名商標は公共性のある特性を持っており、権利者は独占的に占有することはできず、他人の正当な使用を禁止する権利はない。地名商標の正当な使用は、記述的、合理的、善意の使用でなければならず、使用後に関連する公衆に混同や誤認を生じさせない。次の3つから総合的に判断することができる。第一、使用者または商品が当該地名と関連しているか否か。第二、その地名を記述的に使用するか否か。第三、使用が善意で合理的であるか否か。本件において、善穎公司（被告）は商品包装に「九龍窠」の標識の使用が正当な使用に属するか否かについて、本院は以下のように分析した。第一、善穎公司（被告）は権利侵害品が武夷山「九龍窠」岩茶山場から産することを証明する証拠を提供しておらず、善穎公司及

⁶² 「最高人民法院の商標民事紛争事件の適用法律の若干問題に関する解釈」第11条、第12条

⁶³ 「商標法」第57条、「商標権侵害判断標準」第9条、第10条、「中華人民共和国知識産権税関保護条例」第6条

⁶⁴ 「商標法」第57条、「商標権侵害判断標準」第9条、第10条、「中華人民共和国電子商務法」第42条、第45条

⁶⁵ （2013）畳民初字第620号

「商標の合理的な使用は、商標権者が商標登録を取得した後にその商標に対して特定の分野での独占的な使用権を享受するが、この権利は絶対的ではなく、一定の制限を受けなければならないという法律による商標権の制限である。地理的名称の公共性により、保護の力は相対的に弱い。商標権者は、地名を商標として選択して登録した後、特定の条件下で、商標権者以外のものが正当な目的に基づいて、登録された地名商標と同一または類似の標章を善意で使用した場合、社会公衆の混同や誤認を起こさない場合、商標権者は商標専用権で他人を排除し、このような合理的な使用を禁じることはできない。

上述の基礎理論に基づいて、地名商標の合理的な使用に関する構成要件は以下の3つである：

- (1) 使用方法は、非商標権者の氏名、住所、商品の用途、機能、産地又は種類等の情報を示すものである。
- (2) 使用者は主観的に善意でなければならない。
- (3) 客観的に消費者の混同や誤認を招くことはない。」

び権利侵害品が「九龍窠」の地名と関連要素があることを証明する証拠もなく、善穎公司は権利侵害品の包装に「九龍窠」の標識を使用することは、信義誠実の原則に違反している。第二に、通常の商習慣に従って、商品の生産経営者は消費者にその商品と地名の間のつながりを表明しなければならず、一般的には包装上の適切な位置に地名を表示するだけでよく、商品包装の顯著な位置に地名や、類似の文字や、デザインを際立たせることはできない。善穎公司（被告）は、侵害品と「九龍窠」の地名とのつながりを説明するためだけに、通常の商習慣で表示することができる。しかし、善穎公司（被告）は商品の包装の顯著な位置に「九龍窠」という文字を強調的に表示し、この表示は善穎公司（被告）自身の商標及びその他の表示より明らかに大きく、すでに商品の产地や地理的出所を説明または客観的に記述する限界を超えており、使用方法は合理的でない。第三、武夷山の「九龍窠」で生産された茶葉は武夷岩茶業界で高い名声を得ているが、林小栄（原告）が登録した「玖龍窠」商標は「茶葉代用品、茶飲料」で福建省の有名商標と認定され、善穎公司（被告）は武夷山の地元茶企業として、これについて知るべきであるが、権利侵害を訴えられた商品の包装に「九龍窠」の標識を際立たせて使用し、一般の茶消費者の武夷山の「九龍窠」に対する認可度を利用したり、他人がすでに高い知名度を持っている地名商標を付け加えることについての故意を持ち、主観的には善意ではない。以上のことから、当院は善穎公司（被告）が商品包装に「九龍窠」表示の使用について、正当な使用と認定できない。

当該判決では、地名の正当な使用には、3つの適用要件を示している。

第一、使用者または商品が当該地名と関連していること（地名との関連性）。

第二、地名を記述的に使用すること（地名の記述的使用）。

第三、使用者が善意であること（使用者の善意）。

当該事件において、まず、適用要件1について、被告が使用するお茶の产地は使用する地名「九龍窠」産であることを証明しなかったため、地名との関連性を示せず、適用要件1を満たせなかった。また、適用要件2について、被告は地名を商品包装に目立つように使用し、かつ、自社が所有する登録商標より大きく表示しているため、客観的な記述の限界を超え、地名の記述的使用とはいせず、適用要件2を満たせなかった。さらに、適用要件3について、武夷山の「九龍窠」産のお茶は高い知名度を有し、原告のお茶ブランド「玖龍窠」が福建省の有名商標と認定され、被告が地元の同業者として前記事実を知りながら、侵害行為を行っているため、善意とはいせず、適用要件3を満たしていなかった。

以上により、被告は、地名の正当な使用を主張したものの、商品と地名の関連性を立証せず、地名の記述的使用に該当せず、かつ、善意の使用でもないため、地名の正当な使用に該当しないと判断され、権利侵害行為に該当すると判断された。

上記3つの適用要件について、3つ全てを満たす必要性があり、何れかが満たされない場合、地名の正当な使用とは認められない。以下では、各適用要件について、詳細に説明する。

② 地名との関連性（適用要件1）

地名との関連性には、地名使用者と地名の関連性、商品と地名の関連性などがある。

a. 地名使用者と地名の関連性（事例2、3）

【事例2】

判決番号：（2021）閩民終130号

裁判所の判断（抜粋）：「仁衆公司は審査を経て第18096479号登録商標専用権を享有し、その商標専用権は法律によって保護されなければならない。小龍坎は重慶市沙坪壩区のある街の名前であっても、味在公司的登録住所や経営住所は重慶市沙坪壩区ではなく、「小龙坎」を使用しても小龍坎街を示しているわけではなく、合理的な使用には属していない。」

【事例3】

判決番号：（2020）最高法民再347号

裁判所の判断（抜粋）：「鷹潭楓丹白露ホテルで使用されている被疑侵害標識の『楓丹白露』はフランスの『Fontainebleau』地名の中国語訳『楓丹白露』と一致しているが、鷹潭楓丹白露ホテルと

地名である『楓丹白露』との間には関連がなく、『楓丹白露』の使用は地名の正当な使用ではない。

事例2、3では、地名使用者が表示地名の地域に位置していないことにより、地名との関連性が認められず、地名の正当使用ではなく、商標権侵害行為に該当すると判断された。

b. 商品の原材料と地名の関連性（事例4）

【事例4】

判決番号：(2014)浦民三(知)初字第459号

裁判所の判断（抜粋）：店の店頭に『盱眙龙虾』という4文字を使用する行為は商標専用権を侵害しているかどうかについて、前述したように、係争中の『盱眙龙虾』商標は地名を含む証明商標であり、商標権者は、商品が江蘇省盱眙地区で確実に生産されている自然人、法人またはその他の組織が当該証明商標中の地名を正当に使用する権利を奪ってはならない。つまり、被告が調理したザリガニが確かに『管理規則』第5条に規定された盱眙地区に由来し、かつ同条第2項に記載された特徴を有することを証明できれば、被告はただ「盱眙龙虾」という4文字を使用することは登録商標中の地名の合理的な使用に属し、盱眙ザリガニ協会は禁止する権利がない。しかし、予備裁判では、被告蜀滋味の出資者倪進平氏は、調理したザリガニが近くの水産市場から購入したものであり、盱眙産ではないことを明らかにした。倪進平が法廷に提出したザリガニの配達書にも配達日、重量、単価、総価格だけが記載されており、配達単位の欄は空白で、サインや押印は一切ない。上記の配達書と被告の倪進平氏の陳述は互いに証明し合い、被告の蜀滋味が調理したザリガニが江蘇省盱眙地区産ではないことを証明するのに十分である。しかし、蜀滋味飲食センター、被告倪進平は調理されたザリガニが江蘇省盱眙から生産されたものではないことを明らかにし、店の店頭において『盱眙龙虾』の登録商標と同じ文字を際立たせて使用しているため、需要者が調理されたザリガニは江蘇省盱眙地区原産のザリガニだと誤認し、当該使用行為は原告の「盱眙龙虾」商標専用権を侵害し、原告は当該行為を制止する権利がある。

事例4では、裁判所は「被告が調理した龙虾（ザリガニ）が『管理規則』第5条に規定された盱眙地区に由来し、かつ同条第2項に記載された特徴を有することを証明できれば、被告による「盱眙龙虾」の文字の使用は、登録商標中の地名の合理的な使用に属し、盱眙ザリガニ協会は禁止する権利がない」と述べた上、本件では、被告が「盱眙」地域のザリガニを使用していなかったことから、『盱眙龙虾』商標の使用は、需要者の誤認を招き、原告の商標権を害するものと判断した。商品の原材料と地名との関連性を有しないとした事例である。

c. 商品の産地と地名の関連性（事例5、6）

【事例5】

判決番号：(2020)川0193民初1501号

裁判所の判断（抜粋）：川味行公司（被告1）、麻辣人家公司（被告2）は鄒県が地名であるということを主張し、被疑製品に使用されている被疑表示は地名の合理的な使用であると主張している。当院は次のように判断する。事件関連商標は証明商標であり、一般の商標との違いは、商品の出所を表示するのではなく、原産地を表示して特定の品質を有することを表していると考えている。鄒県豆瓣は地理的表示製品であり、製品の原産地を示している。商標が示す原産地は四川省鄒県（現在は四川省成都市鄒都区）であり、告発された商品の監督メーカー、委託メーカーは、川味行公司（被告1）と麻辣人家公司（被告2）であり、その住所は成都高新区と重慶市合川区に位置し、いずれも告発された標識に記載された「鄒県」ではなく、告発された商品の産地も「鄒県」とは表示されておらず、商標に関する証明の性質とは相反する。以上のことから、川味行公司（被告1）、麻辣人家公司（被告2）が共同で生産、販売している被疑製品の包装に関連商標と全体的に類似する表示を使用する行為は、需要者にその原産地に対して混同誤認を生じさせ、関連商標の専用権の侵害を構成する。

事例5では、表示地名と実際の産地とが一致しないため、需要者が原産地について誤認し、原告の商標権を侵害すると判断された。

【事例6】

判決番号：(2019)最高法民再210号

裁判所の判断（抜粋）：商標法第59条は、登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しないと規定している。本件では、原審裁判所が明らかにした事実に基づいて、穆柯寨公司（被告、控訴人、上告人）はすでに台児莊が「天下第一莊」と呼ばれていたことを立証した。当裁判所は、台児莊地区の企業がその製品または包装に一般的に「御筆」と「天下第一莊」の文字を使用していることを追加的に明らかにし、主に乾隆皇帝の御筆を借用し、御筆で書かれた「天下第一莊」は台児莊を指すため、台児莊の関連企業はこの御筆で文字を書くことは、その所在地が乾隆皇帝御筆によって天下第一莊に封じられたことを示すことを意図している。穆柯寨公司（被告、控訴人、上告人）が製品に「天下第一莊」を使用しているのもこの性質である。故に、穆柯寨公司（被告、控訴人、上告人）はその関連製品に「天下第一莊」を台児莊の別称として使用し、地名表示の役割を果たしている。商標法第59条の規定によると、含まれる地名は、登録商標専用権者が他人の正当な使用を禁止する権利がないため、「天下第一莊」が商標として登録されていても、その商標権者は台児莊の地元企業が製品の産地を示すためにその文字を正当に使用することを禁止することはできない。そのため、ムコ寨社が生産した被疑侵害製品は石家庄市の製酒所の関連商標権を侵害しておらず、市中事務所が合法的な商品の販売業者としても関連商標権を侵害していない。

事例6では、被告は、原告と同じ表示地名「台児莊」に位置するため、商品の産地は、表示地名「台児莊」と一致する。また、「台児莊」＝「天下第一莊」であるため、被告による「天下第一莊」商標の使用は、地名の合理的な使用に該当し、権利侵害行為に該当しないと判断された。

当該判決では、地名に現在実在の地名だけではなく、歴史的な要因や、現地の習慣などを考慮して、別称を「地名」に含ませ、地名の合理的な使用の射程がより広くなったといえる。

③ 地名の記述的使用（適用要件2）

【事例7】

判決番号：(2020)魯民終2934号

裁判所の判断（抜粋）：省少工委（被告1、被控訴人1）、陽光クラブ（被告2、被控訴人2）、省青少年宮（被告3、被控訴人3）で使用されている「齊魯少年兵学校」の標識の中で、「齊魯」は山東地域の常用代称で、サービスを提供する地域範囲を示しており、「少年兵学校」はサービスの対象が少年であり、サービスの内容は軍事訓練の性質を持つキャンプであることを示している。判明事実によると、公益事業体として、省青少年宮（被告3、被控訴人3）が主催した「齊魯少年兵学校」のサマーキャンプ活動の訓練対象は山東省一部の地方都市の小中学生で、訓練内容は短期軍事訓練及び文化教育などであり、活動名称と一致している。また、このキャンプは1999年から、省青少年宮の前身である山東省青少年活動センターは「山東省齊魯少年兵学校」の名称で連続的に開催され、訓練対象は終始小中学生で、訓練内容も主に短期軍事訓練及び青少年基礎文化教育などであり、上述の活動は少なくとも2007年まで続き、盛世国旅（原告、控訴人）の商標出願日よりはるかに早い。このキャンプ活動は一時中止されたが、上述の事実は省少工委（被告1、被控訴人1）、省青少年宮（被告3、被控訴人3）などが「齊魯少年兵学校」の名称を用いてキャンプ活動を開催することについて、盛世国旅（原告、控訴人）の商標権に便乗する主観的な意図がないことを証明することができる。そのため、省少工委員会（被告1、被控訴人1）は指導者として、省青少年宮（被告3、被控訴人3）は主催者として、陽光クラブ（被告2、被控訴人2）は宣伝普及者として受託し、その開催したキャンプ活動の中で「齊魯少年兵学校」の標識を使用する行為は、サービス地域、サービス対象及びサービス内容の記述的、説明的な使用に属し、正当性があり、盛世国旅（原告、控訴人）の商標権を侵害しない。

事例7では、使用商標「齊魯少年兵学校」に「齊魯」の2文字が含まれており、「齊魯」は山東地域の代称で、「少年兵学校」はサービスの対象と内容を示すものであるため、『齊魯少年兵学校』の標識を使用して、サービス地域、サービス対象及びサービス内容の記述的、説明的な使用に属する

と判断された。

④ 使用者の善意（適用要件3）

【事例8】

判決番号：（2023）京73民終1047号

裁判所の判断（抜粋）：山東省の某会社（被告、控訴人）は、酒業経営者であり、瀘州の某会社（原告、被控訴人）とは同業であり、山東省の某会社（被告、控訴人）は、瀘州の某会社（原告、被控訴人）の登録商標の知名度について知っているはずであり、山東省の某会社（被告、控訴人）は、登録商標と区別するための合理的な対策をとらず、依然として酒類の商品に登録商標と類似する標識を際立たせて使用しており、主観的に善意とは言い難い。

事例8では、被告と原告と同じ商品を生産すること（同業者）、および、原告商標の知名度を考慮して、被告は事前に原告の商標を知っているはず、いわゆる、知るべきであることを認め、被告は原告の商標に便乗する意図を否定できず、「善意とは言い難い」ことで、適用要件3を満たさなかった。

よって、使用者の善意を判断する際には、周知・著名性を有する原告商標であれば、原告商標を知っていることまでは求められず、知るべき状況にあることを立証できれば、善意ではないと判断できる。

【事例9】

判決番号：（2022）蘇02民終652号

裁判所の判断（抜粋）：黔国会社は同じ貴州省仁懷市茅台鎮に位置し、同様に白酒を生産、販売する同業競争企業として、茅台酒会社の上述の商標の知名度を知らないはずがなく、それは白酒商品に大きな字体を持って、顕著な位置に上述の商標と同じまたは類似の標識を使用して、その称する産地地名に基づく規範的な使用などの記述的な使用行為ではなく、商品の出所を区別し、識別する役割を果たした商標的な使用行為であり、明らかな商標に便乗する故意を持っており、その行為は上述の法律規定における正当性を持たず、これに基づいて相応の権利侵害責任を負わなければならない。

事例9では、被告が原告と同じ地域に位置し、同業者であり、かつ、原告商標の知名度を考慮して、原告商標に便乗する故意を持つと判断された。善意か否かは言及されていないが、故意は、知っていることを前提とするため、故意を持つことで善意ではないと理解でき、適用要件3を満たさなかったと判断できる。

よって、地名使用者が善意であるか否かを、地名使用者が故意を有することに置き換えて判断した事例といえる。

【事例10】

判決番号：（2019）蘇民終34号

裁判所の判断（抜粋）：被控訴人が「大伊山」文字を使用することに関するサービスは、第6904349号「大伊山」文字商標の指定役務と同一または類似しているが、商標法第59条の規定により、登録商標に地名が含まれている場合、商標権者は他人の正当な使用を禁止する権利はない。本件では、大伊山は長い歴史を持つ地方名山で、場所、山の名前として使用してきた。大伊山管理委員会（被告1、被控訴人1）、大伊山風景観光地管理処（被告2、被控訴人2）は大伊山風景観光サービスの開発、普及のために設立され、灌雲県観光局（被告3、被控訴人3）は地方主管部門として相応の管理職責を持っているため、大伊山観光サービス、管理過程において、「大伊山」の文字を用いて大伊山、大伊山風景観光地の地名などを指すことは合理性があり、上述の法律規定における正当な使用に属する。

事例10では、大伊山観光地管理会社などが使用する山の名前、観光地の名前「大伊山」が、第三者の登録商標と同一であるが、大伊山観光地管理会社などの使用行為は、観光地普及のためであり、観光地としての「大伊山」を指すことに合理性を有することで、地名の正当な使用行為に該当すると判断された。

よって、原告商標が周知・著名性を獲得していない場合、被告が原告商標の知名度に便乗する意図

がなく、かつ被告地名の使用に合理性を有する場合、被告は善意であると判断できる。

（3）地名の正当使用に関するまとめと提言

日本の企業・個人は、日本の地名を使用する行為が地名の合理的な使用に該当するためには、日本の企業・個人または商品・役務と地名との関係性、地名を含む商標の使用態様、商品または包装における商標の使用位置、日本の企業・個人の主観的な要素などを考慮して、総合的に判断しなければならない。

地名の使用行為について、法的リスクが低い場合と高い場合をまとめてみた。

地名の使用行為	法的リスク低い使用方法	法的リスク高い使用方法
商品産地表示	包装裏の商品説明欄に使用 (例えば、京都のネギ)	商品の目立つ場所に独立して使用 (例えば、京都のネギ)
歴史的名称	地方志、地方政府が発行する権威的な証拠・根拠が存在	歴史的な根拠がない
原材料表示	原材料購入証明 + 第三者検査報告書を事前に用意	原材料に関する証拠がない
地名 + 自社商標	地名を自社商標より目立たないよう使用	地名を自社商標より目立つように使用 (例えば、文字の大きさ、フォントや色違いなど)
キャッチフレーズ	客観的な表現を使用 (例えば、京都産のネギ)	他社のブランドと関連する表現 (例えば、東京バナナと同じ味)

4 先使用権（中国商標法第59条第3項）

（1）先使用権の概念

中国商標法第59条第3項では、「商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、商標権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。」と規定している。

よって、登録商標の出願日より前に中国において使用し、かつ、一定の影響を有する商標を使用している場合には、元の使用範囲内において、その商標を継続的に使用することができる。

（2）実務上の問題点

先使用権が認められるには、下記3つの適用要件を満たせなければならない。

- ①他人が登録商標の出願日より前に商標を先行使用する行為が存在すること。
- ②同一又は類似商品に同一又は類似商標を使用すること。
- ③先に使用した商標は一定の影響力を有すること⁶⁶。

⁶⁶ (2019) 魯08民終6379号

「中華人民共和国商標法」第59条第3項は、商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができると規定している。上記の規定に基づき、先使用権を享受することは以下の要件を満たさなければならない。1.他人が登録商標の出願日より前に商標を先行使用する行為が存在すること。2.同一又は類似商品に同一又は類似商標を使用すること。3.先に使用した商標は一定の影響力を有すること。本件において、濟寧玉糧公司は一審答弁で「川蜜」を商標として使用することを認めなかったが、「川蜜」は製品の原料と共通名称だと考えている。本件の二審では、濟寧玉糧公司はまた「川蜜」の二文字を商標として使用していると主張したが、提出した月餅卸売表は「川蜜」という二文字が品名と規格として使用されていることを示しており、その提出した「川蜜」という二文字を使用した月餅包装紙は、この包装を使用した製品が実際に市場で流通し、一定の影響力を持っていることを証明することはできなかった。以上のことから、濟寧玉糧公司が提出した証拠証明は、「川蜜」の2文字の使用が「中華人民共和国商標法」第59条第3項に規

日本の地名を含む商標の使用について考えた場合、日本の企業・個人が、その商標の使用によって、一定の影響力、いわゆる周知性を獲得していることは少ないため、先使用の抗弁が成立する可能性は少ない。

また、日本の地名が周知性を有する場合、中国商標法第10条第2項が規定する「公衆に知られている外国地名」に該当する可能性もあるため、他人の登録商標に対して無効審判を提起し、無効にする可能性も存在する。

5 商標権未使用（中国商標法第64条第1項）

（1）商標権未使用の概念

中国商標法第64条第1項では、「登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責任を負わない。」と規定している。

よって、登録商標が実際に使用されていなければ、被告は損害賠償責任を負わない。

（2）実務上の問題点

登録商標が使用されていない場合、被告は損害賠償責任を逃れられるが、商標権侵害は成立しているため、差止請求が認められ、使用態様によっては、日本の地名を含む商標の使用は制限される⁶⁷。

6 権利濫用

日本の地名を含む登録商標の商標権者から権利主張された場合、日本企業・個人は、権利濫用に該当すると反論することができるが、先行裁判例を見ると、今現在中国において商標権の権利濫用が認められるのは、中国商標法第4条第1項または第44条第1項に該当する商標の商標権者が商標権

定された要件に合致していることを証明することはできず、一審裁判所は済寧玉糧公司が「川蜜」の2文字に対して優先使用権を享有し、十分な事実根拠がなく、法律の誤りを適用し、是正すべきだと認定した。」

⁶⁷ (2022)京民再72号

一、再審申請人（被告）が損害賠償責任を負うべきか否かについて、原告が登録商標を使用していなかったため、損害の立証ができず、損害賠償請求が認められなかった。

「燕京智匯公司（被申請人（原告））が提出したWeChat公衆号のスクリーンショット、燕京觀光appのパンフレット、榮譽証明書、盤錦市觀光局、海南省觀光協会が『燕京觀光』appを推進した通知、觀光地の写真、一部のメディア広告、百度百科の燕京觀光の紹介、活動写真、燕京觀光と觀光地の一部協力協議などの証拠について、指定期間外、自作証拠、または履行済みの証拠を提出していないため、商標法上の商標使用行為が存在することを証明できない。また、燕京智為替公司は、被疑侵害行為により損失を受けたことを証明する証拠を提出していない。これにより、北京燕京公司（再審申請人（被告））は権利侵害行為を行ったが、商標法第64条の規定に基づき、賠償責任を負わなくて良い。」

二、再審申請人（被告）が権利侵害行為を停止すべきか否かについて、2審まで原告の差止請求がみとめられていたが、その後被告の使用商標が商標登録に成功し、使用行為の停止を命じる必要性がなくなった。

「北京燕京公司再審申請人（被告）が出願した第40512149号の「燕京国旅」商標は、既に登録されている。北京燕京公司再審申請人（被告）が上記の商品や役務に「燕京国旅」の商標を使用し続けることは、さらなる混同や誤認をもたらしたり、燕京智匯公司（被申請人（原告））の合法的権益を損なうことにはならない。このため、二審判決は被疑侵害行為に基づいて北京燕京公司（再審申請人（被告））に侵害停止を命じるのは当然ではあるが、関連する登録商標の権利状態の変化を考慮し、北京燕京公司（再審申請人（被告））に当該商標専用権侵害停止を命じるのは必要性がないと判断し、二審判決の関連認定を訂正する。」

主張を行うケースが多い⁶⁸⁶⁹⁷⁰。

一方、指導事件として選ばれた「歌力思」商標事件⁷¹では、中国最高人民法院は、原告が善意では

⁶⁸ (2021) 遼0192民初3533号

「まず、原告は被告と地域が近く、経営範囲の関連度が一致する商品経営者として、瀋陽軍区政治部北大營農副業基地が先に使用していた『北大營』商号と『商標』であることを知っている。上記の状況の下で、原告は2014年7月14日に第29類商品に瀋陽軍区政治部北大營農副業基地が先に使用していたものと全く同じ商標を申請し、その行為は正当ではない。次に、2012年8月23日、瀋陽疾病制御予防センターが瀋陽軍区政治部北大營農副業基地に発行した検査報告書によると、サンプル名は北大營純正ヨーグルトで、商標は『北大營』であり、これは瀋陽軍区政治部北大營農副業基地は北大營ヨーグルトの製造メーカーであることを証明している。同時に、年寄りの瀋陽市民の印象では、北大營ヨーグルトはすでに生産者である瀋陽軍区政治部北大營農副業基地と特定の直接的なつながりを築いている。瀋陽軍区政治部北大營農副業基地で生産された『北大營』ヨーグルトはすでに歴史上一定の知名度と影響力を得ている。原告が悪意によって取得した『北大營』商標は、商標の強奪行為で、ただ乗り行為であり、信義誠実の原則に違反し、市場の正当な競争秩序を乱し、権利の濫用を構成する。」

⁶⁹ (2022) 京民申6147号

「2006年から、周大福の「骄人」シリーズのドリル加工画像には「」「」などの商標が使用されて宣伝され、比較的に高い顯著性と一定の知名度を持っていたが、その後、馬軍政氏は周大福の「骄人」シリーズ製品に使用されている「」「」商標に類似する商標を出願したが、このような出願行為は、正当とは言い難い。馬軍政氏の商標登録状況を見ると、馬軍政氏は「泰勒」(第14類: ジュエリー、アクセサリー)、「今伯利」(第14類: 宝石、イヤリング)、「今仕福」(第14類: 宝石、イヤリング)、「泰勒伯顿」(第14類: 未加工または半加工貴金属)、「格里奥·皮里」(第25類: 服装、ダウンジャケット)など計30点余りの商標を出願し、登録しており、その中には「金伯利」などの知名度の高い商標と類似する商標が含まれている。馬軍政氏は第6703145号「jaoren」登録商標の権利者として、その商標出願行為は信義誠実の原則に違反し、既存の証拠が登録商標に対して真の使用意図と使用事実が存在すると証明するのに十分ではない中、依然として関連商標を正当に使用している真の権利者に対して訴訟を起こして賠償を求めるることは、権利濫用行為を構成し、法に基づいて阻止すべきものであり、否定的な評価を与えなければならない。」

※ 前記「」「」について、判決書にこのような記載となっており、「」「」の内容が明確ではない。

⁷⁰ (2020) 粤06民終8928号

「薛孟氏は、大良竹馬飲食店は向先成氏と共同で開設し、『竹馬』の店舗名は向先成氏と相談して決めたことを認めている。2008年に2人はパートナーシップを終えた後、向先成は大良竹馬飲食店を経営し続けた。薛孟氏はこの状況下で2011年に自ら『竹馬』商標を出願し、2012年に登録したが、その行為は善意および正当とは言い難い。第二に、薛孟氏と向先成氏はパートナーシップを終えた後、仏山に店を設けて経営しておらず、向先成氏、大良竹馬飲食店がずっと『竹馬』の店舗名と『竹馬』の商標を使用し、経営は良好であり、後の主觀には薛孟氏の『竹馬』登録商標にただ乗りする意図がなく、公衆を誤解させる主觀的な故意も持っていないことが分かっている。しかし、薛孟氏は悪意によって取得した商標権で大良竹馬飲食店に対し、向先成氏に商標権侵害の訴えを提起し、自身の権利を悪意によって行使し、他人の正当な権益を損なう疑いがあり、信義誠実の原則に反し、権利の濫用を構成し、法律に保護されるべきではない。」

⁷¹ (2014) 民提字第24号、指導事例82号、入庫No. 2017-18-2-159-001

判決文のポイント抜粋。

・民事訴訟活動も信義誠実の原則に従わなければならない。一方、当事者が法律で規定された範囲内で自分の民事権利と訴訟権利を行使し、処分する権利を保障する。当事者は他人や社会公共の利益を損なわない前提で、善意で慎重に自分の権利を行使することを求めている。法律の目的と精神に背き、他人の正当な権益を損なうことを目的として、悪意を持って権利を取得し、行使し、市場の正当な競争秩序を乱す行為は、権利の濫用に属し、その関連する権利主張は法律の保護と支持を得てはならない。

・歌力思公司とその関連企業が最初に「歌力思」を企業のブランドとして使用したのは1996年で、最も早く服装などの商品に「歌力思」の登録商標専用権を取得したのは1999年だった。長期的な使用と広範な宣伝を経て、企業のブランドと登録商標である「歌力思」はすでに比較的に高い市場知名度を持っており、歌力思公司は前述の商業標識に対して合法的な先行権利を有している。

・本件における歌力思公司の使用行為は合法的な権利に基づいており、使用の方法と行為の性質はいずれも正当性を持っている。販売場所から見ると、歌力思公司の被疑侵害品の展示と販売行為はすべて杭州銀泰公司の歌力思コーナーで完成し、コーナーは歌力思公司的「ELASSAY」商標を表示するなどの方法を通じて、被疑侵害品の提供者を明確に表明した。

・歌力思公司的具体的な使用方法を見ると、被疑侵害品の外装、商品内部の顯著な部位には「ELASSAY」という商標が使用されており、商品のタグにのみ「ブランドの中国語名：歌力思」という文字が使用されている。「歌力思」自体が歌力思公司的企業名であり、かつ「ELASSAY」商標と相互に対応関係があるため、歌力思公司は被疑侵害品のタグに「歌力思」文字を使用して商品生産者を示すことは妥当であり、王碎永「歌力思」商標の知名度にただ乗りする主觀的な意図もなく、一般消費者が被疑侵害品の出所を正確に識別するための障害にならない。

・王碎永が「歌力思」の商標権を取得し、権利行使行為は正当とは言い難い。「歌力思」商標は中国語の「歌力思」で構成され、歌力思公司が先に使用した企業名及び先に登録した「歌力思」商標の文字構成と完全同一である。「歌

ない方法で商標権を取得し、被告の正当な使用行為に対して、権利侵害訴訟を提起することは、権利濫用に該当すると判断した。

「善意ではない方法」について、当該事件では、被告使用商標が高い知名度を有し、原告の所在地が被告と近く、かつ営業範囲の関連性が高いことから、原告は被告およびその商標を知るべき状況において、被告使用商標を権利化したことは、善意ではない方法として認定した。

よって、日本の地名を含む登録商標の商標権者が、日本の地名、観光地など中国商標法第4条第1項または第44条第1項に該当する商標を複数出願していた場合、または善意ではない方法によって商標権を取得した場合、商標権の権利濫用と判断される可能性が存在し、権利濫用と判断された場合、商標権侵害行為が認められず、日本の企業・個人が当該日本の地名を継続的に使用することができる。

第5節 対処上の注意点

上述のとおり、日本の企業・個人による日本の地名の使用に対して、日本の地名を商標登録した商標権者から商標権侵害を主張された場合であっても、一定の条件を満たせば、商標権侵害には該当しないこととなるが、以下の2つの例外が存在する点には注意が必要となる。

1 相手商標の周知・著名性

地名を含む登録商標について、地名の公共性から考えて、当該登録商標は通常の商標より弱いことが一般的である。しかし、地名を含む登録商標であっても、中国において、周知・著名性を獲得している場合がある。周知・著名性を獲得している地名を含む登録商標について、需要者は、地名ではなく、商標権者と唯一の対応を形成されたものと判断し、結果として、地名を超えるその他の観念が生じていると判断する。よって、この場合、通常の地名を含む登録商標より強い保護が与えられることが想定できる⁷²。

2 日本の地名の中国における意味合い

日本と中国は共に漢字を使うことから、日本では、日本の地名である漢字が、中国では、既存単語であるものも少なくない。

例えば、「山形」商標無効審判事件⁷³では、中国当局は「『山形』は固定的な意味を持つ普通の中国語フレーズであり、日本の地名『山形県』と唯一の対応を形成していない」ことを理由に、中国商標法第10条第2項に該当しないと判断された。

力思」自体は固有の意味を持たない造語であり、強い識別力を持っており、常識的に考えて、偶然に当該商標が登録される可能性は低い。地域が近く、経営範囲の関連度が高い経営者として、王碎永氏は「歌力思」のブランドや商標について全く知らない可能性は低い。このような状況の下で、王碎永氏はハンドバッグや財布などの商品に「歌力思」商標を出願する行為は正当とは言い難い。王碎永氏が善意で取得した商標権ではなく、歌力思公司の正当な使用行為に対して提起した権利侵害の訴えは、権利乱用を構成している。

⁷² (2021)最高法民申3978号

「本件において、第1470448号『洋河』商標の指定商品は第33類の酒類であり、告訴された白酒と同じ商品である。洋河酒場で生産された『洋河』シリーズの白酒は関連市場においてその知名度はすでに地名としての知名度より遙かに高く、夢之星公司は同地域の同業者の酒生産企業として、合理的な回避義務を果たすべきであり、被疑侵害品に地名を規範的に使用しなければならないが、被疑侵害品白酒の包装箱の正面と側面に『酒都洋河』、正面と側面に『中国酒都洋河』、酒瓶上部に『酒都洋河』の文字を使用し、この商標と第1470448号『洋河』商標は字形が異なるにもかかわらず、文字および称呼が同一であり、消費者がこの商品と蘇酒グループとは一定のつながりがあるとして混同する。その行為は産地を示す正当な目的を超えて、明らかに故意を持っている。夢之星公司が提出した著名商標の認定に関する問題は、本件における権利侵害判断には影響しない。よって、一審、二審裁判では夢之星公司が蘇酒グループの第1470448号『洋河』商標専用権を侵害し、民事責任を負うと認定したことが不当ではない。」

⁷³ 商評字[2021]第231239号

「京都老友およびロゴ」商標無効審判事件⁷⁴では、中国当局は中国の需要者が「京都」を日本の地名より、中国の歴史上の王朝の政治的中心と理解しやすいことから、中国の需要者にとって、「京都」という単語は日本の地名より強い意味を持っていることで、「京都」を含む登録商標が中国商標法第10条第2項に該当しないと判断された。

よって、日本の地名と唯一の対応を形成していない場合、中国語として日本の地名以上の意味を有する場合には、その登録商標は、日本の地名を含むものではなく、通常の登録商標としての保護が想定される。

⁷⁴ 商評字[2024]第66012号

「係争商標の文字「京都」は日本の地名だが、中国の消費者にとっては「京都」を中国の歴史上のある王朝の政治の中心として理解しやすい。そのため、係争商標の「京都」には第2の意味があり、日本の地名の意味よりも強い意味を持つ。また、係争商標には他の要素があり、通常、知られている外国の地名とは異なる。以上により、係争商標の登録は『商標法』第10条第2項が規定する商標として使用してはならない状況を構成していない。」

終わりに

日本の地名を含む登録商標が存在する場合、日本の企業・個人による日本の地名を含む商標の使用は、商標権侵害を主張されるリスクが存在する。

そこで、まずは、事前の商標調査の実施と、それを踏まえた登録商標の分析が必要となる。登録商標の分析は、登録商標と使用商標の類否のみならず、登録商標にかかる指定商品と指定役務と自身の使用する商品と役務の類否の判断も含まれる。そして、次に、自身が使用する地名の使用が、中国商標法において認められる地名の正当な使用に該当するかどうかの確認が必要となる。

また、上記とは別に、相手の商標権に対する対応の検討も必要となる。商標権者が、積極的に権利行使をしてくるおそれがある場合には、異議申立て、無効審判または不使用取消請求により、相手の商標権を取り消しまたは無効とすることの検討が必要となる。

いずれにしても、中国において商標を使用する場合、日本の地名の使用だからといって安易に使用するのではなく、事前の商標調査及び現地の専門家の助言を踏まえた上で、事前または事後において、必要な対策を講じることが求められる。



添付資料

添付資料1：関連法規の抜粋

『中華人民共和国商標法』

(使用意思欠如の悪意出願)

第四条 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。

2 この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。

(信義誠実の原則)

第七条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。

2 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。

(商標として使用できない商標)

第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

一 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

二 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。

三 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。

四 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。

五 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。

六 民族差別扱いの性質を帶びたもの。

七 欺瞞性を帶び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。

八 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。

2 県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。

(識別力欠如の商標)

第十二条 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

一 その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。

二 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。

三 その他の顕著な特徴に欠けるもの。

2 前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。

(地理的表示を含む商標)

第十六条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。

2 前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。

(商標代理機構の義務)

第十九条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を取り扱わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負う。

2 委託人が登録出願する商標において、この法律に規定される不登録事由があり得るときは、商標代理機構は、委託人に明確に告知しなければならない。

3 商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律の第四条、第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。

4 商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。

(商標の初步査定)

第二十八条 登録出願に係る商標について、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定を満たすときは、初步査定を行い公告する。

(先登録商標)

第三十条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初步査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

(先願)

第三十一条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標の登録出願をしたときは、先に出願された商標について初步査定し公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初步査定し公告し、他方の出願は拒絶し公告しない。

(先行権利)

第三十二条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。

(異議申立)

第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反していると何人が判断したときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

(商標譲渡)

第四十二条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

- 2 登録商標を譲渡するときは、商標登録者は、同種商品について登録した類似する商標、又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を合わせて譲渡しなければならない。
- 3 混同を引き起こしやすい又はその他の悪影響を及ぼす譲渡について、商標局は許可しないものとし、書面で申請人に通知し、理由を説明する。
- 4 登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は、公告日より商標専用権を享有する。

(欺瞞または不正手段)

第四十四条 登録された商標が、この法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

- 2 商標局が登録商標の無効宣告を決定したときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審査を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国務院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。
- 3 その他の単位又は個人が商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求するときは、商標評審委員会は、請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に、登録商標の維持又は登録商標無効の宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国務院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

(無効審判)

第四十五条 既に登録された商標が、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。

- 2 商標評審委員会は、登録商標の無効宣告の請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国務院工商行政管理部門の許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。
- 3 商標評審委員会は、前項の規定により無効宣告請求を審査する過程において、関係する先行権利の確定が人民法院で審理中、又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければ

ならない。

(商標の不正使用と不使用取消)

第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。

2 登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかつたときは、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。商標局は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。

(商標権侵害行為)

第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。

- 一 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用すること。
- 二 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。
- 三 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。
- 四 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。
- 五 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。
- 六 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を帮助すること。
- 七 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。

(合理的な使用と先使用権)

第五十九条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

2 立体標章の登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的効果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

3 商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

(商標権侵害の行政対応)

第六十条 この法律の第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。

工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違

法經營額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。

商標専用権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することができれば、「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しないとき、又は調停書の効力が生じた後に履行されないときは、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる。

(司法機関への事件の移送)

第六十一条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。

(行政当局の権限)

第六十二条 県級以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報により、他人の登録商標専用権の侵害嫌疑行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる。

- 一 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。
 - 二 当事者の侵害行為に関する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。
 - 三 当事者が、他人の登録商標専用権の侵害行為に係わる嫌疑場所を現場検証すること。
 - 四 侵害行為に関する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠であるときは、封印又は差し押さえること。
- 2 工商行政管理部門が、法により前項に規定の職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、服従するものとし、拒絶、妨害してはならない。
 - 3 商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、工商行政管理部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続を再開又は終結しなければならない。

(損害賠償)

第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参考して合理的に確定する。悪質な商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。

- 2 人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力しており、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者が握っている状況では、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないか、又は虚偽の帳簿、資料を提供した償金額を判定することができる。
- 3 権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて500万元以下の賠償金の支払いを判決する。
- 4 人民法院は商標紛争事件を処理する際、権利者の請求に基づき、登録商標を盗用した偽造商品に属する場合、特別な情況を除き、廃棄処分を命じる。主に登録商標を盗用した偽造商品の製造に使

われる材料、道具について廃棄処分を命じ、且つ補償を与えない。或いは、特別な情況において、上記材料、道具の市場流通の禁止を命じ、且つ補償を与えない。

- 5 登録商標を盗用した偽造商品はただ盗用した商標を取り除いただけでの市場流通はしてはいけない。

（損害賠償の抗弁）

第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責任を負わない。

- 2 登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売したときは、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合に限り、損害賠償の責任を負わない。

（差止請求と財産保全）

第六十五条 商標登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を与えるおそれがあるときは、提訴する前に、法により人民法院に関係行為の差止命令と財産の保全措置を行うよう請求することができる。

（提訴前の証拠保全）

第六十六条 侵害行為を差止める際に、証拠が失われる可能性があるとき、又は今後の取得が困難であるときは、商標登録者又は利害関係者は、提訴する前に、法により人民法院に証拠の保全を請求することができる。

（刑事责任）

第六十七条 商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事责任を追及する。

- 2 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又はその偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事责任を追及する。
- 3 登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事责任を追及する。

『中華人民共和国刑法』

第二百十三条 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品、役務にその登録商標と同一の商標を使用し、情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第二百十四条 登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第二百十五条 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造或いは偽造し、又は無断で製造された登録商標の標識を販売した場合であって、情状が重大なときは、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

『中華人民共和国税関法』

第六条 税関は以下の権利を行使することができる。

(一) 出入国する輸送手段を検査し、出入国する商品及び物品を検査し、本法又はその他の関連する法律及び行政法規に違反するものを留置することができる。

(二) 出入国者の書類を閲覧し、本法またはその他の関連法令および行政法規に違反した被疑者を尋問し、その犯罪を調査すること。

(三) 契約書、請求書、帳簿、文書、記録、ファイル、業務連絡、録音、録画、その他出入国輸送手段、物品及び物品に関連する情報を検査、謄写し、本法又は出入国輸送手段、物品及び物品に関連するその他の関連法令及び行政法規の違反に関与するものを拘束すること。

(四) 税関管理区域及び税関付近の沿岸・国境区域において、密輸の疑いのある輸送手段及び密輸貨物・物品の隠匿の疑いのある場所を検査し、密輸の疑いのある者の身体を検査し、密輸の疑いのある輸送手段、密輸の疑いのある貨物・物品は、税関直轄の税関長又は税関長の許可を受けた下級税関長の許可を得て留置することができ、密輸の疑いのある者は、24時間を超えない期間留置することができる。また、密輸の疑いのある者は、24時間を超えない期間留置することができ、特別な事情がある場合には、48時間まで延長することができる。

税関管理区域外及び税関付近の沿海・国境地帯において、税関は、密輸事件を捜査する場合、税関直属の税関長又はその権限の下に税関直属の税関長の承認を得て、密輸の疑いのある輸送手段及び市民の住居以外の密輸品・物品を隠している疑いのある場所を検査することができ、関係者が立ち会う必要がある。関係者が立ち会わない場合、証人の立会いのもとで検査することができ、その証拠の検査は24時間を超えることができず、被疑者の拘留時間は、特別な事情がある場合、48時間まで延長することができる。輸送手段を検査し、密輸の疑いの証拠がある物品を拘留することができる。

税関付近の沿海および国境地帯の範囲は、国務院税関総署および公安部門が関係省人民政府と共同で決定する。

(五) 密輸事案の調査において、税関直属の税関長またはその権限を有する下級税関長の承認を得て、金融機関、郵便企業、預金、送金において、疑惑のある単位および疑惑のある人物の事案を調査することができる。

(六) 出入国輸送手段又は個人が税関の監督に背いて逃亡した場合、税関は、税関の監督区域及び税関の近傍の沿岸・国境区域を越えて継続的に追跡し、処分を受けるために連れ戻すことができる。

(七) 税関は、その職務を遂行するため、武器を装備することができる。税関職員の武器の着用及び使用に関する規定は、税関総署が国務院公安部門と共同で策定し、国務院に提出して承認を受けなければならない。

(八) 法律及び行政法規に規定される税関が行使するその他の権限。

第九十一条 中華人民共和国の法律及び行政法規により保護される知的財産権を侵害する物品を輸出入し、本法の規定に違反した者は、法律に従い、税関が侵害品を没収し、罰金を科す。

第九十三条 当事者が税関の違約金賦課決定に従わず、再審議を申請せず、又は人民法院に提訴しない場合、違約金賦課決定を行った税関は、その供託金を留置された商品、物品又は運送手段の支払いと相殺し、又は人民法院に強制執行を申請することができる。

『最高人民法院による商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の審理における若干問題に関する規定』

第四条 標章又はその構成要素が欺瞞性を帶び、容易に公衆に商品の品質等の特徴又は産地の誤認を生じさせ、国家知識産権局が 2001 年改正の商標法第十条第一項第七号に定める状況に該当すると認定する場合、人民法院は、これを支持する。

第五条 標章又はその構成要素が中国の公共利益及び公共秩序に消極的な、負の影響を及ぼす可能性がある場合には、人民法院は商標法第十条第一項第八号に定める「その他の悪影響」に該当すると認定することができる。

政治、経済、文化、宗教、民俗等の分野における公的人物の氏名等を商標として出願することは、前項でいう「その他の悪影響」に該当する。

第六条 標章が県級以上の行政区画の地名又は公衆が認識している外国の地名及びその他の要素で構成され、全体において地名と区別される意味を有する場合には、人民法院は、商標法第十条第二項でいう状況には該当しないと認定しなければならない。

第七条 人民法院は、係争商標が識別性を有するかを審査するにあたり、商標の指定商品における関連公衆の通常の認識に基づき、当該商標が全体において識別性を有するかを判断しなければならない。標章に記述的要素が含まれるが、その全体が識別性を有することに影響しない場合、又は記述的標章が独特の方式で表現され、関連公衆がそれで商品の出所を識別できる場合は、識別性を有すると認定しなければならない。

第八条 係争商標が外国語の標章であるとき、人民法院は、中国国内の関連公衆の通常の認識に基づき、当該外国語商標が識別性を有するか否かを審査、判断しなければならない。標章における外国語の固有の意味がその指定商品上の識別性に影響する可能性があるが、関連公衆の当該固有の意味に対する認知度が比較的低く、当該標章で商品の出所を識別できる場合は、識別性を有すると認定することができる。

第十七条 地理的表示の利害関係者が商標法第十六条により、他人の商標は登録すべきでない、又は無効にすべき旨を主張する場合において、係争商標の指定商品と地理的表示の製品が同一商品ではなく、地理的表示の利害関係者が、当該商品に係争商標を使用することは、依然として関連公衆に当該商品の出所が当該地区となっており、そのために特定の品質、信用又はその他の特徴を有すると誤認を容易に生じさせる旨を証明できる場合に、人民法院はこれを支持する。

当該地理的表示がすでに団体商標又は証明商標として登録されている場合、団体商標又は証明商標の権利者若しくは利害関係者は、当該条項又は別途商標法第十三条、第三十条等により権利を主張することを選択することができる。

第十八条 商標法第三十二条に定める先行権利には、当事者が係争商標出願より前に享有していた民事権利又はその他の保護すべき合法的権益が含まれる。係争商標の登録許可時に先行権利がすでに存しない場合は、係争商標の登録を妨げない。

第十九条 当事者が、係争商標がその先行著作権に損害を与えていた旨を主張する場合、人民法院は著作権法等の関連規定に基づき、主張の対象が著作物に該当するか否か、当事者が著作権者又はその他著作権を主張する権利を有する利害関係者に該当するか否か、係争商標が著作権の侵害を構成するか否か等を審理しなければならない。

標章が著作権法の保護を受ける著作物に該当する場合、当事者が提供する標章に係る設計原稿、原

本、権利取得の契約、係争商標出願日よりも前の著作権登記証書等は、いずれも著作権の帰属を証明する一応の証拠とすることができます。

商標公報、商標登録証等は、商標出願人が標章の著作権を主張する権利を有する利害関係者であると確定する一応の証拠とすることができます。

第二十四条 欺瞞による手段以外の他の方式で商標登録の秩序を搅乱し、公共利益を損ない、公共資源を不正に占有し、又は不当利益を図る場合、人民法院は、商標法第四十四条第一項に定める「その他の不正手段」に該当すると認定することができる。

『最高人民法院による人民法院の登録商標権に対する財産保全の実施に関する解釈』

第一条 人民法院は、民事訴訟法の関連規定に基づき財産の保全措置を講じる際に、登録商標権に対して保全措置を実施する必要がある場合には、国家知識産権局商標局（以下、「商標局」という）に対して、商標局に保全協力を要請する登録商標の名称、登録者、登録証番号、保全期間、及び譲渡の禁止、登録商標の取消し、登録事項の変更、商標権に対する質権設定登記手続などの事項を含む、保全の執行への協力に関する内容を明記した執行協力通知書を出さなければならない。

第二条 商標権に対する一度の保全期間は 1 年を超えてはならず、商標局が執行協力通知書を受け取った日から計算する。当該商標権に対して引き続き保全措置を講じる必要がある場合、人民法院は、保全期間が満了する前に商標局に対して、改めて執行協力通知書を出し、保全の継続を要請しなければならない。さもなければ、当該商標権に対する財産の保全は自動的に解除されたものとみなす。

第三条 人民法院は、すでに保全が行われた商標権に対して、再度保全を実施してはならない。

『最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』

第一条 次の各号に掲げる行為は、商標法第五十七条第一項第（七）号に定める、他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為に該当する。

（一）他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業の屋号として同一又は類似の商品に強調して使用し、容易に関連する公衆に誤認を生じさせるもの

（二）他人が登録した馳名商標又はその要部を複製、模倣、翻訳して同一でない又は類似でない商品に商標として使用し、公衆を誤った方向に導くことにより、当該馳名商標登録者の利益が損なわれる可能性があるもの

（三）他人の登録商標と同一又は類似の文字をドメイン名として登録し、かつ当該ドメイン名を通じて関連商品取引の電子商取引を行い、容易に関連する公衆に誤認を生じさせるもの

第六条 商標権の侵害行為により提起する民事訴訟は、商標法第十三条、第五十七条に定める権利侵害行為の実施地、侵害商品の貯蔵地又は差押・押収地、被告住所地の人民法院が管轄する。

前項に定める侵害商品の貯蔵地とは、大量又は経常的に侵害商品を貯蔵、隠匿する所在地をいう。差押・押収地とは、税關等の行政機関が法により侵害商品を差し押さえ、押収する所在地をいう。

第七条 異なる権利侵害行為実施地に係る複数の被告に対して提起する共同訴訟について、原告はそのうち 1 人の被告の権利侵害行為実施地の人民法院を管轄法院として選択することができる。そのうち 1 人の被告のみに対して提起する訴訟については、当該被告の権利侵害行為実施地の人民法院が管轄権を有する。

第八条 商標法において関連する公衆とは、商標に表記されたある種の商品又は役務に関連する消

費者及び前述の商品又は役務の営業販売と密接な関係を有するその他の事業者をいう。

第九条 商標法第五十七条第一号、第二号に定める商標の同一とは、被疑侵害商標と原告の登録商標を比較し、二者に基本的に視覚的差異がないことをいう。

商標法第五十七条第二号に定める商標の類似とは、被疑侵害商標と原告の登録商標を比較し、その文字の字形、発音、意味又は図形の構造及び色彩、又はその各要素を組み合わせた後の全体構造が類似であり、又はその立体形状、色彩の組合せが類似であり、容易に関連する公衆に商品の出所の誤認を生じさせ、又はその出所と原告の登録商標の商品に特定の関係があると認識させることをいう。

第十条 人民法院は商標法第五十七条第一号、第二号の規定に基づき、商標の同一又は類似の認定を次の各号に掲げる原則に照らして行う。

- (一) 関連する公衆の一般的な注意力を基準とする
- (二) 商標の全体を比較しなければならず、また商標の要部も比較しなければならず、比較は比較対象を隔離した状態で個別に行わなければならない
- (三) 商標が類似か否かの判断は、保護を請求する登録商標の識別性及び知名度を考慮しなければならない

第十一条 商標法第五十七条第二号に定める類似の商品とは、機能、用途、生産部門、販売経路、消費対象等の面で同一であり、又は関連する公衆により特定の関係があると一般に認識され、容易に混同を招く商品をいう。

類似の役務とは、役務の目的、内容、方式、対象等の面で同一であり、又は関連する公衆により特定の関係があると一般に考えられ、容易に混同を招く役務をいう。

商品と役務の類似とは、商品と役務との間に特定の関係が存し、容易に関連する公衆に混同を生じさせることをいう。

第十二条 人民法院は商標法第五十七条第二号の規定に基づき、商品又は役務が類似か否かを認定するにあたり、関連する公衆の商品又は役務に対する一般的認識をもって総合的に判断しなければならない。「商標登録に用いる商品及び役務の国際分類表」、「類似商品及び役務区分表」は、類似の商品又は役務の判断の参考とすることができます。

第十三条 人民法院は、商標法第六十三条第一項の規定に基づき侵害者の賠償責任を確定するとき、権利者が選択する計算方法に基づき賠償額を計算することができる。

第十四条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害により得た利益は、侵害商品の販売量に当該商品の単位当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。当該商品の単位当たりの利益を明らかにできない場合は、登録商標商品の単位当たりの利益に照らして計算する。

第十五条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害により受けた損失は、権利侵害により生じた権利者の商品の販売減少量又は侵害商品の販売量に当該登録商標商品の単位当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。

第十六条 権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、商標使用料を確定することがいずれも困難である場合には、人民法院は当事者の請求に基づき、又は職権により商標法第六十三条第三項の規定を適用して賠償額を決定することができる。

人民法院は商標法第六十三条第三項の規定を適用して賠償額を決定するとき、権利侵害行為の性質、期間、結果、侵害者の主観的な過失の程度、商標の名誉及び権利侵害行為を制止するための合理

的支出等の要素を考慮して総合的に決定しなければならない。

当事者が本条第一項の規定に照らして賠償額について合意に達する場合は、これを許可しなければならない。

第十七条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出には、権利者又は委託代理人が権利侵害行為に対して行う調査、証拠取得の合理的費用を含む。

人民法院は当事者の訴訟請求及び案件の具体的情况に基づき、国の関係部門の規定に適合する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる。

第十八条 商標権侵害の訴訟時効は 3 年とし、商標登録者又は利害権利者が権利の被害及び義務者を知り又は知るべきであった日から起算する。商標登録者又は利害権利者が 3 年を過ぎてから提訴する場合において、権利侵害行為が依然として継続し、当該商標権が有効期間内にあるときは、人民法院は被告の権利侵害行為を差し止める判決を下さなければならず、権利侵害に対する損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から 3 年間遡って推算しなければならない。

第二十一条 人民法院は商標権紛争案件の審理において、民法典第百七十九条、商標法第六十条の規定及び案件の具体的情况に基づき、侵害者に侵害停止、妨害排除、危険除去、損失賠償、影響除去等の民事責任を負わせる判決を下すことができ、さらに罰金を科し、侵害商品、偽造した商標標章及び侵害商品の生産に主に使用した材料、器具、設備等の財物を没収する民事制裁の決定を下すことができる。罰金額は商標法第六十条第二項の関連規定を参照して決定することができる。

行政管理部門が同一の商標権侵害行為に対してすでに行政処分を科している場合には、人民法院は新たに民事制裁を加えない。

第二十三条 本解釈の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。

『北京市高級人民法院による商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の審理ガイドライン』

7. 基本的ルール

7.1 【商標法第 4 条の適用】

商標出願人は使用しようとする真の意図が明らかに欠けており、かつ、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、商標法第 4 条の規定違反と認定することができる。

(1) 異なる主体の、一定の知名度又は顕著な特徴を有する商標と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、情状が重いこと

(2) 同一の主体の、一定の知名度又は顕著な特徴を有する商標と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、情状が重いこと

(3) 他人の商標以外その他の商業標識と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、情状が重いこと

(4) 一定の知名度を有する地名、景勝地名称、建築物名称等と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、情状が重いこと

(5) 商標の登録出願を大量に行い、かつ正当な理由を欠くこと

前述の商標出願人が使用しようとする真の意図がある旨を主張しているが、証明する証拠を提出していない場合は、これを支持しない。

7.2 【誠実信用の原則の適用】

商標行政案件において、係争商標の登録出願は商標法第 7 条第 1 項の規定に反するものであつてはならない。

8. 商標法第 10 条の適用

8.4 【「欺瞞性」の認定】

公衆の日常生活の経験等から、係争商標の指定商品又は役務の品質等の特徴又は産地に関し誤認を生じさせない場合は、商標法第 10 条第 1 項第（七）号に規定する状況に該当しない。

8.6 【「他の悪影響」の判断要素】

公衆の日常生活上の経験又は辞書、参考書等公式文献、又は宗教等分野の人々の一般的な認識に基づき、係争商標の標章又はその構成要素が中国の公共の利益若しくは公の秩序に消極的・マイナスな影響を与える恐れがあると確定できる場合は、商標法第 10 条第 1 項第（八）号に規定する「他の悪影響」を有すると認定することができる。

当事者の主観的意図、使用方法、侵害の結果等は、「他の悪影響」を有するか否かを認定するための参考要素とすることができます。

8.7 【「他の悪影響」の判断時点】

係争商標の標章或いはその構成要素に「他の悪影響」を有するか否かを審査、判断するとき、通常は係争商標の登録出願時の事実状態を基準とする。登録の時点で事実状態に変化が生じた場合は、登録時の事実状態に基づき「他の悪影響」を有するか否かを判断する。

8.10 【地名商標の他の意味】

係争商標の標章又はその構成要素に、県級以上の行政区画の地名若しくは公衆に知られた外国の地名を含むが、全体として別の意味を有するものは、商標法第 10 条第 2 項に規定する状況に該当しないと認定することができる。

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、係争商標が全体として別の意味を有するものと認定することができる。

- (1) 地名のみからなる係争商標であり、当該地名に他の意味を有すること
- (2) 地名を含む係争商標であるが、全体として当該地名と区別できること
- (3) 地名を含む係争商標であり、全体として当該地名と区別することはできないが、使用することによって、公衆が区別できるようになること

8.11 【登録された「地名」商標の拡大登録の判断】

商標法で地名の商標としての登録と使用が禁止される前にすでに登録された地名商標は、元の登録範囲内において有効である。当事者が当該地名商標に基づき別の商標の登録出願を行う旨を主張した場合は、通常これを支持しない。

13. 商標法第 16 条の適用

13.1 【公衆を誤った方向に導く場合の認定】

係争商標が登録出願されると、関連公衆に、当該商標を使用する商品の真の生産地について容易に誤認を生じさせる場合は、商標法第 16 条第 1 項に規定する状況に該当する。

13.2 【「商標に商品の地理的表示がある】

地理的表示の全体又はその主な識別される部分を含む係争商標で、関連公衆に、当該商標を使用する商品の真の生産地について容易に誤認を生じさせる場合は、「商品の地理的表示がある商標」の状況に該当する。

13.3 【出願主体】

地理的表示を保護するために設立された或いは地理的表示の保護を主旨とする団体、協会等は、係争商標が商標法第16条第1項の規定に違反するものと判断した場合、請求することができる。

当該地理的表示を使用する製品の生産加工者、市場経営者は利害関係者として請求することができる。

13.4 【所属国の先保護原則】

外国人が、係争商標の登録出願で商標法第16条第1項の規定に違反したとして登録すべきではなく、又は無効審決を下すべきであると請求した場合は、その名義にある当該地理的表示が所属国において法的に保護されている旨の証明を提供しなければならない。

13.5 【混同の判断】

地理的表示の団体商標又は証明商標の登録出願が後であり、一般商標の出願が先である場合、地理的表示の客観的な存在の状況及びその知名度、識別性、関連公衆の認知等要素を踏まえて、関連公衆に商品又は役務の出所について容易に混同を生じさせるか否かを判断しなければならない。地理的表示の団体商標又は証明商標の出願が先で、一般商標の出願が後である場合は、地理的表示の知名度に不正に便乗するという視点から、関連公衆に商品又は役務の出所について容易に混同を生じさせるか否かを判断することができる。

13.6 【馳名商標保護の適用】

地理的表示の団体商標又は証明商標が、すでに有名であった場合、商標法第13条第3項を適用して保護することができる。

当事者が、商標法第13条第3項により地理的表示の団体商標又は証明商標の不登録又は無効審判を請求した場合は、地理的表示の客観的な存在の状況及その知名度、識別性、関連公衆の認知等の要素を踏まえて、地理的表示の団体商標又は証明商標が登録されると、関連公衆を誤った方向に導き、一般商標登録者の利益が損害される恐れがある否かを認定しなければならない。

13.7 【地理的表示の一般商標としての登録】

係争商標の出願人又は登録した者が、地理的表示の全体又は主な識別部分を証明商標又は団体商標以外の商標として登録出願した場合は、商標法第16条第1項、第10条第2項又は第11条第1項の規定等を適用して審理することができる。

13.8 【地理的範囲の確定の誤り】

地理的表示の団体商標又は証明商標の出願人が出願書類に示した地域の範囲が真の生産地と一致しない場合は、商標法第16条第1項の規定等を適用して審理することができる。

13.9 【法律条項の適用】

当事者は、他人が登録出願した地理的表示の証明商標又は団体商標が商標法第16条第2項の規定に違反したとして登録すべきではなく、又は無効審決を下すべきであるとした場合は、商標法第30条における「この法律の関連規定を満たさない」内容を適用して審理する。

14. 商標法第19条第4項の適用

14.1 【商標代理機構の認定】

すでに届出を行った、商標代理業務に従事している主体、工商営業許可証の中に商標代理業務に従事するとの記載のある主体、及び届出を行っていないが、実際に商標代理業務に従事している主体は、商標法第19条第4項に規定する「商標代理機構」に該当する。通常、営業許可証に記載された事業内容は「商標代理機構」の認定を除外する根拠にはならない。

14.2 【商標代理業務の認定】

依頼を受けて、依頼人の名義で、商標の出願、審判又はその他の商標関連業務（商標の出願、変更、更新、譲渡、異議申立て、取り消し、審判、権利侵害の苦情申立ての代理、商標に関する法律相談の提供、商標に関する法律顧問の担当、その他の商標関連業務の代理等を含む）を取り扱うことは、商標代理業務に該当する。

14.3 【係争商標の譲渡は主体の認定に影響を与えない】

商標審判手続きにおいて、係争商標が商標代理機構から商標代理以外の機関に譲渡され、名義変更された場合は、商標法第19条第4項の規定を適用して審理することができる。

14.4 【係争商標の登録出願範囲の確定】

「代理サービス」は「類似商品及び役務区分表」第45類、類似群コード4506の役務項目に限定される。

商標代理機構が、商標代理サービス以外のその他の商品又は役務の類別において商標の登録出願を行うことは、支持しない。

15. 商標法第30条、第31条の適用

15.1 【商標の拡張登録の制限】

係争商標の出願人の先行商標が登録された後、係争商標が出願される前に、係争商標と同一又は類似する他人の商標が同一又は類似の商品において登録され、かつ、継続的な使用により一定の知名度が生じている状況において、係争商標の出願人が、自身の先行商標がすでに使用されていること、又は、使用により知名度を生じ、関連公衆に容易に混同を生じさせるものではないことを証明できない場合、係争商標の出願人が自身の先行商標の存在をもって係争商標が登録されるべきである旨を主張したとしても、これを支持しないことができる。

15.2 【商標類似の判断の規則】

商標法第30条、第31条を適用するとき、商標標章の類似の度合、商品の類似の度合、引用商標の識別性と知名度、関連公衆の注目度及び係争商標の出願人の主観的意図等の要素、並びに前述の要素間の相互影響を総合的に勘案することができるが、関連公衆に容易に混同を生じさせるか否かを基準とする。

同一の商標標章、かつ同一の指定商品である場合は、他の要素を考慮する必要がなく、商標法第30条、第31条の規定に違反したと直接認定することができる。

引用商標の全体又は顕著な識別部分を係争商標の構成要素とした場合は、商標標章の類似であると認定することができる。

15.3 【商標拒絶査定不服審判行政案件における商標類似性の判断】

商標拒絶査定不服審判行政案件において、係争商標と引用商標が類似するか否かは、主に係争商標の標章と引用商標の標章の類似の度合等の要素に基づき認定する。係争商標の知名度を考慮しなくてもよい。

15.4 【商標異議査定不服審判・無効審判行政案件における商標の類似性の判断】

商標異議査定不服審判・商標無効審判行政案件において、係争商標の出願人に主観的に悪意がなく、かつ特定の歴史的原因により、係争商標がすでに引用商標と長期間にわたって共存し、市場で既定の枠組みが形成されており、関連公衆に混同を生じさせない旨を当事者が主張した場合は、類似商標に該当しないと認定することができる。

係争商標と引用商標が類似するか否かを認定するには、係争商標の出願人及び引用商標権者が提供した証拠、係争商標の出願人の主観的状態等を総合的に勘案することができる。

15.5 【市場調査報告書の認定】

当事者が、係争商標と引用商標が類似商標でないとの証明として市場調査報告書を提出することができるが、当該報告書の結論が真実性、科学性を欠く場合は、採用しないことができる。

15.6 【商標法第 30 条、第 31 条の適用条件】

商標行政案件において、係争商標の出願日を基準として引用商標が登録され、初期査定がなされ、又は先に出願した商標であることを認定しなければならない。

引用商標は、係争商標より出願日が早いが、係争商標の出願日以前に、まだ登録又は初期査定がなされておらず、商標評審部門が出訴された裁決を下した時点で、引用商標が登録され又は初期査定がなされた場合でも、商標法第 31 条の規定を適用して引用商標と係争商標が類似商標を構成するか否かを認定しなければならない。

15.7 【引用商標権者が抹消された場合】

商標行政案件において、引用商標権者がすでに抹消されており、権利義務の主体の存在を証明する証拠がない場合は、引用商標と係争商標が類似商標に該当しないと認定することができる。

15.8 【中国語商標と外国語商標の類似性判断】

中国語商標と外国語商標の類似性を判断するにあたり、次の要素を総合的に勘案することができる。

- (1) 外国語の意味に対する関連公衆の認知度
- (2) 意味、呼び方等における中国語商標と外国語商標の関連性又は対応性
- (3) 引用商標の識別性、知名度及び使用の方式
- (4) 係争商標の実際の使用状況

16. 商標法第 32 条の適用

16.1 【先行権利の範囲】

当事者が、反不正当競争法第 6 条を根拠として合法的な先行権益を主張した場合は、商標法第 32 条を適用して審理することができる。

係争商標の登録出願が他人の先行権利を侵害するか否かを認定するにあたり、通常、先行権利を定めた法律を根拠とする。

16.2 【先行権利の時間の起算】

当事者が係争商標の登録出願により「先行権利」が侵害された旨を主張する場合は、係争商標の出願日以前に当該先行権利が合法的に存在していることを立証して証明しなければならない。

先行権利は、係争商標の登録された時点ですでに存在しなくなった場合は、係争商標を登録することを妨げない。

16.3 【外国人の先行著作権】

外国人が、係争商標の登録出願により先行著作権が侵害された旨を主張した場合は、著作権法第 2 条の規定に従って処理する。

16.4 【先行著作権侵害の認定】

係争商標の登録出願が当事者の先行著作権を侵害するか否かを判断するとき、次の要件を考慮し

なければならない。

- (1) 係争著作物が著作権法の保護の客体であること
- (2) 当事者が係争著作物の著作権者又は利害関係者であること
- (3) 係争商標の出願人が係争商標の出願日以前に係争著作物と接触した可能性があったこと
- (4) 係争商標標章と係争著作物が実質的に類似であること

前項に掲げる要件のいずれかが成立しない場合は、その他の要件について認定する必要がない。

16.5 【著作物の認定】

独創性を欠くものは、著作物として認定してはならない。

よく見られる簡単な図形、アルファベット等は通常、著作物として認定しない。

16.6 【保護期間を超えた著作物】

係争商標を登録出願するとき、当事者が著作権法に規定する保護期間を超過した著作物をもって著作権を主張した場合は、これを支持しない。

係争商標標章と係争著作物が実質的に類似であるか否かを認定するとき、両方が共に利用しているパブリックドメインに属する表現は考慮要素としない。

16.7 【先行著作権帰属の認定】

当事者から提供された著作権が及ぶ草稿、原本、合法的な出版物、係争商標出願日以前の著作権登録証書、権利取得に関する契約書等は、先行著作権の帰属を認定する一応の証拠とすることができる。ただし、係争商標の出願人が反対の証拠を提供した場合を除く。

16.8 【利害関係者の資格の認定】

当事者が商標公告、商標登録証等を根拠に先行著作権の利害関係者として請求する権利がある旨を主張した場合は、これを支持することができる。

16.9 【独創性の程度が「実質的な類似」認定に与える影響】

独創性の低い著作物は、係争商標標章とその著作物が視覚的にほぼ相違がない場合、実質的に類似であると認定することができる。

16.10 【先行著作権侵害の不成立の抗弁】

当事者が、係争商標の登録出願で他人の先行著作権侵害に当たらない旨を主張し、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、これを支持することができる。

- (1) 係争商標標章と係争著作物の同一又は類似の部分が著作権フリー素材又はパブリックドメインの情報に該当すること
- (2) 係争商標標章と係争著作物の同一又は類似である理由が、共通の基準を実施し又は表現の形式が限られていることにあること
- (3) 係争商標標章と係争著作物の同一又は類似の部分の出所が当事者以外の者の著作物であり、かつ同著作物が完成した時間が係争著作物よりも先であること

16.11 【先行著作権の保護範囲】

当事者が、先行著作権侵害を理由に係争商標の登録すべきではなく、又は無効審決を下すべきである旨を主張した場合は、係争商標の指定商品又は役務の類別について考慮しない。

17. 商標法第44第1項の適用

17.2 【「その他の不正な手段」の認定】

「その他の不正な手段」とは、欺瞞的な手段以外のその他の方法で商標登録の秩序を乱し、公共の利益を損ない、公共資源を不正に占有し、又は不正な利益を図ることにより、係争商標の登録を得る行為をいい、係争商標の出願人が他人の一定の知名度のある商標を大量、大規模に冒認出願する等の手段をとる行為が含まれる。

次に掲げる要件を同時に備えている場合は、商標法第44条第1項に規定する「その他の不正な手段で登録商標を取得した」ことに該当すると認定することができる。

(1) 適用する主体が当該商標の登録出願人である。ただし、係争商標を現在登録した者と出願人との間に特定の関係があることが証拠で証明されており、又は係争商標の登録出願行為について意思の連絡があった場合を除く。

(2) 適用する対象として、すでに登録された商標も登録出願される商標も含まれること

(3) 登録出願行為が、商標登録の秩序を乱し、公共の利益を損ない、又は公共資源を不正に占有し、その他の方法で不正な利益を図ることに該当すること

(4) 登録出願行為が単に特定の民事権益に損害を与えただけにとどまらないこと

17.3 【「その他の不正な手段」の具体的状況の認定】

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、商標法第44条第1項に規定する「その他の不正な手段で登録を得た」ことに該当すると認定することができる。

(1) 係争商標の出願人が登録出願する複数の商標が、他人の高い識別性のある商標或いは高い知名度のある商標と同一又は類似するものであり、異なる商標権者の商標に関し同一又は類似の商品、役務における登録出願、さらに同一の商標権者の商標に関し同一でも類似でもない商品又は役務における登録出願も含まれること

(2) 係争商標の出願人が登録出願する複数の商標は、他人の企業名称、社会組織の名称、一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等の商業標識と同一又は類似の標章に該当すること

(3) 係争商標の出願人に、商標の売り込み、又は高額での譲渡が不成立となると先行商標の使用者を相手取って権利侵害訴訟を提起する等の行為があったこと

17.4 【「その他の不正な手段」の具体的な状況の例外】

係争商標の出願人に、この審理ガイドライン第17.3条に規定する事由に該当するが、係争商標の登録出願の時期が早く、かつ既存の証拠により、係争商標の出願人にはその商標使用しようとする意図があり、そして実際に商業的利用に投入したことが証明できる場合は、具体的な状況に応じ、係争商標は「その他の不正な手段で登録を得た」ことに該当しないと認定することができる。

17.5 【「その他の不正な手段」の条項適用の制限】

商標異議裁判不服審判請求、商標権無効審判請求等行政案件の審理にあたって、既存の証拠に基づき、係争商標の不登録或いは無効審決に至る、商標法上その他の条項を適用できる場合は、商標法第44条第1項はもはや適用されない。

18. 商標法第45条の適用

18.1 【商標法第45条の属性の確定】

商標法第45条第1、2、3項はいずれも手続条項である。

18.2 【「5年の期間」の認定】

商標法第45条第1項に規定する「商標登録日から5年以内」とは、係争商標の登録公告日の翌日から5年以内をいう。当該期間は中止、中断等の事由を適用しない。

係争商標の登録公告日の翌日から、商標法第45条第1項の規定により商標権の無効審判を請求することができる。

18.3 【「5年」を超えた請求の主体】

商標法第45条第1項に規定する「馳名商標の所有者」には馳名商標の利害関係者を含まない。

18.4 【「悪意による登録」の認定】

商標法第45条第1項に規定する「悪意による登録」について、次に掲げる要素を統合して認定することができる。

- (1) 係争商標は先行の馳名商標との類似度が高いこと
- (2) 先行の馳名商標に、高い識別性と知名度を有すること
- (3) 係争商標の指定商品は先行の馳名商標の商品との関連性が高いこと
- (4) 係争商標の出願人と先行の馳名商標の所有者との間に取引又は提携関係があったこと
- (5) 係争商標の出願人の営業場所が先行の馳名商標の所有者のそれの近接地にあること
- (6) 係争商標の出願人はと先行の馳名商標の所有者との間にかつて、当該馳名商標を知るに足る他の紛争が発生していたこと
- (7) 係争商標の出願人と先行馳名商標の所有者とは、内部者間の付き合いがあったこと
- (8) 係争商標の出願人に、当該商標の登録出願の後、先行の馳名商標の商業名声に便乗する行為があったこと
- (9) 係争商標の出願人が、他人の高い識別性と知名度のある商標を大量に登録したこと。

19. 商標法第49条第2項の適用

19.4 【使用の認定】

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、当事者が商標登録の維持を主張したときは、これを支持しない。

- (1) 商標使用を許可された範囲以外の類似商品又は役務のみに、係争商標を使用していること
- (2) 係争商標を使用しているが、商品・役務の出所を区別する役割を果たさなかつたこと
- (3) 係争商標の登録を維持するための象徴的な使用であること

19.5 【「違法」な使用の認定】

商標使用行為が、商標法又はその他の法律の禁止規定に違反した場合は、商標使用に該当しないと認定することができる。

19.6 【使用主体の認定】

商標法第49条第2項に規定する「連続して3年間使用しない」ことの「使用」の主体として、商標権者、使用の被許諾者及び商標権者の意志に背かずに商標を使用する他の者を含む。

商標権者は、他人の係争商標の使用行為を認めない旨の明確な意思表示をしたにもかかわらず、商標登録取消審判行政案件において再度当該他人の行為を基に係争商標の使用を主張した場合は、これを支持しない。

19.7 【非規範的な商品の認定】

「類似商品及び役務区分表」にある規範的な商品名称に属しない実際の使用の商品又は指定商品について、具体的な商品が属す類別を認定するにあたり、当該商品の機能、用途、生産部門、消費ルート、消費者層を踏まえて判断し、かつ消費時の習慣、生産モデル、業界の経営上のニーズ等の市場要素、商品の本質的な属性又は名称への影響を考慮し、総合的に認定しなければならない。

19.8 【非規範的な実際の使用商品が指定商品上の使用に当たる場合の認定】

実際の使用商品は、「類似商品及び役務区分表」にある規範的な商品名称に属しないが、係争商標

の指定商品と名称が異なるだけで、本質的には同一商品に該当し、又は実際の使用商品が指定商品の下位概念に該当する場合は、指定商品についての使用に該当すると認定することができる。

同一商品に該当するか否かを認定するにあたって、物理的属性、商業的特徴、並びに「類似商品及び役務区分表」の商品の分類に関する原則及び基準等の要素を総合的に勘案することができる。

19.9 【登録範囲の維持】

指定商品での使用に該当する係争商標に、当該商品と類似するその他の指定商品での登録を維持することができる。

前項にいう類似商品を認定するには、商品の機能、用途、生産部門、消費ルート及び消費者層に厳格に基づいて判断しなければならず、通常は、「類似商品及び役務区分表」に基づいて認定する。

19.10 【区分表の変更による商品類似の判断】

係争商標の登録の時点で、指定された実際に使用されていない商品と実際に使用された商品とは、「類似商品及び役務区分表」における類似商品に該当しなかったが、「類似商品及び役務区分表」の変更により、案件の審理の時点では、類似商品に該当する場合は、案件の審理の時点の事実状態を基準とし、実際に使用されていない商品での登録を維持することができる。

係争商標の登録の時点で、指定された実際に使用されていない商品と実際に使用された商品は、「類似商品及び役務区分表」における類似商品に該当するが、「類似商品及び役務区分表」の変更により、案件の審理の時点で類似商品に該当しなくなった場合は、登録の時点の事実状態を基準とし、実際に使用されていない商品での登録を維持することができる。

19.11 【他人の商標への係争商標貼付の認定】

他人の商標を付した商品に係争商標を同時に貼着したもので、関連公衆が、当該商品の出所が係争商標を登録した者であると容易に識別できない場合は、商標の使用に該当しないと認定することができる。

19.12 【一物多商標行為の認定】

係争商標を登録した者が同一の商品に、係争商標を含む複数の商標を同時に使用しており、関連公衆が当該商標を商品の出所識別のための標章として認識することができる場合は、商標の使用に該当すると認定することができる。

19.13 【一人多商標行為の認定】

係争商標を登録した者が複数の登録済みの商標を保有し、その実際に使用する商標が係争商標とはわずかな相違しかないが、それがその登録した他の商標に対する使用であると確定できる場合は、係争商標の登録を維持する旨の主張を支持しないことができる。

19.14 【「他人のための販売促進」における商標使用の認定】

係争商標を登録した者が、商業施設、スーパー・マーケット等であり、場所の提供等の形で販売業者と業務提携をしたことを証明することができ、商品販売のために提案、企画、宣伝、コンサルティング等のサービスを提供したと認定するに足る場合は、係争商標の「他人のための販売促進」の役務において商標を使用したと認定することができる。

19.15 【指定期間以降の使用】

指定期間以降に、登録商標を大量の使用を開始することは、通常、指定期間内での商標使用に該当しないが、当事者が指定期間内で商標を使用した証拠が少なく、指定期間が経過した後に継続的、大量に係争商標を使用した場合は、商標使用に該当するか否かを判断するときに総合的に勘案するこ

とができる。

19.16 【単純な輸出行為の認定】

係争商標を使用した商品が、中国国内では流通させず、かつ直接輸出した場合において、係争商標を登録した者が登録の維持を主張したときは、これを支持することができる。

『中華人民共和国税関行政処罰裁量基準（三）』

第十三条 「税関行政処罰実施条例」第25条第1項に規定する行為を構成し、罰則は以下の規定に従って課される。

- (一) 行政処分軽減の場合、侵害品を没収する。
- (二) 行政処分を軽くする場合、侵害物品の没収、物品総額の10%以下の罰金を科す。
- (三) 通常の行政処分の場合、侵害品の没収、物品総額の10%以上20%以下の罰金を科する。
- (四) 行政処罰を重くする場合、侵害商品の没収、物品総額の20%以上30%以下の罰金を科す。

第十四条 「税関行政処罰実施条例」第25条第2項に規定する行為を構成し、税関は、行政処罰を決定する場合、罰則は以下の規定に従って課される。

- (一) 行政処分軽減の場合、5千元以下の罰金を科する。
- (二) 行政処分を軽くする場合、5千元以上2万元以下の罰金を科する。
- (四) 通常の行政処分の場合、2万元以上3万元以下の罰金を科する。
- (五) 行政処罰を重くする場合、3万元以上5万元以下の罰金を科する。

添付資料2：含日本地名の商標出願調査

1 日本の都道府県名を含む商標

No.	都道府県名	出願件数	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
1.	北海道	303件	13件	13件
2.	青森	405件	36件	7件
3.	岩手	64件	14件	2件
4.	宮城	163件	41件	1件
5.	秋田	2316件	1494件	1件
6.	山形	130件	84件	28件
7.	福島	510件	204件	0件
8.	茨城	13件	0件	0件
9.	栃木	12件	3件	3件
10.	群馬	163件	87件	49件
11.	埼玉	17件	0件	0件
12.	千葉	2123件	1165件	1件
13.	東京	1268件	420件	48件
14.	神奈川	38件	2件	0件
15.	山梨	258件	137件	2件
16.	長野	147件	12件	0件
17.	新潟	29件	5件	2件
18.	富山	1259件	707件	9件
19.	石川	466件	338件	27件
20.	福井	332件	177件	5件
21.	岐阜	23件	6件	1件
22.	静岡	85件	5件	4件
23.	愛知	675件	247件	4件
24.	三重	1047件	605件	7件
25.	滋賀	16件	9件	2件
26.	京都	5096件	2155件	44件
27.	大阪	333件	17件	11件
28.	兵庫	54件	0件	0件
29.	奈良	411件	38件	0件
30.	和歌山	33件	7件	0件
31.	鳥取	21件	1件	0件
32.	島根	10件	7件	3件
33.	岡山	473件	150件	4件
34.	広島	80件	1件	0件
35.	山口	1430件	821件	14件
36.	徳島	172件	128件	0件
37.	香川	524件	329件	0件
38.	愛媛	263件	130件	8件
39.	高知	190件	40件	7件
40.	福岡	81件	4件	0件
41.	佐賀	92件	28件	12件

N o.	都道府県名	出願件数	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
42.	長崎	62 件	1 件	0 件
43.	熊本	849 件	134 件	39 件
44.	大分	54 件	31 件	0 件
45.	宮崎	206 件	13 件	0 件
46.	鹿児島	95 件	33 件	2 件
47.	沖縄	39 件	3 件	3 件

2 日本の都市名を含む商標

政令指定都市、中核都市、特例都市を対象とする。

N o.	都市名	出願件数	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
1.	札幌	21 件	0 件	0 件
2.	旭川	92 件	52 件	0 件
3.	函館	18 件	11 件	3 件
4.	八戸	39 件	26 件	0 件
5.	盛岡	19 件	9 件	2 件
6.	仙台	470 件	117 件	0 件
7.	郡山	32 件	18 件	0 件
8.	いわき (磐城)	27 件	16 件	1 件
9.	水戸	61 件	32 件	0 件
10.	つくば (筑波)	52 件	38 件	2 件
11.	宇都宮	13 件	8 件	0 件
12.	前橋	27 件	20 件	0 件
13.	高崎	77 件	51 件	5 件
14.	伊勢崎	5 件	5 件	4 件
15.	太田	139 件	75 件	4 件
16.	川越	348 件	242 件	0 件
17.	越谷	140 件	100 件	0 件
18.	川口	297 件	165 件	5 件
19.	所沢	2 件	2 件	0 件
20.	草加	37 件	20 件	0 件
21.	春日部	24 件	11 件	0 件
22.	熊谷	173 件	135 件	2 件
23.	船橋	6 件	4 件	1 件
24.	柏	56 件	34 件	0 件
25.	八王子	54 件	38 件	0 件
26.	横浜	71 件	1 件	1 件
27.	川崎	603 件	85 件	35 件
28.	相模原	100 件	69 件	0 件
29.	横須賀	8 件	0 件	0 件
30.	小田原	10 件	6 件	1 件
31.	大和	1523 件	815 件	55 件
32.	平塚	0 件	0 件	0 件
33.	厚木	201 件	86 件	6 件

N o.	都市名	出願件数	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
34.	茅ヶ崎	5 件	3 件	0 件
35.	長岡	40 件	4 件	0 件
36.	上越	54 件	33 件	0 件
37.	金沢	1224 件	272 件	0 件
38.	甲府	57 件	46 件	0 件
39.	松本	1042 件	608 件	117 件
40.	浜松	12 件	6 件	0 件
41.	春日井	36 件	28 件	7 件
42.	一宮	35 件	34 件	0 件
43.	四日市	2 件	0 件	0 件
44.	大津	350 件	212 件	0 件
45.	堺	27 件	17 件	0 件
46.	高槻	0 件	0 件	0 件
47.	東大阪	1 件	0 件	0 件
48.	豊中	298 件	205 件	0 件
49.	枚方	1 件	1 件	0 件
50.	八尾	88 件	59 件	0 件
51.	寝屋川	1 件	1 件	0 件
52.	吹田	12 件	9 件	0 件
53.	茨木	35 件	27 件	0 件
54.	岸和田	2 件	0 件	0 件
55.	神戸	214 件	6 件	1 件
56.	姫路	24 件	16 件	3 件
57.	西宮	146 件	96 件	0 件
58.	尼崎	2 件	0 件	0 件
59.	明石	258 件	181 件	1 件
60.	加古川	8 件	6 件	0 件
61.	宝塚	4 件	3 件	1 件
62.	松江	674 件	107 件	0 件
63.	倉敷	43 件	16 件	5 件
64.	福山	2374 件	1414 件	4 件
65.	呉	290 件	160 件	0 件
66.	下関	357 件	191 件	0 件
67.	高松	117 件	66 件	0 件
68.	松山	1586 件	937 件	3 件
69.	北九州	23 件	13 件	0 件
70.	久留米	21 件	7 件	1 件
71.	佐世保	10 件	4 件	0 件
72.	那覇	16 件	14 件	2 件

3 日本の地域名を含む商標

地域名については、内閣府の白書等における地域区分に従うものとする。

N.o.	都市名	出願件数	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
1.	北海道	303 件	13 件	13 件
2.	東北	10691 件	8103 件	0 件
3.	関東	4727 件	2731 件	0 件
4.	北関東	2 件	2 件	0 件
5.	南関東	0 件	0 件	0 件
6.	東海	6277 件	3388 件	18 件
7.	北陸	137 件	102 件	6 件
8.	近畿	21 件	16 件	9 件
9.	中国	16278 件	12301 件	1 件
10.	四国	245 件	112 件	28 件
11.	九州	13740 件	7690 件	2 件
12.	沖縄	39 件	3 件	3 件

4 日本の地域団体商標と同一または類似の商標

日本特許庁の発表データをベースに整理する。

1. 北海道

N.o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
1.	あっさぶメークイン (あっさぶめーくいん)	厚沢部	0 件	0 件
2.	厚真産ハスカップ (あつまさんはすかっぷ)	厚真	26 件	0 件
3.	いけだ牛 (いけだぎゅう)	池田	169 件	35 件
4.	今金男しゃく (いまかねだんしゃく)	今金	24 件	0 件
5.	枝幸ほたて (えさしほたて)	枝幸	9 件	0 件
6.	釧路ししゃも (くしろししゃも)	釧路	2 件	0 件
7.	支笏湖チップ (しこつこちっぷ)	支笏湖	0 件	0 件
8.	しほろ牛 (しほろぎゅう)	士幌	0 件	0 件
9.	大黒さんま (だいこくさんま)	大黒	702 件	9 件
10.	大正だいこん (たいしょうだいこん)	大正	863 件	28 件
11.	大正長いも (たいしょうながいも)	大正	863 件	28 件
12.	大正メークイン (たいしょうめーくいん)	大正	863 件	28 件
13.	大雪旭岳源水 (だいせつあさひだけげんすい)	大雪旭岳	1 件	1 件
14.	とうや湖和牛 (とうやこわぎゅう)	洞爺湖	7 件	0 件
15.	十勝川温泉 (とかちがわおんせん)	十勝川	5 件	3 件
16.	十勝川西長いも (とかちかわにしながいも)	十勝川	5 件	3 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
17.	十勝ナイタイ和牛 (とかちないたいわぎゅう)	十勝	144 件	19 件
18.	十勝若牛 (とかちわかうし)	十勝	144 件	19 件
19.	十勝和牛 (とかちわぎゅう)	十勝	144 件	19 件
20.	苫小牧産ほっき貝 (とまこまいさんほっきがい)	苫小牧	3 件	0 件
21.	とままえメロン (とままえめろん)	苫前	0 件	0 件
22.	豊浦いちご (とようらいいちご)	豊浦	9 件	0 件
23.	中札内村えだ豆 (なかさつないむらえだまめ)	中札内村	0 件	0 件
24.	にいかつぶピーマン (にいかつぶぴーまん)	新冠	124 件	1 件
25.	二風谷アットウシ (にぶたにあつとうし)	二風谷	0 件	0 件
26.	二風谷イタ (にぶたにいた)	二風谷	0 件	0 件
27.	はぼまい昆布しょうゆ (はぼまいこんぶしょうゆ)	歯舞	5 件	0 件
28.	東川米 (ひがしかわまい)	東川	62 件	0 件
29.	びらとりトマト (びらとりとまと)	平取	3 件	0 件
30.	びらとり和牛 (びらとりわぎゅう)	平取	3 件	0 件
31.	北海道の酒 (ほっかいどうのさけ)	北海道	13 件	13 件
32.	北海道米 (ほっかいどうまい)	北海道	13 件	13 件
33.	北海道味噌 (ほっかいどうみそ)	北海道	13 件	13 件
34.	ほべつメロン (ほべつめろん)	穂別	0 件	0 件
35.	幌加内そば (ほろかないそば)	幌加内	12 件	0 件
36.	摩周そば (ましゅうそば)	摩周	5 件	0 件
37.	摩周メロン (ましゅうめろん)	摩周	5 件	0 件
38.	鶴川ししゃも (むかわししゃも)	鶴川	1 件	0 件
39.	めむろごぼう (めむろごぼう)	芽室	0 件	0 件
40.	めむろメークイン (めむろめーくいん)	芽室	0 件	0 件
41.	勇知いも (ゆうちいも)	勇知	10 件	0 件
42.	ようてい男しやく (ようていだんしやく)	羊蹄	91 件	0 件
43.	ようていメロン (ようていめろん)	羊蹄	91 件	0 件

2. 青森県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
44.	あおもり藍 (あおもりあい)	青森	36 件	7 件
45.	青森の黒にんにく (あおもりのくろにんにく)	青森	36 件	7 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
46.	大間まぐろ (おおままぐろ)	大間	18 件	0 件
47.	大鰐温泉もやし (おおわにおんせんもやし)	大鰐	197 件	0 件
48.	風間浦鮫鰈 (かざまうらあんこう)	風間浦	1 件	0 件
49.	嶽きみ (だけきみ)	嶽	56 件	0 件
50.	たっこにんにく (たっこにんにく)	田子	207 件	0 件
51.	津軽海峡メバル (つがるかいきょうめばる)	津軽海峡	0 件	0 件
52.	津軽の桃 (つがるのもも)	津軽	6 件	2 件
53.	ときわにんにく (ときわにんにく)	常盤	18 件	3 件
54.	十和田湖ひめます (とわだこひめます)	十和田湖	1 件	1 件
55.	野辺地葉つきこかぶ (のへじはつきこかぶ)	野辺地	0 件	0 件
56.	三沢昼いか (みさわひるいか)	三沢昼	0 件	0 件
57.	横浜なまこ (よこはまなまこ)	横浜	1 件	1 件

3. 岩手県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
58.	岩泉まつたけ (いわいづみまつたけ)	岩泉	549 件	0 件
59.	いわて牛 (いわてぎゅう)	岩手	14 件	2 件
60.	いわて短角和牛 (いわてたんかくわぎゅう)	岩手	14 件	2 件
61.	江刺りんご (えさしりんご)	江刺	7 件	0 件
62.	南部鉄器 (なんぶてっき)	南部	498 件	17 件
63.	八幡平マッシュルーム (はちまんたいまっしゅるーむ)	八幡平	3 件	0 件
64.	真崎わかめ (まさきわかめ)	真崎	3 件	0 件

4. 宮城県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
65.	雄勝硯 (おがつすずり)	雄勝	46 件	0 件
66.	仙台いちご (せんだいいいちご)	仙台	117 件	0 件
67.	仙台牛 (せんだいぎゅう)	仙台	117 件	0 件
68.	仙台黒毛和牛 (せんだいくろげわぎゅう)	仙台	117 件	0 件
69.	仙台味噌 (せんだいみそ)	仙台	117 件	0 件
70.	仙台みそ (せんだいみそ)	仙台	117 件	0 件

5. 秋田県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
71.	秋田鳥海りんどう (あきたちようかいりんどう)	鳥海	31 件	0 件
72.	秋田諸越 (あきたもろこし)	諸越	15 件	0 件
73.	秋田由利牛 (あきたゆりぎゅう)	由利	93 件	3 件
74.	大館曲げわっぱ (おおだてまげわっぱ)	大館曲	0 件	0 件
75.	川連漆器 (かわつらしき)	川連	15 件	2 件
76.	西明寺栗 (さいみょうじぐり)	西明寺	0 件	0 件
77.	白神山うど (しらかみやまうど)	白神山	4 件	0 件
78.	乳頭温泉郷 (にゅうとうおんせんきょう)	乳頭	0 件	0 件
79.	比内地鶏 (ひないじどり)	比内	6 件	0 件
80.	三関せり (みつせきせり)	三関	419 件	0 件
81.	三梨牛 (みつなしきゅう)	三梨	13 件	0 件
82.	横手やきそば (よこてやきそば)	横手	6 件	1 件

6. 山形県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
83.	置賜紬 (おいたまつむぎ)	置賜	0 件	0 件
84.	尾花沢そば (おばなざわそば)	尾花沢	0 件	0 件
85.	刈屋梨 (かりやなし)	刈屋	0 件	0 件
86.	蔵王かぼちゃ (ざおうかぼちゃ)	蔵王	155 件	0 件
87.	平田赤ねぎ (ひらたあかねぎ)	平田	105 件	0 件
88.	山形おきたま産デラウエア (やまがたおきたまさんでらうえあ)	置賜	0 件	0 件
89.	山形セルリー (やまがたせるりー)	山形	84 件	28 件
90.	山形佛壇 (やまがたぶつだん)	山形	84 件	28 件
91.	山形名物玉こんにゃく (やまがためいぶつたまこんにゃく)	山形	84 件	28 件
92.	米沢織 (よねざわおり)	米沢	17 件	0 件
93.	米沢牛 (よねざわぎゅう)	米沢	17 件	0 件
94.	米沢らーめん (よねざわらーめん)	米沢	17 件	0 件

7. 福島県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
95.	会津田島アスパラ (あいづたじまあすぱら)	田島	192 件	10 件
96.	会津本郷焼 (あいづほんごうやき)	会津本郷	0 件	0 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
97.	会津みそ (あいづみそ)	会津	27 件	5 件
98.	会津山塩 (あいづやまじお)	会津	27 件	5 件
99.	大堀相馬焼 (おおぼりそうまやき)	大堀相馬	0 件	0 件
100.	奥会津金山赤カボチャ (おくあいづかねやまあかかぼちや)	奥会津金山	0 件	0 件
101.	高湯温泉 (たかゆおんせん)	高湯	68 件	7 件
102.	伊達のあんぽ柿 (だてのあんぽがき)	伊達	459 件	3 件
103.	土湯温泉 (つちゆおんせん)	土湯	4 件	0 件
104.	なみえ焼そば (なみえやきそば)	浪江	42 件	0 件
105.	南郷トマト (なんごうとまと)	南郷	438 件	0 件

8. 茨城県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
106.	奥久慈なす (おくくじなす)	奥久慈	0 件	0 件
107.	笠間焼 (かさまやき)	笠間	33 件	0 件
108.	那珂かぼちゃ (なかかぼちゃ)	那珂	29 件	0 件
109.	本場結城紬 (ほんばゆうきつむぎ)	本場結城	0 件	0 件
110.	龍ヶ崎コロッケ (りゅうがさきころっけ)	龍ヶ崎	30 件	0 件

9. 栃木県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
111.	足利銘仙 (あしかがめいせん)	足利	41 件	0 件
112.	出流そば (いづるそば)	出流	0 件	0 件
113.	氏家うどん (うじいえうどん)	氏家	1917 件	0 件
114.	鹿沼組子 (かぬまくみこ)	鹿沼	3 件	0 件
115.	川治温泉 (かわじおんせん)	川治	41 件	0 件
116.	鬼怒川温泉 (きぬがわおんせん)	鬼怒川	14 件	3 件
117.	塩原温泉 (しおばらおんせん)	塩原	9 件	0 件
118.	天明鋳物 (てんみょういもの)	天明	876 件	6 件
119.	栃木三鷹 (とちぎさんたか)	栃木	3 件	3 件
120.	本場結城紬 (ほんばゆうきつむぎ)	本場結城	0 件	0 件
121.	益子焼 (ましこやき)	益子	87 件	1 件
122.	真岡木綿 (もおかもめん)	真岡	2 件	0 件

10. 群馬県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
123.	伊香保温泉 (いかほおんせん)	伊香保	1 件	0 件
124.	桐生織 (きりゅうおり)	桐生	70 件	0 件
125.	草津温泉 (くさつおんせん)	草津	66 件	2 件
126.	群馬の地酒 (ぐんまのじざけ)	群馬	87 件	49 件
127.	猿ヶ京温泉 (さるがきょうおんせん)	猿ヶ京	0 件	0 件
128.	四万温泉 (しまおんせん)	四万	208 件	0 件
129.	十石みそ (じゅっこくみそ)	十石	20 件	0 件
130.	上州牛 (じょうしゅうぎゅう)	上州	15 件	2 件
131.	高崎だるま (たかさきだるま)	高崎	51 件	5 件
132.	嬬恋高原キャベツ (つまごいこうげんきゃべつ)	嬬恋高原	0 件	0 件
133.	水上温泉 (みなかみおんせん)	水上	1343 件	2 件
134.	伊香保温泉 (いかほおんせん)	伊香保	1 件	0 件

11. 埼玉県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
135.	岩槻人形 (いわつきにんぎょう)	岩槻	0 件	0 件
136.	江戸木目込人形 (えどきめこみにんぎょう)	江戸	593 件	39 件
137.	河越抹茶 (かわごえまっちゃ)	河越	14 件	0 件
138.	北本トマトカレー (きたもととまとかれー)	北本	26 件	0 件
139.	行田足袋 (ぎょうだたび)	行田	40 件	0 件
140.	狭山茶 (さやまちや)	狭山	4 件	0 件
141.	草加せんべい (そうかせんべい)	草加	20 件	0 件
142.	西川材 (にしかわざい)	西川	653 件	22 件
143.	比企のらぼう菜 (ひきのらぼうな)	比企	13 件	0 件
144.	武州正藍染 (ぶしゅうしょうあいぞめ)	武州	20 件	1 件
145.	南河原スリッパ (みなみかわらすりっぱ)	南河原	0 件	0 件

12. 千葉県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
146.	安房菜の花 (あわなのはな)	安房	87 件	0 件
147.	市川のなし (いちかわのなし)	市川	19 件	3 件
148.	市川の梨 (いちかわのなし)	市川	19 件	3 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
149.	勝浦タンタンメン (かつうらたんたんめん)	勝浦	24 件	0 件
150.	かまがやの梨 (かまがやのなし)	鎌ヶ谷	12 件	0 件
151.	鴨川温泉 (かもがわおんせん)	鴨川	28 件	1 件
152.	小湊温泉 (こみなとおんせん)	小湊	4 件	0 件
153.	しろいの梨 (しろいのなし)	白井	58 件	0 件
154.	多古米 (たこまい)	多古	71 件	0 件
155.	銚子つりきんめ (ちょうしつりきんめ)	銚子	13 件	4 件
156.	富里スイカ (とみさとすいか)	富里	279 件	0 件
157.	習志野ソーセージ (ならしのそーセージ)	習志野	0 件	0 件
158.	船橋にんじん (ふなばしにんじん)	船橋	3 件	1 件
159.	船橋のなし (ふなばしのなし)	船橋	3 件	1 件
160.	房州びわ (ぼうしゅうびわ)	房州	139 件	0 件
161.	まつどの梨 (まつどの梨)	松戸	16 件	0 件
162.	矢切ねぎ (やぎりねぎ)	矢切	0 件	0 件
163.	八街産落花生 (やちまたさんらつかせい)	八街	388 件	0 件

13. 東京都

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
164.	稻城の梨 (いなぎのなし)	稻城	46 件	0 件
165.	江戸甘味噌 (えどあまみそ)	江戸	593 件	39 件
166.	江戸衣裳着人形 (えどいしょうぎにんぎょう)	江戸	593 件	39 件
167.	江戸押絵羽子板 (えどおしえはごいた)	江戸	593 件	39 件
168.	江戸甲冑 (えどかっちゅう)	江戸	593 件	39 件
169.	江戸からかみ (えどからかみ)	江戸	593 件	39 件
170.	江戸木目込人形 (えどきめこみにんぎょう)	江戸	593 件	39 件
171.	江戸切子 (えどきりこ)	江戸	593 件	39 件
172.	江戸小紋 (えどこもん)	江戸	593 件	39 件
173.	江戸指物 (えどさしもの)	江戸	593 件	39 件
174.	江戸更紗 (えどさらさ)	江戸	593 件	39 件
175.	江戸つまみ簪 (えどつまみかんざし)	江戸	593 件	39 件
176.	江戸木版画 (えどもくはんが)	江戸	593 件	39 件
177.	かつば橋道具街 (かつばばしどうぐがい)	河童橋	0 件	0 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
178.	銀座はちみつ (ぎんざはちみつ)	銀座	966 件	77 件
179.	東京牛乳 (とうきょうぎゅうにゅう)	東京	420 件	48 件
180.	東京銀器 (とうきょうぎんき)	東京	420 件	48 件
181.	東京染小紋 (とうきょうそめこもん)	東京	420 件	48 件
182.	東京手描友禅 (とうきょうてがきゆうぜん)	東京	420 件	48 件
183.	東京二八そば (とうきょうにはちそば)	東京	420 件	48 件
184.	東京二八蕎麦 (とうきょうにはちそば)	東京	420 件	48 件
185.	東京ビーフ (とうきょうびーふ)	東京	420 件	48 件
186.	東京無地染 (とうきょうむじぞめ)	東京	420 件	48 件
187.	戸越銀座商店街 (とごしきんざしようてんがい)	戸越銀座	0 件	0 件
188.	内藤とうがらし (ないとうとうがらし)	内藤	51 件	3 件
189.	日暮里織維街 (にっぽりせんいがい)	日暮里	46 件	0 件

14. 神奈川県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
190.	足柄茶 (あしがらちゃ)	足柄	0 件	0 件
191.	あやせとんすきメンチ (あやせとんすきめんち)	綾瀬	7 件	0 件
192.	小田原蒲鉾 (おだわらかまぼこ)	小田原	43 件	1 件
193.	小田原かまぼこ (おだわらかまぼこ)	小田原	43 件	1 件
194.	小田原ひもの (おだわらひもの)	小田原	43 件	1 件
195.	鎌倉彫 (かまくらぼり)	鎌倉	5 件	5 件
196.	湘南オリーブオイル (しょうなんおりーぶおいる)	湘南	662 件	9 件
197.	箱根強羅温泉 (はこねごうらおんせん)	箱根	1 件	0 件
198.	松輪サバ (まつわさば)	松輪	4 件	0 件
199.	湯河原温泉 (ゆがわらおんせん)	湯河原	0 件	0 件
200.	横濱中華街 (よこはまちゅうかがい)	横濱中華街	0 件	0 件

15. 新潟県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
201.	越後上布 (えちごじょうふ)	越後	37 件	3 件
202.	越後みそ (えちごみそ)	越後	37 件	3 件
203.	越後湯沢温泉 (えちごゆざわおんせん)	越後湯沢	2 件	0 件
204.	小千谷縮 (おぢやちぢみ)	小千谷	54 件	0 件
205.	小千谷縮 (おぢやちぢみ)	小千谷	54 件	0 件
206.	小千谷紬 (おぢやつむぎ)	小千谷	54 件	0 件
207.	小千谷紬 (おぢやつむぎ)	小千谷	54 件	0 件
208.	亀田縞 (かめだじま)	亀田	44 件	12 件
209.	加茂桐簾笥 (かもきりたんす)	加茂	23 件	9 件
210.	五泉ニット (ごせんにっと)	五泉	129 件	0 件
211.	新潟清酒 (にいがたせいしゅ)	新潟	5 件	2 件
212.	新潟茶豆 (にいがたちやまめ)	新潟	5 件	2 件
213.	村上木彫堆朱 (むらかみきぼりついしゅ)	村上	965 件	13 件
214.	安田瓦 (やすだかわら)	安田	230 件	21 件

16. 富山県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
215.	魚津バイ飯 (うおづばいめし)	魚津	9 件	0 件
216.	大門素麺 (おおかどそうめん)	大門	1166 件	6 件
217.	加積りんご (かづみりんご)	加積	23 件	0 件
218.	黒部米 (くろべまい)	黒部	24 件	2 件
219.	高岡漆器 (たかおかしき)	高岡	74 件	4 件
220.	高岡銅器 (たかおかどうき)	高岡	74 件	4 件
221.	高岡仏具 (たかおかぶつぐ)	高岡	74 件	4 件
222.	とやま牛 (とやまぎゅう)	富山	707 件	9 件
223.	富山名産 昆布巻かまぼこ (とやま めいさん こんぶまきかまぼこ)	富山	707 件	9 件
224.	富山湾鮨 (とやまわんずし)	富山湾	5 件	0 件
225.	富山湾のシロエビ (とやまわんのしろえび)	富山湾	5 件	0 件
226.	入善ジャンボ西瓜 (にゅうぜんじゃんぼすいか)	入善	7 件	0 件
227.	氷見牛 (ひみぎゅう)	氷見	40 件	0 件

17. 石川県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
228.	栗津温泉 (あわづおんせん)	栗津	3 件	0 件
229.	牛首紬 (うしくびつむぎ)	牛首	407 件	0 件
230.	大野醤油 (おおののしょうゆ)	大野	602 件	7 件
231.	加賀ぶどう (かがぶどう)	加賀	57 件	11 件
232.	加賀太きゅうり (かがふときゅうり)	加賀	57 件	11 件
233.	加賀棒茶 (かがぼうぢゃ)	加賀	57 件	11 件
234.	加賀蒔絵 (かがまきえ)	加賀	57 件	11 件
235.	加賀みそ (かがみそ)	加賀	57 件	11 件
236.	加賀野菜 (かがやさい)	加賀	57 件	11 件
237.	加賀友禅 (かがゆうぜん)	加賀	57 件	11 件
238.	加賀れんこん (かがれんこん)	加賀	57 件	11 件
239.	片山津温泉 (かたやまづおんせん)	片山津	0 件	0 件
240.	金沢箔 (かなざわはく)	金沢	272 件	0 件
241.	金沢仏壇 (かなざわぶつだん)	金沢	272 件	0 件
242.	九谷焼 (くたにやき)	九谷	526 件	6 件
243.	小松うどん (こまつうどん)	小松	1134 件	146 件
244.	小松瓦 (こまつかわら)	小松	1134 件	146 件
245.	高松ぶどう (たかまつぶどう)	高松	66 件	0 件
246.	中島菜 (なかじまな)	中島	226 件	12 件
247.	七尾仏壇 (ななおぶつだん)	七尾	41 件	3 件
248.	能州紬 (のうしゅうぶつむぎ)	能州	0 件	0 件
249.	能登牛 (のとうし)	能登	15 件	6 件
250.	のとキリシマツツジ (のときりしまつづじ)	能登	15 件	6 件
251.	能登大納言 (のとだいなごん)	能登	15 件	6 件
252.	能登棚田米 (のとたなだまい)	能登	15 件	6 件
253.	能登とり貝 (のととりがい)	能登	15 件	6 件
254.	能登丼 (のとどん)	能登	15 件	6 件
255.	能登ふぐ (のとふぐ)	能登	15 件	6 件
256.	能登米 (のとまい)	能登	15 件	6 件
257.	美川仏壇 (みかわぶつだん)	美川	198 件	0 件
258.	山代温泉 (やましろおんせん)	山代	37 件	2 件
259.	山中温泉 (やまなかおんせん)	山中	1769 件	4 件
260.	山中塗 (やまなかぬり)	山中	1769 件	4 件
261.	湯涌温泉 (ゆわくおんせん)	湯涌	2 件	0 件
262.	和倉温泉 (わくらおんせん)	和倉	75 件	1 件
263.	輪島塗 (わじまぬり)	輪島	41 件	5 件
264.	輪島塗 (わじまぬり)	輪島	41 件	5 件

18. 福井県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
265.	芦原温泉 (あわらおんせん)	芦原	7 件	0 件
266.	あわら温泉 (あわらおんせん)	芦原	7 件	0 件
267.	越前・若狭の地酒 (えちぜん・わかさのじざけ)	越前若狭	0 件	0 件
268.	越前打刃物 (えちぜんうちはもの)	越前	94 件	12 件
269.	越前おおのでっち羊かん (えちぜんおおのでっちようかん)	越前	94 件	12 件
270.	越前織 (えちぜんおり)	越前	94 件	12 件
271.	越前がに (えちぜんがに)	越前	94 件	12 件
272.	越前瓦 (えちぜんかわら)	越前	94 件	12 件
273.	越前さといも (えちぜんさといも)	越前	94 件	12 件
274.	越前漆器 (えちぜんしき)	越前	94 件	12 件
275.	越前水仙 (えちぜんすいせん)	越前	94 件	12 件
276.	越前竹人形 (えちぜんたけにんぎょう)	越前	94 件	12 件
277.	越前焼 (えちぜんやき)	越前	94 件	12 件
278.	越前和紙 (えちぜんわし)	越前	94 件	12 件
279.	しらやま西瓜 (しらやますいか)	白山	3789 件	4 件
280.	美浜のへしこ (みはまのへしこ)	美浜	1 件	0 件
281.	吉川ナス (よしかわなす)	吉川	264 件	6 件
282.	若狭かれい (わかさかれい)	若狭	8 件	1 件
283.	若狭ぐじ (わかさぐじ)	若狭	8 件	1 件
284.	若狭塗箸 (わかさぬりばし)	若狭	8 件	1 件
285.	若狭ふぐ (わかさふぐ)	若狭	8 件	1 件

19. 山梨県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
286.	大塚にんじん (おおつかにんじん)	大塚	18 件	16 件
287.	甲斐の桑茶 (かいのくわちや)	甲斐	16 件	3 件
288.	甲斐の桑パウダー (かいのくわぱうだー)	甲斐	16 件	3 件
289.	甲州水晶貴石細工 (こうしゅうすい しようきせきざいく)	甲州	9 件	2 件
290.	甲州手彫印章 (こうしゅうてぼりいんしょう)	甲州	9 件	2 件
291.	南部の木 (なんぶのき)	南部	498 件	17 件
292.	やはたいも (やはたいも)	八幡	44 件	8 件
293.	山梨の酒 (やまなしのさけ)	山梨	137 件	2 件

20. 長野県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
294.	飯山仏壇 (いいやまぶつだん)	飯山	22 件	0 件
295.	市田柿 (いちだがき)	市田	88 件	0 件
296.	入野谷在来そば (いりのやざいらいそば)	入野谷在来	0 件	0 件
297.	上田紬 (うえだつむぎ)	上田	713 件	1 件
298.	木曽漆器 (きそしつき)	木曽	19 件	3 件
299.	駒ヶ根ソースかつ丼 (こまがねそーすかつどん)	駒ヶ根	0 件	0 件
300.	佐久鯉 (さくごい)	佐久	21 件	2 件
301.	信州鎌 (しんしゅうかま)	信州	7 件	0 件
302.	信州サーモン (しんしゅうさーもん)	信州	7 件	0 件
303.	蓼科温泉 (たてしなおんせん)	蓼科	0 件	0 件

21. 岐阜県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
304.	大垣の木舟 (おおがきのきます)	大垣	6 件	1 件
305.	大垣の舟 (おおがきのます)	大垣	6 件	1 件
306.	奥美濃カレー (おくみのかれー)	奥美濃	1 件	1 件
307.	岐阜提灯 (ぎふちょうちん)	岐阜	6 件	1 件
308.	郡上鮎 (ぐじょうあゆ)	郡上	8 件	4 件
309.	下呂温泉 (げろおんせん)	下呂	49 件	1 件
310.	下呂温泉 (げろおんせん)	下呂	49 件	1 件
311.	関の刃物 (せきのはもの)	関	14 件	0 件
312.	東濃桧 (とうのうひのき)	東濃	8 件	0 件
313.	中津川栗きんとん (なかつがわくり きんとん)	中津川	1 件	0 件
314.	長良川温泉 (ながらがわおんせん)	長良川	13 件	1 件
315.	飛騨・高山の家具 (ひだ・たかやまのかぐ)	飛騨高山	1 件	1 件
316.	飛騨アイスクリーム (ひだあいすくりーむ)	飛騨	53 件	6 件
317.	飛騨一位一刀彫 (ひだいちいいつとうぼり)	飛騨	53 件	6 件
318.	飛騨牛 (ひだぎゅう)	飛騨	53 件	6 件
319.	飛騨牛乳 (ひだぎゅうにゅう)	飛騨	53 件	6 件
320.	飛騨高原牛乳 (ひだこうげんぎゅうにゅう)	飛騨	53 件	6 件
321.	飛騨春慶 (ひだしゅんけい)	飛騨	53 件	6 件
322.	飛騨高山宮川朝市	飛騨	53 件	6 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
	(ひだたかやまみやがわあさいち)			
323.	飛騨トマト (ひだとまと)	飛騨	53 件	6 件
324.	飛騨の家具 (ひだのかぐ)	飛騨	53 件	6 件
325.	飛騨の酒 (ひだのさけ)	飛騨	53 件	6 件
326.	飛騨のさるぼぼ (ひだのさるぼぼ)	飛騨	53 件	6 件
327.	飛騨ほうれんそう (ひだほうれんそう)	飛騨	53 件	6 件
328.	飛騨ヨーグルト (ひだよーぐると)	飛騨	53 件	6 件
329.	ひるがの高原だいこん (ひるがのこうげんだいこん)	日向	97 件	1 件
330.	みずなみ焼 (みずなみやき)	瑞浪	11 件	0 件
331.	美濃白川茶 (みのしらかわちや)	美濃	259 件	4 件
332.	美濃焼 (みのやき)	美濃	259 件	4 件
333.	美濃焼 (みのやき)	美濃	259 件	4 件
334.	美濃和紙 (みのわし)	美濃	259 件	4 件
335.	山岡細寒天 (やまおかほそかんてん)	山岡	38 件	0 件
336.	和良鮎 (わらあゆ)	和良	235 件	0 件

22. 静岡県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
337.	熱海温泉 (あたみおんせん)	熱海	212 件	0 件
338.	伊豆長岡温泉 (いづながおかおんせん)	伊豆長岡	0 件	0 件
339.	伊東温泉 (いとうおんせん)	伊東	104 件	4 件
340.	稻取キンメ (いなとりきんめ)	稻取	2 件	0 件
341.	遠州織物 (えんしゅうおりもの)	遠州	45 件	4 件
342.	遠州灘天然とらふぐ (えんしゅうなだてんねんとらふぐ)	遠州灘	0 件	0 件
343.	掛川牛 (かけがわぎゅう)	掛川	1 件	0 件
344.	掛川茶 (かけがわちや)	掛川	1 件	0 件
345.	掛川茶 (かけがわちや)	掛川	1 件	0 件
346.	掛川抹茶 (かけがわまっちゃ)	掛川	1 件	0 件
347.	川根茶 (かわねちや)	掛川	1 件	0 件
348.	静岡茶 (しづおかちや)	静岡	5 件	4 件
349.	駿河漆器 (するがしつき)	駿河	34 件	14 件
350.	駿河漆器 (するがしつき)	駿河	34 件	14 件
351.	駿河漆器 (するがしつき)	駿河	34 件	14 件
352.	駿河竹千筋細工 (するがたけせんすじざいく)	駿河	34 件	14 件
353.	駿河湾桜えび	駿河	34 件	14 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
	(するがわんさくらえび)			
354.	丹那牛乳 (たんなぎゅうにゅう)	丹那	44 件	0 件
355.	沼津ひもの (ぬまづひもの)	沼津	4 件	0 件
356.	浜名湖うなぎ (はまなこうなぎ)	浜名湖	1 件	0 件
357.	浜名湖のり (はまなこのり)	浜名湖	1 件	0 件
358.	東山茶 (ひがしやまちや)	東山	2717 件	2 件
359.	三方原馬鈴薯 (みかたはらばれいしょ)	三方原	0 件	0 件
360.	みしまコロッケ (みしまころっけ)	三島	298 件	8 件
361.	三島馬鈴薯 (みしまばれいしょ)	三島	298 件	8 件
362.	みっかび牛 (みっかびぎゅう)	三ヶ日	322 件	0 件
363.	三ヶ日みかん (みっかびみかん)	三ヶ日	322 件	0 件
364.	焼津鰹節 (やいづかつおぶし)	焼津	0 件	0 件
365.	由比桜えび (ゆいさくらえび)	由比桜	0 件	0 件

23. 愛知県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
366.	有松鳴海絞 (ありまつなるみしばり)	有松	115 件	0 件
367.	一宮モーニング (いちのみやもーにんぐ)	一宮	54 件	0 件
368.	一色産うなぎ (いっしきさんうなぎ)	一色	634 件	3 件
369.	尾張七宝 (おわりしつぽう)	尾張	13 件	4 件
370.	蒲郡みかん (がまごおりみかん)	蒲郡	2 件	0 件
371.	三州瓦 (さんしゅうかわら)	三州	102 件	2 件
372.	瀬戸焼 (せとやき)	瀬戸	27 件	1 件
373.	祖父江ぎんなん (そぶえぎんなん)	祖父江	0 件	0 件
374.	大門のしめ縄 (だいもんのしめなわ)	大門	1166 件	6 件
375.	常滑焼 (とこなめやき)	常滑	13 件	1 件
376.	豊川いなり寿司 (とよかわいなりずし)	豊川	183 件	0 件
377.	豊橋うなぎ (とよはしうなぎ)	豊橋	101 件	0 件
378.	豊橋カレーうどん (とよはしかれーうどん)	豊橋	101 件	0 件
379.	豊橋筆 (とよはしふで)	豊橋	101 件	0 件
380.	名古屋仏壇 (なごやぶつだん)	名古屋	83 件	4 件
381.	西尾の抹茶 (にしおのまっちゃ)	西尾	40 件	6 件
382.	三河一色えびせんべい (みかわいっしきえびせんべい)	三河一色	0 件	0 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
383.	三河仏壇 (みかわぶつだん)	三河	993 件	3 件
384.	三河木綿 (みかわもめん)	三河	993 件	3 件
385.	三河焼 (みかわやき)	三河	993 件	3 件
386.	三河焼 (みかわやき)	三河	993 件	3 件

24. 三重県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
387.	伊賀くみひも (いがくみひも)	伊賀	104 件	3 件
388.	伊賀焼 (いがやき)	伊賀	104 件	3 件
389.	伊勢赤どり (いせあかどり)	伊勢	298 件	165 件
390.	伊勢うどん (いせうどん)	伊勢	298 件	165 件
391.	伊勢型紙 (いせかたがみ)	伊勢	298 件	165 件
392.	伊勢たくあん (いせたくあん)	伊勢	298 件	165 件
393.	伊勢茶 (いせちゃ)	伊勢	298 件	165 件
394.	伊勢ひじき (いせひじき)	伊勢	298 件	165 件
395.	大内山牛乳 (おおうちやまぎゅうにゅう)	大内山	1 件	0 件
396.	くわな鑄物 (くわないもの)	桑名	1 件	0 件
397.	津ぎょうざ (つぎょうざ)	津	9 件	0 件
398.	答志島トロさわら (とうしじまとろさわら)	答志島	0 件	0 件
399.	那智黒石 (なちぐろいし)	那智	33 件	6 件
400.	松阪牛 (まつさかうし／まつさかぎゅう)	松阪	21 件	0 件
401.	松阪鶏焼き肉 (まつさかとりやきにく)	松阪	21 件	0 件
402.	松阪肉 (まつさかにく)	松阪	21 件	0 件
403.	松阪もめん (まつさかもめん)	松阪	21 件	0 件
404.	三重なばな (みえなばな)	三重	605 件	7 件
405.	美旗メロン (みはためろん)	美旗	113 件	0 件
406.	湯の山温泉 (ゆのやまおんせん)	湯の山	0 件	0 件
407.	四日市萬古焼 (よっかいいちばんこやき)	四日	16 件	3 件

25. 滋賀県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
408.	近江牛 (おうみぎゅう)	近江	119 件	17 件
409.	近江ちぢみ (おうみちぢみ)	近江	119 件	17 件
410.	近江の麻 (おうみのあさ)	近江	119 件	17 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
411.	雄琴温泉 (おごとおんせん)	雄琴	1 件	0 件
412.	草津メロン (くさつめろん)	草津	66 件	2 件
413.	甲賀のお茶 (こうかのおちゃ)	甲賀	47 件	2 件
414.	信楽焼 (しがらきやき)	信楽	285 件	6 件
415.	信楽焼 (しがらきやき)	信楽	285 件	6 件
416.	高島ちぢみ (たかしまちぢみ)	高島	163 件	66 件
417.	彦根仏壇 (ひこねぶつだん)	彦根	0 件	0 件
418.	琵琶湖産鮎 (びわこさんあゆ)	琵琶湖	27 件	0 件
419.	政所茶 (まんどころちや)	政所	0 件	0 件
420.	モリヤマメロン (もりやまめろん)	守山	154 件	0 件

26. 京都府

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
421.	諫京染 (あつらえきょうぞめ)	諫京	0 件	0 件
422.	宇治玉露 (うじぎょくろ)	宇治	291 件	27 件
423.	宇治煎茶 (うじせんちや)	宇治	291 件	27 件
424.	宇治茶 (うじちや)	宇治	291 件	27 件
425.	宇治碾茶 (うじてんちや)	宇治	291 件	27 件
426.	宇治ほうじ茶 (うじほうじちや)	宇治	291 件	27 件
427.	宇治抹茶 (うじまっちや)	宇治	291 件	27 件
428.	鴨川納涼床 (かもがわのうりょうゆか)	鴨川	28 件	1 件
429.	北山杉 (きたやますぎ)	北山	1829 件	4 件
430.	北山丸太 (きたやままるた)	北山	1829 件	4 件
431.	京飴 (きょうあめ)	京	121 件	4 件
432.	京あられ (きょうあられ)	京	121 件	4 件
433.	京石工芸品 (きょういしこうげいひん)	京	121 件	4 件
434.	京印章 (きょういんしょう)	京	121 件	4 件
435.	京うちわ (きょううちわ)	京	121 件	4 件
436.	京おかき (きょうおかき)	京	121 件	4 件
437.	京菓子 (きょうがし)	京	121 件	4 件
438.	京甲冑 (きょうかっちゅう)	京	121 件	4 件
439.	京鹿の子絞 (きょうかのこしづり)	京	121 件	4 件
440.	京くみひも (きょうくみひも)	京	121 件	4 件
441.	京小紋 (きょうこもん)	京	121 件	4 件
442.	京仕立 (きょうしたて)	京	121 件	4 件
443.	京漆器 (きょうしつき)	京	121 件	4 件
444.	京七宝 (きょうしちぱう)	京	121 件	4 件
445.	京装束 (きょうしようぞく)	京	121 件	4 件
446.	京神具 (きょうしんぐ)	京	121 件	4 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
447.	京石塔 (きょうせきとう)	京	121 件	4 件
448.	京扇子 (きょうせんす)	京	121 件	4 件
449.	京せんべい (きょうせんべい)	京	121 件	4 件
450.	京象嵌 (きょうぞうがん)	京	121 件	4 件
451.	京染 (きょうぞめ)	京	121 件	4 件
452.	京竹工芸 (きょうたけこうげい)	京	121 件	4 件
453.	京たたみ (きょうたたみ)	京	121 件	4 件
454.	京たんご梨 (きょうたんごなし)	京	121 件	4 件
455.	京つけもの (きょうつけもの)	京	121 件	4 件
456.	京漬物 (きょうつけもの)	京	121 件	4 件
457.	京手描友禅 (きょうてがきゆうぜん)	京	121 件	4 件
458.	京陶人形 (きょうとうにんぎょう)	京	121 件	4 件
459.	京とうふ (きょうとうふ)	京	121 件	4 件
460.	京都肉 (きょうとにく)	京都	2155 件	44 件
461.	京都米 (きょうとまい)	京都	2155 件	44 件
462.	京都名産すぐき (きょうとめいさんすぐき)	京都	2155 件	44 件
463.	京都名産千枚漬 (きょうとめいさんせんまいづけ)	京都	2155 件	44 件
464.	京人形 (きょうにんぎょう)	京	121 件	4 件
465.	京念珠 (きょうねんじゅ)	京	121 件	4 件
466.	京の色紙短冊和本帖 (きょうのしき したんざくわほんちょう)	京	121 件	4 件
467.	京の伝統野菜 (きょうのでんとうやさい)	京	121 件	4 件
468.	京雛 (きょうびな)	京	121 件	4 件
469.	京表具 (きょうひょうぐ)	京	121 件	4 件
470.	京房ひも (きょうふさひも)	京	121 件	4 件
471.	京仏具 (きょうぶつぐ)	京	121 件	4 件
472.	京仏壇 (きょうぶつだん)	京	121 件	4 件
473.	京法衣 (きょうほうい)	京	121 件	4 件
474.	京味噌 (きょうみそ)	京	121 件	4 件
475.	京焼・清水焼 (きょうやき・きよみずやき)	京	121 件	4 件
476.	京友禅 (きょうゆうぜん)	京	121 件	4 件
477.	京ゆば (きょうゆば)	京	121 件	4 件
478.	京和装小物 (きょうわそうこもの)	京	121 件	4 件
479.	黒谷和紙 (くろたにわし)	黒谷	248 件	2 件
480.	間人ガニ (たいざがに)	間人	72 件	0 件
481.	丹後とり貝 (たんごとりがい)	丹後	14 件	0 件
482.	西陣御召 (にしじんおめし)	西陣	8 件	2 件
483.	西陣金襴 (にしじんきんらん)	西陣	8 件	2 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
484.	西陣爪搔本綴織 (にしじんつめかき ほんつづれおり)	西陣	8 件	2 件
485.	保津川下り (ほづがわくだり)	保津川	0 件	0 件
486.	舞鶴かに (まいづるかに)	舞鶴	45 件	0 件
487.	舞鶴かまぼこ (まいづるかまぼこ)	舞鶴	45 件	0 件
488.	万願寺甘とう (まんがんじあとう)	万願寺	0 件	0 件
489.	湯の花温泉 (ゆのはなおんせん)	湯の花	4 件	0 件

27. 大阪府

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
490.	泉だこ (いずみだこ)	泉	52 件	0 件
491.	和泉木綿 (いずみもめん)	和泉	307 件	4 件
492.	大阪泉州桐簾笥 (おおさかせんしゅう うきりたんす)	大阪泉州	0 件	0 件
493.	大阪仏壇 (おおさかぶつだん)	大阪	17 件	11 件
494.	大阪欄間 (おおさからんま)	大阪	17 件	11 件
495.	堺打刃物 (さかいうちはもの)	堺	16 件	0 件
496.	堺線香 (さかいせんこう)	堺	16 件	0 件
497.	堺刃物 (さかいはもの)	堺	16 件	0 件
498.	泉州タオル (せんしゅうたおる)	泉州	141 件	0 件
499.	泉州水なす (せんしゅうみずなす)	泉州	141 件	0 件
500.	八尾若ごぼう (やおわかごぼう)	八尾	59 件	0 件

28. 兵庫県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
501.	明石鯛 (あかしだい)	明石	181 件	1 件
502.	朝倉さんしょ (あさくらさんしょ)	朝倉	12 件	1 件
503.	尼崎あんかけチャンポン (あまがさきあんかけちゃんぽん)	尼崎	0 件	0 件
504.	有馬温泉 (ありまおんせん)	有馬	121 件	1 件
505.	淡路瓦 (あわじかわら)	淡路	38 件	0 件
506.	淡路島エクストラヴァージンオリーブオイル (あわじしまえくすとらばーじんおりーぶおりる)	淡路	38 件	0 件
507.	淡路島サクラマス (あわじしまさくらます)	淡路	38 件	0 件
508.	淡路島3年とらふぐ (あわじしまさんねんとらふぐ)	淡路	38 件	0 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
509.	淡路島たまねぎ (あわじしまたまねぎ)	淡路	38 件	0 件
510.	淡路ビーフ (あわじびーふ)	淡路	38 件	0 件
511.	出石皿そば (いずしさらそば)	出石	12 件	0 件
512.	出石そば (いずしそば)	出石	12 件	0 件
513.	加西ゴールデンベリーA (かさいごーるでんべりーえー)	加西	270 件	1 件
514.	城崎温泉 (きのさきおんせん)	城崎	7 件	0 件
515.	黒田庄和牛 (くろだじょうわぎゅう)	黒田	146 件	24 件
516.	神戸牛 (こうべぎゅう)	神戸	6 件	1 件
517.	神戸シユーズ (こうべしゅーず)	神戸	6 件	1 件
518.	神戸肉 (こうべにく)	神戸	6 件	1 件
519.	神戸ビーフ (こうべびーふ)	神戸	6 件	1 件
520.	KOBE LEATHER (こうべれざー)	KOBE	7 件	1 件
521.	坂越かき (さこしかき)	坂越	4 件	1 件
522.	三田牛 (さんだぎゅう)	三田	515 件	2 件
523.	三田肉 (さんだにく)	三田	515 件	2 件
524.	須磨海苔 (すまのり)	須磨	11 件	0 件
525.	但馬牛 (たじまうし)	但馬	30 件	4 件
526.	但馬牛 (たじまぎゅう)	但馬	30 件	4 件
527.	但馬ビーフ (たじまびーふ)	但馬	30 件	4 件
528.	たじまピーマン (たじまぴーまん)	但馬	30 件	4 件
529.	龍野淡口醤油 (たつのうすくちしょうゆ)	龍野	95 件	0 件
530.	丹波篠山牛 (たんばささやまぎゅう)	丹波	37 件	6 件
531.	丹波篠山黒豆 (たんばささやまくろまめ)	丹波	37 件	6 件
532.	丹波焼 (たんばやき)	丹波	37 件	6 件
533.	東条産山田錦 (とうじょうさんやまだにしき)	東条	5 件	0 件
534.	豊岡鞆 (とよおかかばん)	豊岡	2 件	0 件
535.	豊岡杞柳細工 (とよおかきりゅうざいく)	豊岡	2 件	0 件
536.	灘の酒 (なだのさけ)	灘	5 件	1 件
537.	播州織 (ばんしゅうおり)	播州	63 件	4 件
538.	播州毛鉤 (ばんしゅううけばり)	播州	63 件	4 件
539.	播州そろばん (ばんしゅうそろばん)	播州	63 件	4 件
540.	播州針 (ばんしゅううばり)	播州	63 件	4 件
541.	播州百日どり (ばんしゅうひやくにちどり)	播州	63 件	4 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
542.	姫路おでん (ひめじおでん)	姫路	16 件	3 件
543.	姫路おでん (ひめじおでん)	姫路	16 件	3 件
544.	ぼうぜがに (ぼうぜがに)	坊勢	0 件	0 件
545.	ぼうぜ鯖 (ぼうぜさば)	坊勢	0 件	0 件
546.	三木金物 (みきかなもの)	三木	1816 件	5 件

29. 奈良県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
547.	大峯山陀羅尼助丸 (おおみねさんだらにすけがん)	大峯山	52 件	0 件
548.	高山茶筌 (たかやまちやせん)	高山	4638 件	3 件
549.	奈良筆 (ならふで)	奈良	38 件	0 件
550.	平群の小菊 (へぐりのこぎく)	平群	1 件	0 件
551.	大和肉鶏 (やまとにくどり)	大和	815 件	55 件
552.	結崎ネブカ (ゆうざきねぶか)	結崎	0 件	0 件
553.	吉野葛 (よしのくず)	吉野	480 件	55 件
554.	吉野材 (よしのざい)	吉野	480 件	55 件
555.	吉野杉 (よしのすぎ)	吉野	480 件	55 件
556.	吉野杉箸 (よしのすぎばし)	吉野	480 件	55 件
557.	吉野桧 (よしのひのき)	吉野	480 件	55 件
558.	吉野本葛 (よしのほんくず)	吉野	480 件	55 件
559.	吉野割箸 (よしのわりばし)	吉野	480 件	55 件

30. 和歌山県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
560.	有田みかん (ありだみかん)	有田	608 件	13 件
561.	紀州うすい (きしゅううすい)	紀州	49 件	16 件
562.	紀州梅干 (きしゅううめぼし)	紀州	49 件	16 件
563.	紀州勝浦産生まぐろ (きしゅううかつうらさんなままぐろ)	紀州	49 件	16 件
564.	紀州簾笥 (きしゅうたんす)	紀州	49 件	16 件
565.	紀州ひろめ (きしゅうひろめ)	紀州	49 件	16 件
566.	紀州備長炭 (きしゅうびんちょうたん)	紀州	49 件	16 件
567.	紀州みなべの南高梅 (きしゅうみなべのなんこううめ)	紀州	49 件	16 件
568.	高野口パイ尔 (こうやぐちぱいる)	高野口	0 件	0 件
569.	しもつみかん (しもつみかん)	下津	10 件	0 件
570.	すさみケンケン鰐	西牟婁	0 件	0 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
	(すさみけんけんかつお)			
571.	南紀白浜温泉 (なんきしらはまおんせん)	南紀白浜	0 件	0 件
572.	龍神材 (りゅうじんざい)	龍神	700 件	1 件
573.	和歌山ラーメン (わかやまらーめん)	和歌山	7 件	0 件

3 1. 鳥取県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
574.	因州和紙 (いんしゅうわし)	因州	1 件	0 件
575.	大山ブロックリー (だいせんぶろっこりー)	大山	3855 件	5 件
576.	東伯牛 (とうはくぎゅう)	東伯	68 件	0 件
577.	東伯和牛 (とうはくわぎゅう)	東伯	68 件	0 件
578.	日南トマト (にちなんとまと)	日南	27 件	3 件
579.	三朝温泉 (みささおんせん)	三朝	603 件	0 件

3 2. 島根県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
580.	石見和牛肉 (いわみわぎゅうにく)	石見	57 件	4 件
581.	隠岐牛 (おきぎゅう)	隠岐	3 件	1 件
582.	奥出雲和牛 (おくいずもわぎゅう)	奥出雲	10 件	4 件
583.	しまね和牛 (しまねわぎゅう)	島根	7 件	3 件
584.	石州瓦 (せきしゅうかわら)	石州	63 件	0 件
585.	石州和紙 (せきしゅうわし)	石州	63 件	0 件
586.	多伎いちじく (たきいちじく)	多伎	0 件	0 件
587.	玉造温泉 (たまつくりおんせん)	玉造	19 件	0 件
588.	玉造温泉 (たまつくりおんせん)	玉造	19 件	0 件
589.	松江しんじ湖温泉 (まつえしんじこおんせん)	松江宍道湖	0 件	0 件

3 3. 岡山県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
590.	井原デニム (いばらでにむ)	井原	77 件	2 件
591.	岡山白桃 (おかやまはくとう)	岡山	150 件	4 件
592.	笠岡ラーメン (かさおからーめん)	笠岡	2 件	0 件
593.	千屋牛 (ちやぎゅう)	千屋	50 件	0 件
594.	備前焼 (びぜんやき)	備前	21 件	7 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
595.	藤田レタス (ふじたれたす)	藤田	157 件	17 件
596.	牧石ねぎ (まきいしねぎ)	牧石	32 件	0 件
597.	明治ごんぼう (めいじごんぼう)	明治	659 件	167 件
598.	湯郷温泉 (ゆのごうおんせん)	湯郷	10 件	0 件
599.	湯原温泉 (ゆばらおんせん)	湯原	16 件	0 件

3 4. 広島県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
600.	大長みかん (おおちょうみかん)	大長	539 件	0 件
601.	大長レモン (おおちょうれもん)	大長	539 件	0 件
602.	狩留家なす (かるがなす)	狩留家	0 件	0 件
603.	川尻筆 (かわじりふで)	川尻	0 件	0 件
604.	祇園パセリ (ぎおんぱせり)	祇園	69 件	7 件
605.	高根みかん (こうねみかん)	高根	6 件	0 件
606.	比婆牛 (ひばぎゅう)	比婆	3 件	0 件
607.	広島かき (ひろしまかき)	広島	1 件	0 件
608.	広島の酒 (ひろしまのさけ)	広島	1 件	0 件
609.	広島はっさく (ひろしまはっさく)	広島	1 件	0 件
610.	広島針 (ひろしまはり)	広島	1 件	0 件
611.	広島みかん (ひろしまみかん)	広島	1 件	0 件
612.	広島レモン (ひろしまれもん)	広島	1 件	0 件
613.	びんご畳表 (びんごたたみおもて)	備後	2 件	1 件
614.	福山琴 (ふくやまこと)	福山	1414 件	4 件
615.	福山のくわい (ふくやまのくわい)	福山	1414 件	4 件
616.	府中家具 (ふちゅううかぐ)	府中	175 件	0 件
617.	三次ピオーネ (みよしひお一ね)	三次	329 件	30 件

3 5. 山口県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
618.	赤間硯 (あかますすり)	赤間	0 件	0 件
619.	厚保くり (あつくり)	厚保	13 件	0 件
620.	北浦うに (きたうらうに)	北浦	32 件	0 件
621.	下関うに (しものせきうに)	下関	191 件	0 件
622.	下関ふく (しものせきふく)	下関	191 件	0 件
623.	長州黒かしわ (ちょうしゅうくろかしわ)	長州	15 件	1 件
624.	長州地どり (ちょうしゅうじどり)	長州	15 件	1 件
625.	長門ゆずきち (ながとゆづきち)	長門	51 件	1 件
626.	長門湯本温泉	長門	51 件	1 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
	(ながとゆもとおんせん)			
627.	湯田温泉 (ゆだおんせん)	湯田	58 件	0 件

3 6. 徳島県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
628.	阿波しじら織 (あわしじらおり)	阿波	1790 件	0 件
629.	阿波山田錦 (あわやまだにしき)	阿波	1790 件	0 件
630.	渭東ねぎ (いとうねぎ)	渭東	4 件	0 件
631.	大谷焼 (おおたにやき)	大谷	385 件	0 件
632.	上勝阿波晩茶 (かみかつあわばんちゃ)	上勝	34 件	0 件
633.	徳島唐木仏壇 (とくしまからきぶつだん)	徳島	128 件	0 件
634.	なると金時 (なるときんとき)	鳴門	70 件	4 件
635.	鳴門らっきょ (なるとらっきょ)	鳴門	70 件	4 件
636.	半田そうめん (はんだそうめん)	半田	109 件	6 件

3 7. 香川県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
637.	庵治石 (あじいし)	庵治	1 件	1 件
638.	伊吹いりこ (いぶきいりこ)	伊吹	18 件	1 件
639.	讃岐牛 (さぬきうし)	讃岐	17 件	1 件
640.	小豆島オリーブオイル (しょうどしまおりーぶおいる)	小豆島	1 件	1 件
641.	ひけた鯛 (ひけたぶり)	引田	2 件	0 件
642.	丸亀うちわ (まるがめうちわ)	丸亀	22 件	12 件
643.	まんのうひまわりオイル (まんのうひまわりおいる)	万能	1763 件	7 件

3 8. 愛媛県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
644.	今治タオル (いまばりたおる)	今治	58 件	5 件
645.	宇和島じやこ天 (うわじまじやこてん)	宇和島	3 件	0 件
646.	宇和島鰯めし (うわじまたいめし)	宇和島	3 件	0 件
647.	大島石 (おおしまいし)	大島	192 件	8 件
648.	菊間瓦 (きくまかわら)	菊間	2 件	0 件
649.	西条の七草	西条	16 件	0 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
	(さいじょうのななくさ)			
650.	道後温泉 (どうごおんせん)	道後	10 件	2 件
651.	道後温泉 (どうごおんせん)	道後	10 件	2 件
652.	戸島ぶり (とじまぶり)	戸島	9 件	0 件
653.	中山栗 (なかやまぐり)	中山	931 件	0 件
654.	西宇和みかん (にしうわみかん)	西宇和	0 件	0 件
655.	真穴みかん (まあなみかん)	真穴	0 件	0 件

39. 高知県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
656.	四万十川の青さのり (しまんとがわのあおさのり)	四万十川	4 件	0 件
657.	四万十川の青のり (しまんとがわのあおのり)	四万十川	4 件	0 件
658.	四万十鶏 (しまんとどり)	四万十川	4 件	0 件
659.	徳谷トマト (とくだにとまと)	徳谷	266 件	0 件
660.	土佐あかうし (とさあかうし)	土佐	56 件	31 件
661.	土佐打刃物 (とさうちはもの)	土佐	56 件	31 件

40. 福岡県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
662.	上野焼 (あがのやき)	上野	363 件	6 件
663.	糸島カキ (いとしまかき)	糸島	0 件	0 件
664.	合馬たけのこ (おうまたけのこ)	合馬	144 件	0 件
665.	大川家具 (おおかわかぐ)	大川	800 件	2 件
666.	鐘崎天然とらふく (かねざきてんねんとらふく)	鐘崎	0 件	0 件
667.	久留米かすり (くるめかすり)	久留米	7 件	1 件
668.	久留米絹 (くるめかすり)	久留米	7 件	1 件
669.	小石原焼 (こいしわらやき)	小石原	26 件	11 件
670.	小倉織 (こくらおり)	小倉	868 件	1 件
671.	地島天然わかめ (じのしまでんねんわかめ)	地島	21 件	0 件
672.	博多織 (はかたおり)	博多	485 件	15 件
673.	はかた地どり (はかたじどり)	博多	485 件	15 件
674.	博多焼酎 (はかたしょうちゅう)	博多	485 件	15 件
675.	博多薔薇 (はかたつぼみな)	博多	485 件	15 件
676.	博多なす (はかたなす)	博多	485 件	15 件
677.	博多人形 (はかたにんぎょう)	博多	485 件	15 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
678.	原鶴温泉 (はらづるおんせん)	原鶴	6 件	0 件
679.	福岡有明のり (ふくおかありあけのり)	福岡	4 件	0 件
680.	福岡の八女茶 (ふくおかのやめちゃ)	福岡	4 件	0 件
681.	福岡花ござ (ふくおかはなござ)	福岡	4 件	0 件
682.	八女茶 (やめちゃ)	八女	47 件	0 件
683.	八女提灯 (やめちょうちん)	八女	47 件	0 件
684.	八女福島仏壇 (やめふくしまぶつだん)	八女	47 件	0 件
685.	八女抹茶 (やめまっちゃ)	八女	47 件	0 件

4 1. 佐賀県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
686.	伊万里梨 (いまりなし)	伊万里	12 件	0 件
687.	うれしの茶 (うれしのちゃ)	嬉野	16 件	0 件
688.	小城羊羹 (おぎようかん)	小城	2610 件	0 件
689.	女山大根 (おんなやまだいこん)	女山	336 件	0 件
690.	唐津焼 (からつやき)	唐津	32 件	0 件
691.	神埼そうめん (かんざきそうめん)	神埼	1 件	0 件
692.	佐賀産和牛 (さがさんわぎゅう)	佐賀	28 件	12 件
693.	佐賀のり (さがのり)	佐賀	28 件	12 件
694.	竹崎カキ (たけざきかき)	竹崎	12 件	0 件
695.	諸富家具 (もろどみかぐ)	諸富	3 件	0 件

4 2. 長崎県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
696.	壱岐牛 (いきぎゅう)	壱岐	12 件	1 件
697.	九十九島かき (くじゅうくしまかき)	九十九島	29 件	0 件
698.	五島うどん (ごとううどん)	五島	79 件	15 件
699.	五島牛 (ごとうぎゅう)	五島	79 件	15 件
700.	五島手延うどん (ごとうてのべうどん)	五島	79 件	15 件
701.	小長井牡蠣 (こながいかき)	小長井	16 件	11 件
702.	佐世保バーガー (させぼばーがー)	佐世保	4 件	0 件
703.	そのぎ茶 (そのぎちや)	彼杵	0 件	0 件
704.	長崎カステラ (ながさきかすてら)	長崎	1 件	0 件
705.	長崎和牛 (ながさきわぎゅう)	長崎	1 件	0 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
706.	波佐見焼 (はさみやき)	波佐見	12 件	4 件

4 3. 熊本県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
707.	阿蘇たかな漬 (あそたかなづけ)	阿蘇	343 件	2 件
708.	天草黒牛 (あまくさくろうし)	天草	652 件	9 件
709.	天草ぶり (あまくさぶり)	天草	652 件	9 件
710.	荒尾梨 (あらおなし)	荒尾	2 件	0 件
711.	小国杉 (おぐにすぎ)	小国	232 件	0 件
712.	菊池温泉 (きくちおんせん)	菊池	25 件	1 件
713.	球磨栗 (くまぐり)	球磨	7 件	5 件
714.	球磨焼酎 (くましようちゅう)	球磨	7 件	5 件
715.	球磨茶 (くまちや)	球磨	7 件	5 件
716.	熊本いきなり団子 (くまもといきなりだんご)	熊本	134 件	39 件
717.	くまもと畳表 (くまもとたたみおもて)	熊本	134 件	39 件
718.	くまもと茶 (くまもとちや)	熊本	134 件	39 件
719.	熊本名産からし蓮根 (くまもとめいさんからしれんこん)	熊本	134 件	39 件
720.	黒川温泉 (くろかわおんせん)	黒川	74 件	0 件
721.	杖立温泉 (つえたておんせん)	杖立	0 件	0 件
722.	八代青のり (やつしろあおのり)	八代	173 件	6 件

4 4. 大分県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
723.	大分麦焼酎 (おおいたむぎしょうちゅう)	大分	31 件	0 件
724.	大分むぎ焼酎 (おおいたむぎしょうちゅう)	大分	31 件	0 件
725.	小鹿田焼 (おんたやき)	小鹿田	37 件	0 件
726.	玖珠米 (くすまい)	玖珠	23 件	0 件
727.	関あじ (せきあじ)	関	14 件	0 件
728.	関さば (せきさば)	関	14 件	0 件
729.	中津からあげ (なかつからあげ)	中津	181 件	1 件
730.	日田梨 (ひたなし)	日田	141 件	3 件
731.	豊後きのこカレー (ぶんごきのこかれー)	豊後	22 件	0 件
732.	豊後牛 (ぶんごぎゅう)	豊後	22 件	0 件

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
733.	豊後別府湾ちりめん (ぶんごべっぷわんちりめん)	豊後	22 件	0 件
734.	別府竹細工 (べっぷたけざいく)	豊後	22 件	0 件
735.	岬ガザミ (みさきがざみ)	岬	99 件	1 件

4 5. 宮崎県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
736.	北浦灘アジ (きたうらなだあじ)	北浦灘	0 件	0 件
737.	高千穂牛 (たかちほぎゅう)	高千穂	24 件	4 件
738.	都城大弓 (みやこのじょうだいきゅう)	都城	513 件	3 件
739.	都城和牛 (みやこのじょうわぎゅう)	都城	513 件	3 件
740.	宮崎牛 (みやざきぎゅう)	宮崎	13 件	0 件
741.	みやざき地頭鶏 (みやざきじとっこ)	宮崎	13 件	0 件
742.	宮崎の本格焼酎 (みやざきのほんかくしょううちゅう)	宮崎	13 件	0 件
743.	宮崎ハーブ牛 (みやざきはーぶぎゅう)	宮崎	13 件	0 件
744.	宮崎牛 (みやざきぎゅう)	宮崎	13 件	0 件

4 6. 鹿児島県

N o.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
745.	赤鶏さつま (あかどりさつま)	赤鶏	7 件	0 件
746.	奄美黒糖焼酎 (あまみこくとうしょううちゅう)	奄美	4 件	3 件
747.	指宿温泉 (いぶすきおんせん)	指宿	5 件	0 件
748.	指宿鰹節 (いぶすきかつおぶし)	指宿	5 件	0 件
749.	指宿砂むし温泉 (いぶすきすなむしおんせん)	指宿	5 件	0 件
750.	かけろまきび醉 (かけろまきびす)	加計呂麻	0 件	0 件
751.	鹿児島黒牛 (かごしまくろうし)	鹿児島	33 件	2 件
752.	かごしま知覧茶 (かごしまちらんちや)	鹿児島	33 件	2 件
753.	川辺仏壇 (かわなべぶつだん)	川辺	37 件	1 件
754.	川辺仏壇 (かわなべぶつだん)	川辺	37 件	1 件
755.	霧島茶 (きりしまちや)	霧島	64 件	8 件
756.	桜島小みかん	桜島	88 件	2 件

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
	(さくらじまこみかん)			
757.	薩摩焼 (さつまやき)	薩摩	302 件	22 件
758.	知覧茶 (ちらんちゃ)	知覧	2 件	1 件
759.	知覧紅 (ちらんべに)	知覧	2 件	1 件
760.	本場奄美大島紬 (ほんばあまみおおしまつむぎ)	本場奄美大島	2 件	2 件
761.	本場大島紬 (ほんばおおしまつむぎ)	本場大島	0 件	0 件
762.	枕崎鰹節 (まくらざきかつおぶし)	枕崎	3 件	3 件

47. 沖縄県

No.	地域団体商標	検索単語	有効登録件数	日本関係者所有登録商標件数
763.	石垣牛 (いしがきぎゅう)	石垣	29 件	3 件
764.	石垣の塩 (いしがきのしお)	石垣	29 件	3 件
765.	沖縄赤瓦 (おきなわあかがわら)	沖縄	3 件	3 件
766.	沖縄黒糖 (おきなわこくとう)	沖縄	3 件	3 件
767.	沖縄シークワーサー ^(おきなわしーくわーさー)	沖縄	3 件	3 件
768.	沖縄そば (おきなわそば)	沖縄	3 件	3 件
769.	首里織 (しゅりおり)	首里	20 件	0 件
770.	知花花織 (ちばなはなおり)	知花	384 件	0 件
771.	壺屋焼 (つぼややき)	壺屋	4 件	0 件
772.	本場久米島紬 (ほんばくめじまつむぎ)	本場久米島	0 件	0 件
773.	宮古上布 (みやこじょうふ)	宮古	70 件	3 件
774.	八重山かまぼこ ^(やえやまかまぼこ)	八重山	10 件	0 件
775.	読谷山花織 (ゆんたんざはなうい)	読谷	24 件	0 件
776.	与那国織 (よなぐにおり)	与那国	0 件	0 件
777.	琉球泡盛 (りゅうきゅうあわもり)	琉球	5 件	4 件
778.	琉球かすり (りゅうきゅうかすり)	琉球	5 件	4 件
779.	琉球絹 (りゅうきゅうかすり)	琉球	5 件	4 件
780.	琉球びんがた (りゅうきゅうびんがた)	琉球	5 件	4 件

添付資料3：参照裁判例一覧

事件No.	事件番号および裁判所	裁判1v.	判決の主文	地理名称およびその説明	使用商標	商標権	地名の正当使用・合理使用か	商標権侵害か
001	(2013) 叠民初字第620号 広西チワン族自治区桂林市叠彩区人民法院	1審	原告請求棄却	「龙脊」(龍脊)は古来の地名であるが、県以上行政区画名でない	龙胜龙脊十三寨	龙脊	○	×
002	(2014) 錫知民終字第0005号 江蘇省無錫市中級人民法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】 ①被告権利侵害行為の停止 ②原告に6万元の賠償	「上海」は市の名称	上海人家	上海人家	△	○
003	(2016) 蘇民終172号 江蘇省高級人民法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】 ①被告権利侵害行為の停止 ②原告に50万元の賠償	「东阿」(東阿)は県の名称	硒阿阿胶	东阿阿胶	△	○
004	(2017) 皖16民初175号 安徽省亳州市中級人民法院	1審	1. 被告権利侵害行為の停止 2. 原告に1.5万元の賠償	「永和」は山西省の県の名称、台灣の永和市の名称	永和豆浆	永和豆浆	△	○
005	(2020) 最高法民再	再審	1. 2審判決取消	「枫丹白露」はフラ	枫丹白露	丹枫白露	×	○

事件No.	事件番号および裁判所	裁判1v.	判決の主文	地理名称およびその説明	使用商標	商標権	地名の正当使用・合理使用か	商標権侵害か
	284号 最高人民法院		2. 1 審判決維持 【2審判決主文】 1審判決の取消 【1審判決主文】 ①被告権利侵害行為の停止 ②被告社名の使用停止。 ③原告に50万元の賠償	ンスの有名な観光名所と宮殿「ファンテヌブロー宮」の中国語				
006	(2018)川01民初1674号 四川省成都市中級人民法院	1審	1. 被告権利侵害行為の停止 2. 被告商号の使用停止/変更 3. 原告に8万元の賠償	「小龙坎」(小龍坎)は重慶市内の街の名称	江湖小龙坎、小龙坎	小龍坎	×	○
007	(2021)京民終438号 北京市高級人民法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】 ①被告権利侵害行為の停止 ②被告商号の使用停止/変	「巴黎」(パリ)、「PARI」はフランスの首都	芭黎贝甜, 巴黎贝甜, PARISBAGUETTE	巴黎贝甜, PARISBAGUETTE	×	○

事件No.	事件番号および裁判所	裁判1v.	判決の主文	地理名称およびその説明	使用商標	商標権	地名の正当使用・合理使用か	商標権侵害か
			更 ③被告謝罪文の発表 ④原告に150万元の賠償					
008	(2020)京73民終2176号 北京知識権法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】 ①被告権利侵害行為の停止 ②原告に11万元の賠償	「沟帮子」 (溝幫子) は遼寧省錦州市北鎮市の地名	沟帮子鸡, 沟帮子云杉牌, 沟帮子	沟帮子	×	○
009	(2020)最高法民申459号 最高人民法院	再審	再審申請人の再審請求の却下	「德州」は山東省の市の名称	德州扒鷄	德州扒鷄	×	○
010	(2018)粵13民終6899号 広東省惠州中級人民法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】 ①被告権利侵害行為の停止 ②原告に3万元の賠償	「朝天門」 (朝天門) は重慶市の地名	老重庆朝天门	朝天门	×	○
011	(2018)粵73民終4246号 広州知識権法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】	「渝」は重慶の略称	渝宗·印象	渝宗	△	○

事件No.	事件番号および裁判所	裁判1v.	判決の主文	地理名称およびその説明	使用商標	商標権	地名の正当使用・合理使用か	商標権侵害か
			①被告権利侵害行為の停止 ②被告社名の使用停止。 ③原告に20万元の賠償					
012	(2019)閩07民初46号 福建省南平市中級人民法院	1審	1. 被告権利侵害行為の停止 2. 原告に2万元の賠償	「九龙窠」は観光スポット、武夷山岩茶産地の俗称、県以上行政区画名でない	九龙窠	玖龍窠	×	○
013	(2019)陕04民初80号 咸陽市中級人民法院	1審	1. 被告権利侵害行為の停止 2. 原告に1万元の賠償	「郫县」は、古代の成都市郫県で、現在成都市郫都区	郫县豆瓣	郫县豆瓣	×	○
014	(2020)鄂05知民初175号 湖北省宜昌市中級人民法院	1審	原告に2万元の賠償	「五常」は黒龍江省の市の名称	検索キーワードとして「五常」を使用	五常 WUCHANG及び図形、五常大米	×	※不正競争行為該当
015	(2019)最高法民再210号 最高人民法院	再審	1. 2審判決の取消 2. 1審判決の取消	「台儿庄」(台兒莊)は山東省棗庄市の区名称、「天下第一庄」と	天下第一莊	天下第一庄	○	×

事件No.	事件番号および裁判所	裁判1v.	判決の主文	地理名称およびその説明	使用商標	商標権	地名の正当使用・合理使用か	商標権侵害か
			<p>【2審判決主文】控訴棄却、原判決維持。</p> <p>【1審判決主文】①被告権利侵害行為の停止 ②原告に1.5万元の賠償</p>	称する				
016	(2020)魯民終2934号 山東省高級人民法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】原告の提訴棄却	「齐鲁」(齐鲁)は現在の山東を指す	齐鲁少年军校	齐鲁少年	○	×
017	(2019)蘇民終34号 江蘇省高級人民法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】原告の提訴棄却	大伊山は江蘇省灌雲県の観光スポット、山の名称	大伊山	大伊山	○	×
018	(2023)京73民終1047号 北京知識権法院	2審	控訴棄却、原判決維持 【1審判決主文】①被告権利侵害行為の停止 ②原告に5.5万元の賠償	「泸州」(瀘州)は四川省の市の名称	中國瀘州	瀘州, 瀘州老窖	×	○
019	(2022)蘇	2	控訴棄	「茅台镇」	贵州茅台镇, G	贵州茅台, MAO	×	○

事件No.	事件番号および裁判所	裁判1v.	判決の主文	地理名称およびその説明	使用商標	商標権	地名の正当使用・合理使用か	商標権侵害か
	02 民終 652 号 江蘇省無錫市中級人民法院	審	却、原判 決維持 【1 審判 決主文】 ①被告権 利侵害行 為の停止 ②原告に 2 万元の 賠償	(茅台鎮) は貴州省仁 懷市の鎮の 名称	UIZOUUMAOTAIZH EN, 赖茅	TAIZHEN, 賴茅		
020	(2021) 川 知民終 2152 号 四川省高級人民法院	2 審	1 審判決 の取消 【1 審判 決主文】 ①被告権 利侵害行 為の停止 ②原告に 3 万元の 賠償	「青花椒」 (青サンシ ヨウ) は四 川などの地 域に良く使 われる調味 料の名称	青花椒魚火 鍋, 五阿婆青 花椒魚火鍋, 温江五阿婆青 花椒魚火鍋店	青花椒, 青花 椒および図形	○ ※調 味料 の合 理的 使 用	×

注： 「○」は地名の正当使用・合理使用または商標権侵害に該当することを意味する。

「×」は地名の正当使用・合理使用または商標権侵害に該当しないことを意味する。

「△」は地名の正当使用・合理使用が主張されたが、裁判所が正当使用・合理使用について明確的な判断を下していなかったことを意味する。

[特許庁委託事業]

中国における日本の地名等の商標登録対策マニュアル

[作成協力]

北京浩思行知識産権代理有限公司

[発行]

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

(知的財産権部)

2025年4月発行

無断転載禁止